



2017年度

自動車保険の概況

2017年度

自動車保険の概況

2018年4月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総務企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300 (代表)

URL <https://www.giroj.or.jp/>

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、自賠責保険・自動車保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向、当機構で行っている自賠責保険の損害調査などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方、交通事故被害者の方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書のエッセンスをまとめた簡易版として「これでナットク！損害保険のカカク」を別途発行しております。こちらをご覧ください。

2018年4月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険の参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は36社（2018年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目次

はしがき	1
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは	2
はじめに 損害保険とは	4

第Ⅰ部 くるまに関する保険の制度概要

1 くるまに関する保険の仕組み	6
2 自賠責保険と自動車保険	
1 自賠責保険の概要	8
2 自動車保険の概要	9

第Ⅱ部 自賠責保険

1 自賠責保険とは	
1 自賠責保険の保険約款	10
2 自賠責保険の補償内容	10
2 自賠責保険の保険料率	
1 自賠責保険の保険料率の概要	11
2 自賠責保険の基準料率の算出	14
3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ	18
4 自賠責保険の基準料率の検証と改定	19
3 自賠責保険料率の現況	
1 保険料（収入）の状況	20
2 保険金（支払い）の状況	22
トピックス	
1 2017年度 自賠責保険基準料率の検証結果	26
4 自賠責保険の損害調査とは	
1 自賠責保険の損害調査の流れ	27
2 自賠責保険の損害調査の体制	28
トピックス	
2 自賠責保険（共済）審査会における審査について	29
3 自賠責保険の支払基準	31
4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係	31
5 自賠責保険から支払われない場合	33
6 自賠責保険から支払いが減額される場合	34
5 自賠責保険の損害調査の現況	
1 請求事案の処理状況	35
2 保険金の支払状況	36
3 後遺障害認定の現況	37

6 自賠責保険の医療費について	
1 医療費の現況	38
2 医療機関における現況	39
3 柔道整復における現況	42

7 政府保障事業とは	
1 保障事業の概要	44
2 保障事業の受付状況	45

第Ⅲ部 自動車保険

1 自動車保険とは	
1 自動車保険の保険約款	46
2 自動車保険の補償内容	47
3 自動車保険標準約款	51
2 自動車保険の保険料率	
1 自動車保険の保険料率の概要	52
2 自動車保険の参考純率の算出	63
3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ	65
4 自動車保険の参考純率の検証と改定	66
3 自動車保険の現況	
1 保険料（収入）の状況	67
2 保険金（支払い）の状況	71
トピックス	
3 安全運転サポート車（サポカー）の普及状況	75
4 交通事故にみる高齢運転者の実態	76
5 消費税率の引上げによる影響	78
6 法定利率の引下げによる影響	80
7 自動車保険参考純率の改定	82

第Ⅳ部 くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計	84
2 自動車保険統計	100
3 関連情報	132

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

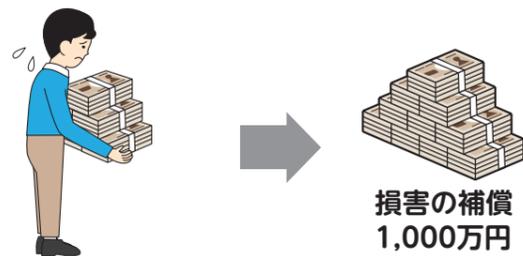
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとして、1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

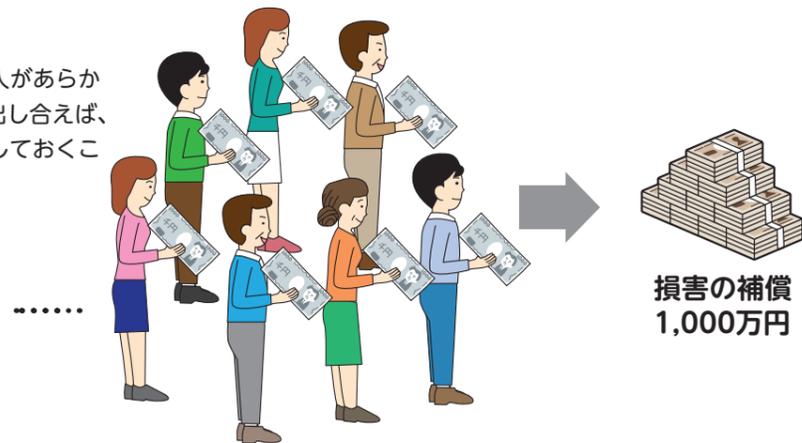
貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、社会政策的な側面をもつ保険もあります。

3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

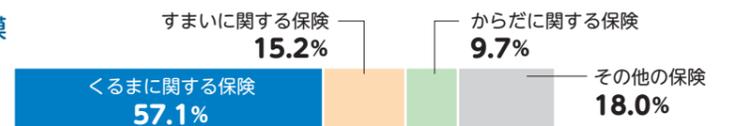
■損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます (事務所や工場なども含まれます)。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2016年度の元受正味収入保険料は約9兆1,167億円です。その内訳は右のとおりです。



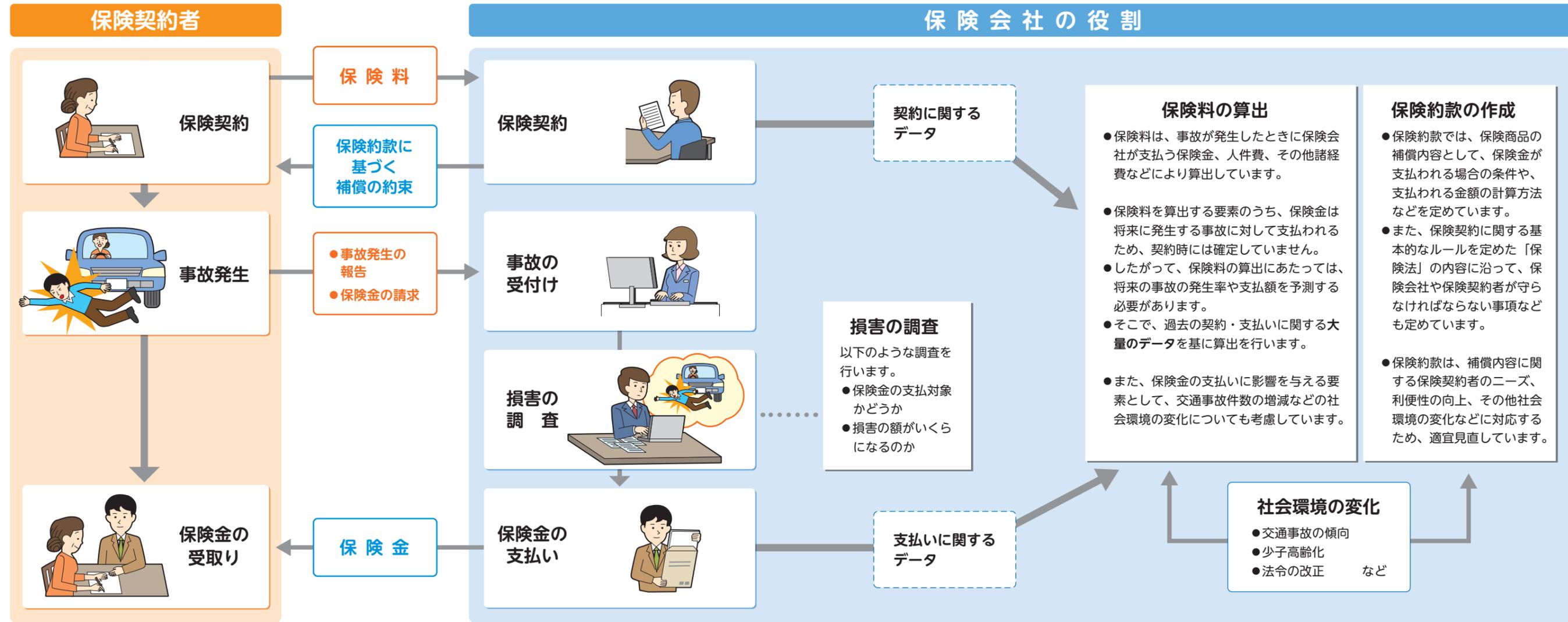
*[平成29年版 インシュアランス損害保険統計号] (株式会社 保険研究所) から作成。

1 くるまに関する保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。
 「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。

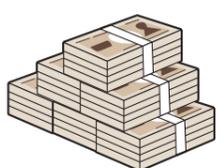
➤ 自賠責保険・自動車保険の詳細はこちらに記載しています。

	損害の調査	保険料の算出	保険約款の作成
自賠責保険	第Ⅱ部 4 自賠責保険の損害調査とは P 27～	第Ⅱ部 2 自賠責保険の保険料率 P 11～	第Ⅱ部 1 自賠責保険とは P 10
自動車保険		第Ⅲ部 2 自動車保険の保険料率 P 52～	第Ⅲ部 1 自動車保険とは P 46～



memo 保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。
 保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



memo なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目が出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。
 これを「大数の法則」といい、自動車事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 自賠責保険と自動車保険

くるまに関する保険には、「自賠責保険」と「自動車保険」があります。

「自賠責保険」は自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）に基づき契約が義務付けられている「強制保険」であるのに対して、「自動車保険」は任意に契約することができる保険です。



1 自賠責保険の概要

自賠責保険は、自動車事故で他人の生命・身体に損害を与えた場合に発生する損害賠償責任（事故の被害者の治療費、慰謝料など）を補償する保険で、次のような特徴があります。

■自賠責保険の特徴

強制保険である	自動車を運行する場合には、一部の車両を除き自賠責保険を契約しなければなりません。
法令により保険金の限度額が設定されている	保険会社が支払う保険金の限度額が法令によって定められています。
自動車損害賠償責任保険審議会で審議される	自賠責保険に関する重要事項については、自動車損害賠償責任保険審議会で審議されます。
政府の自動車損害賠償保障事業がある	自賠責保険では救済されないひき逃げ事故や、自賠責保険を契約していない自動車の事故などによって人身損害を被った被害者は、政府の自動車損害賠償保障事業によって保障されます。

➡ 詳細は、第 II 部 自賠責保険 (P10) をご参照ください。

memo 損害賠償責任とは？

故意や過失により他人に損害を与えた場合に、その損害を原則として金銭により賠償する責任のことです。
自賠法では、自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任が生じることとされています。

自動車損害賠償責任保険審議会とは？

自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置されたものです。自賠責保険に関する事項の調査・審議は、内閣総理大臣の諮問に応じて行われます（なお、本資料では、以下、「自賠責保険審議会」といいます）。

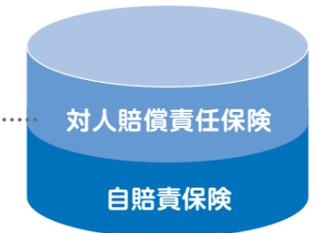
2 自動車保険の概要

自動車保険は、保険契約者が任意に契約することができ、自賠責保険では補償されない様々な損害を補償する保険です。自動車保険には、補償内容ごとに以下の種類の保険があり、一般的に保険会社ではこれらを組み合わせて販売しています。

(1) 他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償



自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。



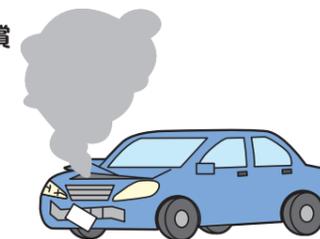
(2) 他人の財物を壊した場合の損害賠償責任を補償



(3) ご自身や搭乗者が死傷した場合の損害を補償



(4) ご自分の自動車の損害を補償



➡ 詳細は、第 III 部 自動車保険 (P46) をご参照ください。

1 自賠責保険とは

自賠責保険の基本的な補償内容は、自賠法によって定められているため、どの保険会社でも同一の保険約款が使用されています。



1 自賠責保険の保険約款

自賠責保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

2 自賠責保険の補償内容

(1) 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の生命・身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。



(2) 支払われる保険金の額

法律上の損害賠償責任の額。
右のとおり支払限度額が設けられています。

■支払限度額

損害の内容	支払限度額
死亡による損害	3,000万円
後遺障害による損害	後遺障害の程度により、75万円～4,000万円
傷害による損害	120万円

(3) 保険金が支払われない場合（約款上の免責事由）

① 悪意による事故の場合

わざと人を轢こうとした場合や、わざと衝突して他人を死傷させた場合など、悪意による事故の場合は、保険金が支払われません。



② 同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合

同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合は、契約の締結が最も早い契約以外の契約については、保険金が支払われません。

上記以外にも、自賠責保険で支払われない場合があります。詳細は、4 5 自賠責保険から支払われない場合（P33）をご参照ください。



2 自賠責保険の保険料率

自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自賠責保険の保険料率の概要

(1) 自賠責保険の保険料率

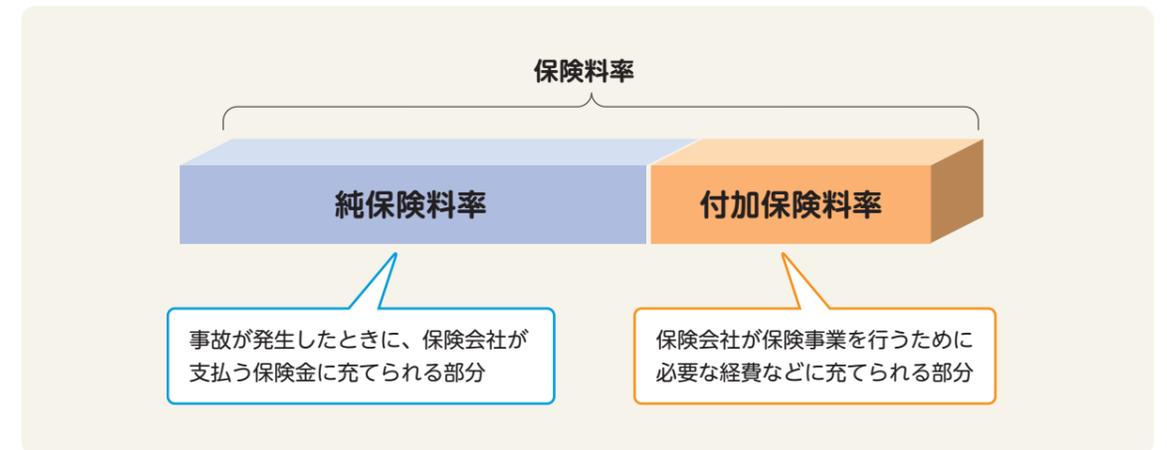
自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2 1 (5) 自賠責保険の料率区分（P13）をご参照ください。

■保険料率の構成



memo 保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自賠責保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

(2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。
基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。
 基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

<p>合理的</p> <ul style="list-style-type: none"> ●算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること。 ●算出が、保険数理に基づく科学的方法によるものであること。 	<p>妥当</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であること。 ●保険会社の業務の健全性を維持する水準であること。 	<p>不当に差別的でない</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危険の区分や水準が、実態的な危険の格差および見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されていること。
---	--	---

(3) ノーロス・ノープロフィットの原則

自賠責保険は、社会政策的な側面をもつ保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法に規定されており、利潤や損失が生じないように算出する必要があります。
 これを「ノーロス・ノープロフィットの原則」といいます。

memo 「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則
 保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。

純保険料の総額	保険金の総額
純保険料	保険金

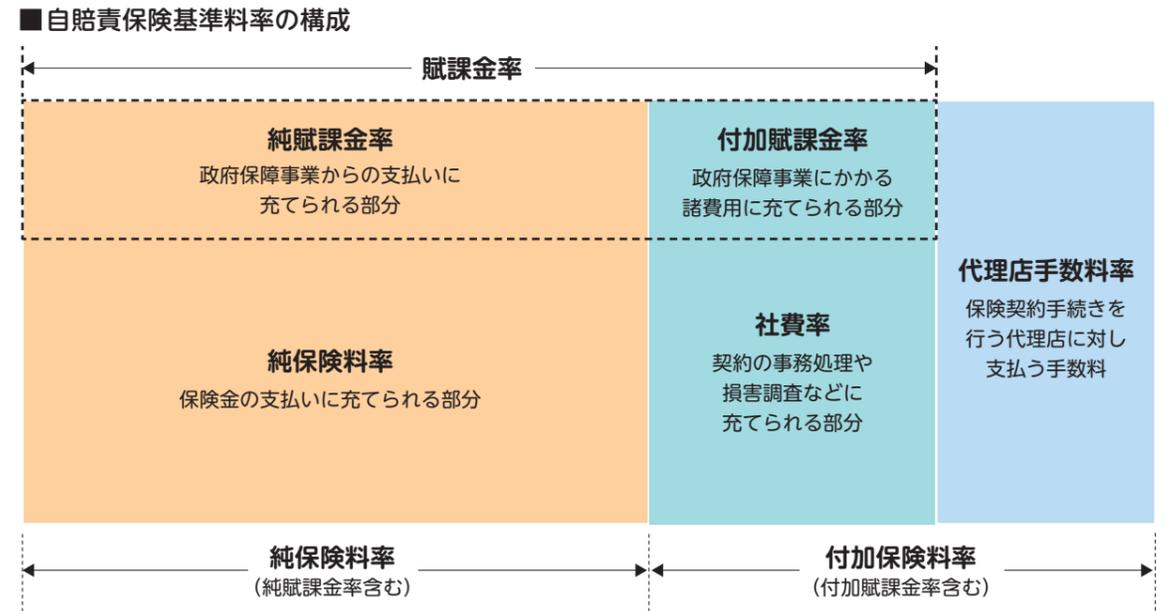
↓ 個々の契約について見ると ↓

給付・反対給付均等の原則
 保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。
 こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

ある保険契約の純保険料	その保険契約で受け取ることが見込まれる保険金の期待値
-------------	----------------------------

(4) 自賠責保険基準料率の構成

自賠責保険の基準料率は、純保険料率と付加保険料率から成り立っています。
 また、それぞれには政府の自動車損害賠償保障事業の財源に充てられる賦課金率（純賦課金率および付加賦課金率）が含まれています。



(5) 自賠責保険の料率区分

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車を利用する目的や自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています（北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島によっても料率区分を設けています）。

料率区分の例

用途・車種

自動車を利用する目的（自家用・事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、用途・車種別に区分を設けています。

<例>

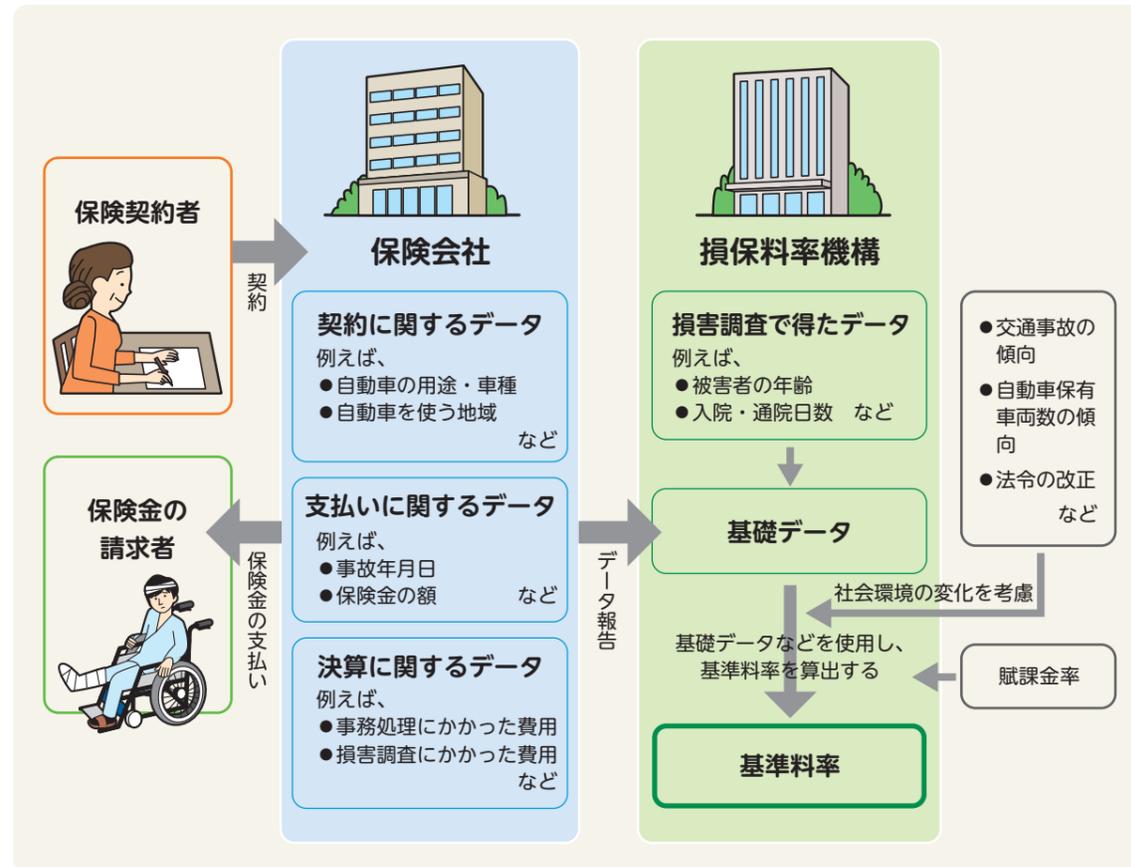
<ul style="list-style-type: none"> ・自家用乗用自動車 ・軽自動車 ・営業用普通貨物自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型二輪自動車 ・原動機付自転車 など
---	---

2 自賠責保険の基準料率の算出

(1) 統計データの収集から料率算出への流れ

当機構では基礎データを収集し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて基準料率の算出を行っています。

■統計データの収集から自賠責保険基準料率の算出への流れ



(2) 自賠責保険基準料率の算出方法

自賠責保険基準料率の基本的な考え方

自賠責保険の基準料率は、前記1(2)(3)のとおり、保険料率の3つの原則(P12参照)に基づくとともに、ノーロス・ノープロフィットの原則(P12参照)にしたがって、利潤や損失が生じないように算出しています。

また、自賠責保険の基準料率は、ノーロス・ノープロフィットの原則にしたがい、滞留資金も保険料に反映しています。滞留資金が黒字であれば、保険料の引下げという形で活用しています。

滞留資金

滞留資金とは、①過去契約分の収支差額の累計と②利息の蓄積を合計した額です。

- ①過去契約分の収支差額… 交通事故発生状況の変化等によって生じた料率算出時の見込みと実績との差分
- ②利息…………… 保険契約時から保険金支払い時までの間に生じた利息

memo

社会環境の変化の考慮

自賠責保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正(例:消費税率の引上げ)に伴って、自賠責保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

トピックス⑤ 消費税率の引上げによる影響(P78)も併せてご参照ください。

自賠責保険基準料率の算出方法

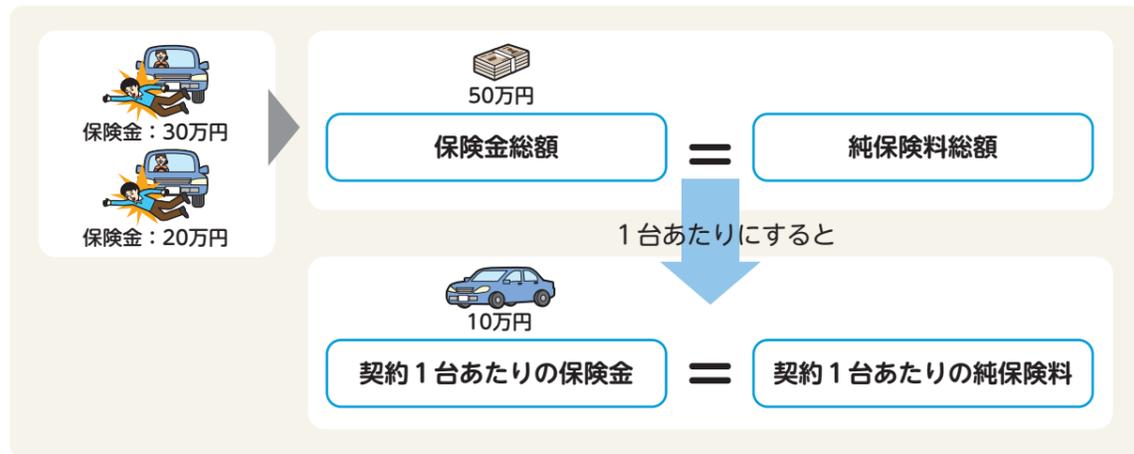
① 純保険料率の算出

収支相等の原則（①（2）保険料率の3つの原則（P12）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

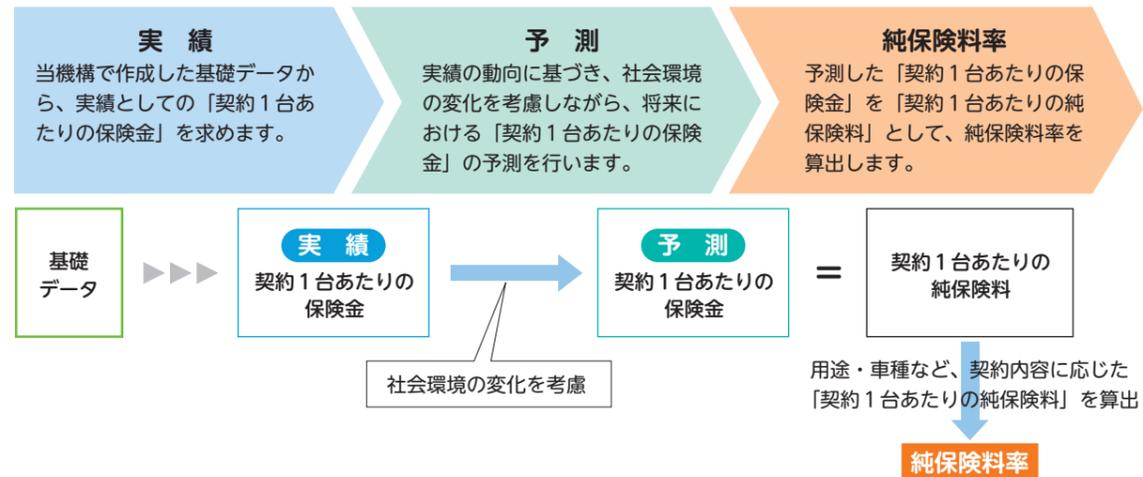
この点を踏まえ、自賠責保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、純保険料率を算出します。

■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■ 純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

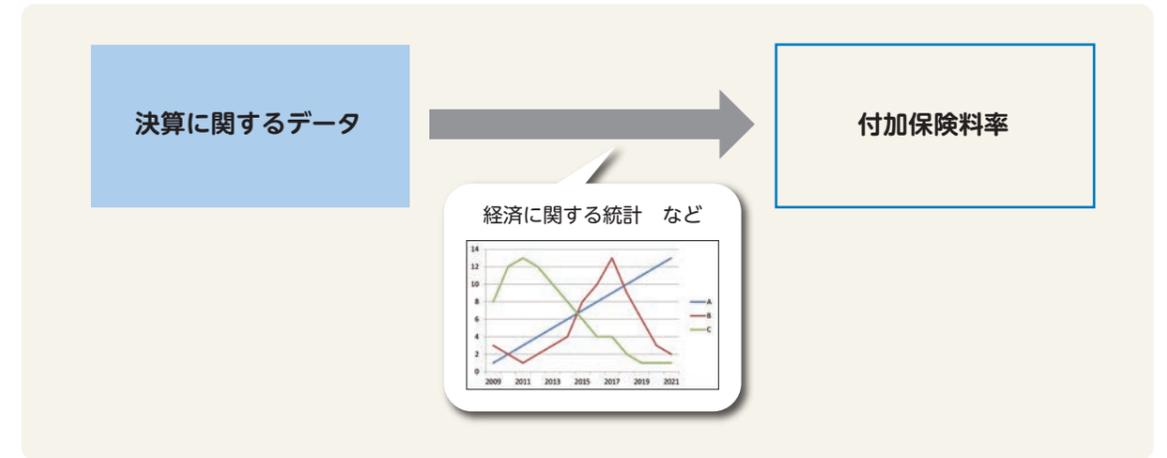
$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

事故率（事故が起きる確率） 保険金単価（1事故あたりの保険金）

② 付加保険料率の算出

付加保険料率は、保険会社の決算に関するデータから把握した実績経費に基づき、経済に関する統計などを参考にして算出します。

■ 付加保険料率の算出



③ 賦課金率の算出

純賦課金率および付加賦課金率は、「自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令」に定められた計算式によって算出します。

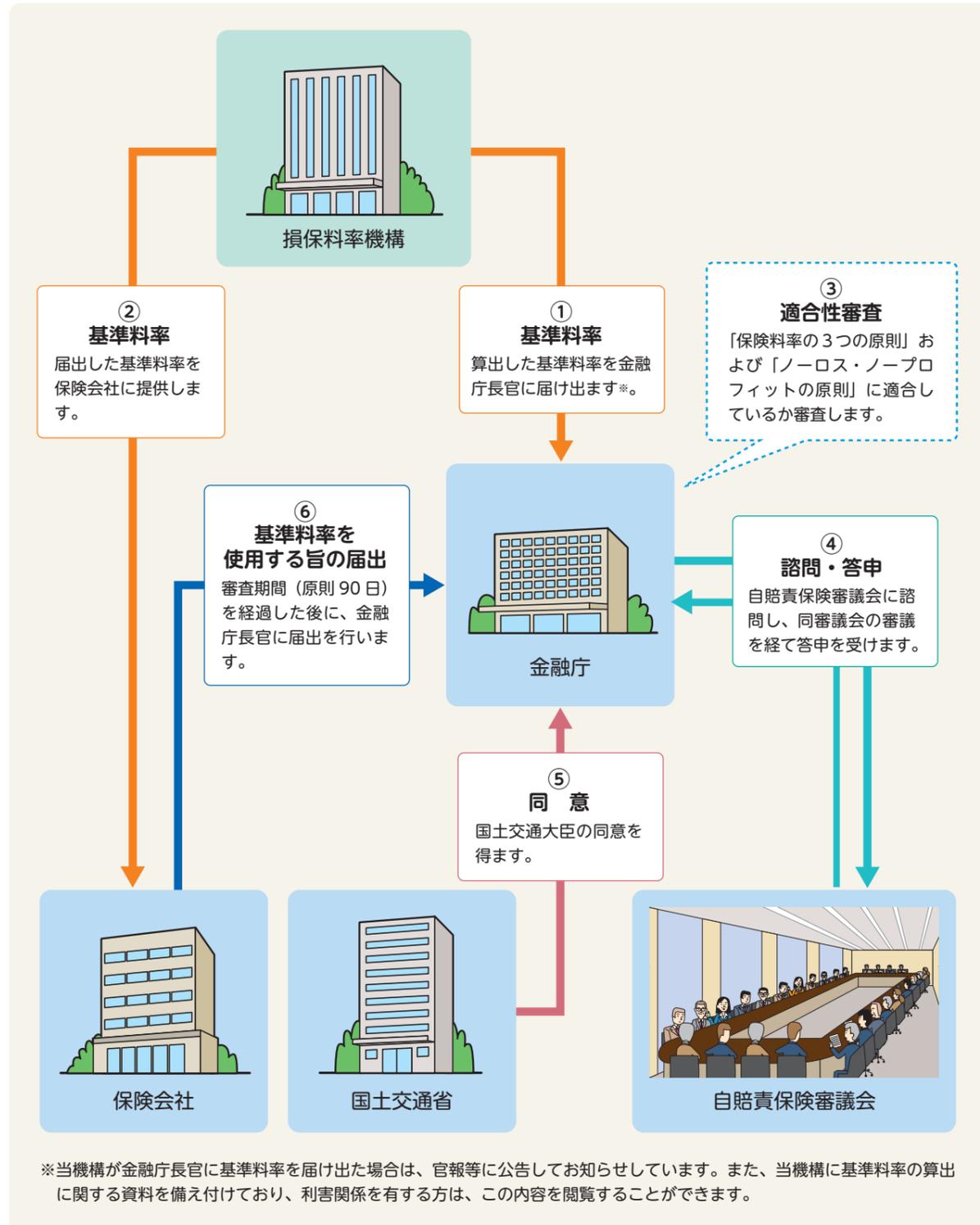
■ 賦課金率の算出



3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自賠責保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合していることについて審査を受けます。

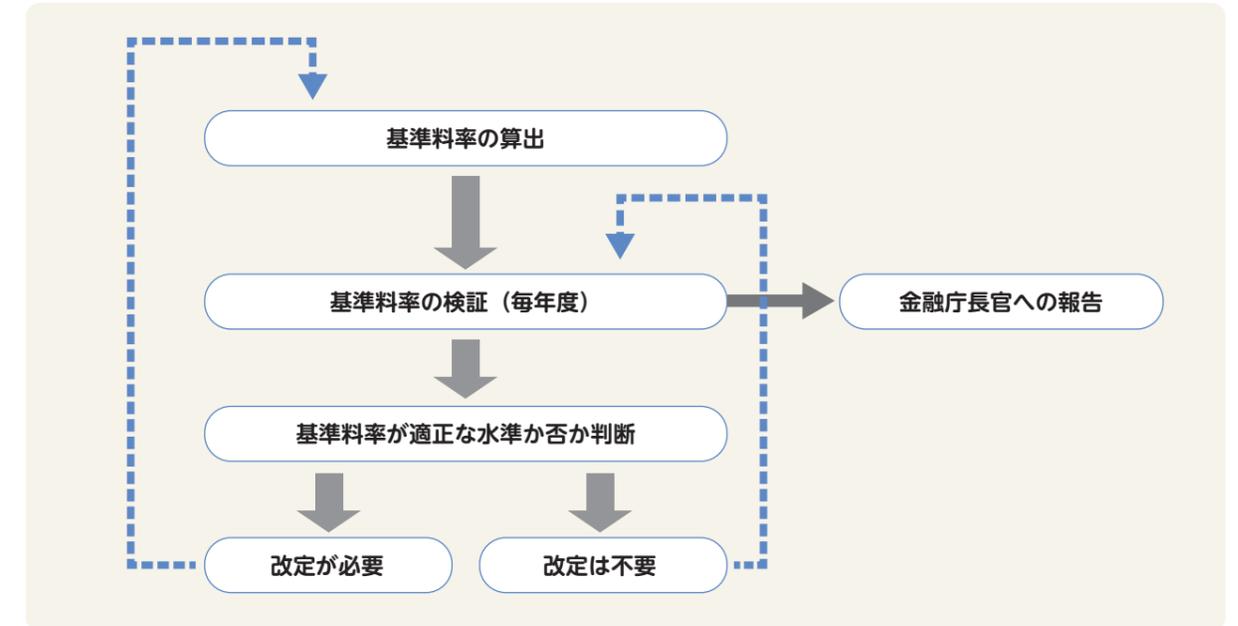
■自賠責保険基準料率の算出後の流れ



4 自賠責保険の基準料率の検証と改定

基準料率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

■自賠責保険基準料率の検証と改定の流れ



自賠責保険基準料率水準の検証結果については、金融庁長官への報告後、毎年、自賠責保険審議会で審議が行われることになっています。

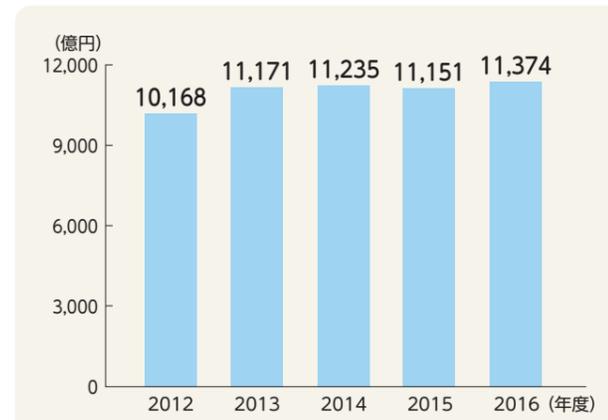
3 自賠責保険料率の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

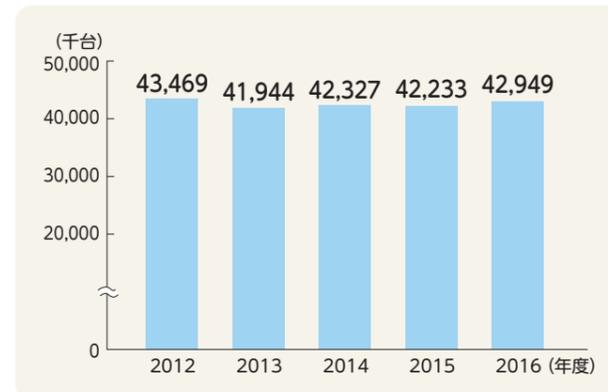
自賠責保険の保険料は、契約台数の増減のほか、料率改定の影響などにより変動します。例えば、2013年度の保険料が増加していますが、これは、契約台数が減少したものの、2013年4月に基準料率を平均13.5%引き上げたことによるものと考えられます。

図1 保険料の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

図2 契約台数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

保険料

図1の「保険料」は、2自賠責保険の保険料率（P11）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベイスの数値です（以下、同様）。リトン・ベイスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。



自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移

自動車保有車両数は、増加傾向となっています。

また、新車新規登録台数も、2014年度以降は減少傾向でしたが、2016年度は増加しています。新車新規登録台数は、景気や税制の動向に左右されやすいことから、自動車保有車両数と比べて年度により変動が大きくなる傾向があります。

図3 自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移



※「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人自動車検査登録情報協会）から作成。

memo

契約台数の推移の特徴

自賠責保険の保険期間は、車検期間を満たす必要があることから、契約する保険期間は、2年や3年など、1年を超えるケースが多くなります。また、自賠責保険の契約台数は、保険期間にかかわらず、その年度に契約を締結した台数を集計しています。このため、契約台数の推移は、過去の契約状況に左右されるといった特徴があります。

例えば、自家用乗用車の車検期間は、新規の場合が3年となっているため、ある年度に自家用乗用車の新車販売が好調（低調）だったとすると、自賠責保険の自家用乗用車の契約台数は、新車販売が好調（低調）だった年度だけではなく、その3年後にも多く（少なく）なる傾向があります。

2 保険金（支払い）の状況

自賠責保険の保険金は、2014年度以降減少傾向が続いており、2016年度は8,200億円弱となっています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみると、死亡と後遺障害の保険金は減少傾向が続いています。他方、傷害の保険金は、2013年度から2015年度にかけて5,000億円台で推移していましたが、2016年度は4,950億円に減少しています。

図4 保険金の推移



※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
 ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

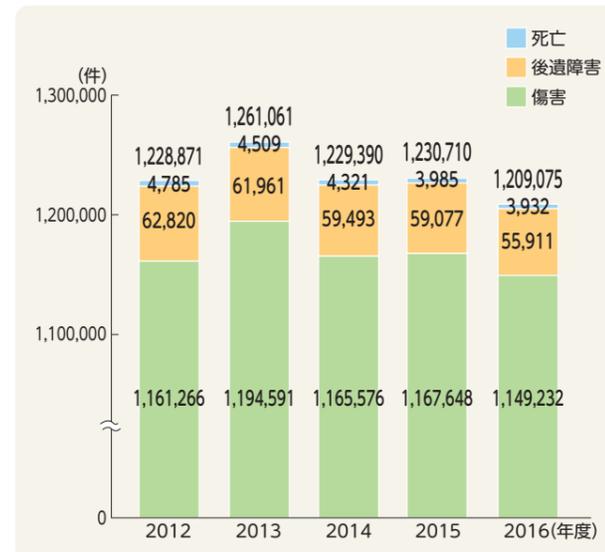


支払件数と保険金単価の状況は以下のとおりです。

支払件数の推移

自賠責保険の支払件数は、概ね120万件程度で推移していますが、受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみると、死亡と後遺障害の支払件数は減少傾向が続いています。他方、傷害の支払件数は、2013年度が119万件とやや多く、2014、2015年度は116万件台で推移していましたが、2016年度は115万件弱と若干減少しています。

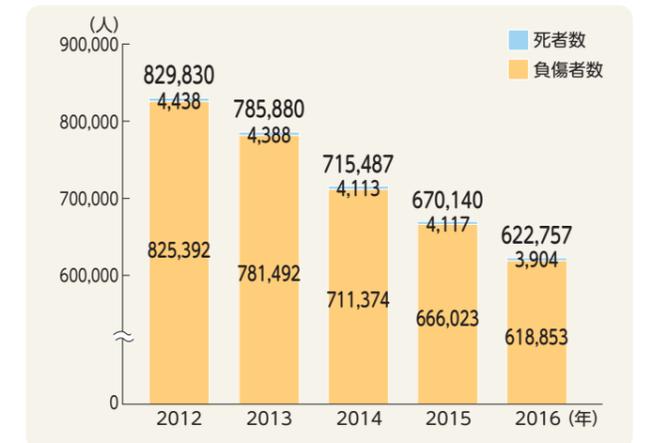
図5 支払件数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

交通事故死傷者数の推移と比較すると、死亡の支払件数は、交通事故死者数と同様の減少傾向となっていますが、傷害の支払件数は、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いが増加しているため、交通事故負傷者数の減少傾向とは異なる傾向となっています。

図6 交通事故死傷者数の推移



※「平成28年における交通事故の発生状況」(警察庁交通局)から作成。

人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払い

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされますが、自賠責保険では、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても、実際に負傷されたことが確認された場合には支払いを行うことが必要であり、近年、このような支払いが増加しています。この理由として、交通事故に遭われた方の手続き的な負担にも配慮し、物件事故扱いのまま保険金請求が行われるケースが増えてきていることが挙げられます。

自賠責保険の傷害支払件数のうち、人身事故として届出がなされた事故への支払いは、交通事故負傷者数と同様に減少しているものの、人身事故として届出がなされなかった事故への支払いが増加しています。この結果、自賠責保険の傷害支払件数も減少はしているものの、その減少割合は、交通事故負傷者数の減少割合より小幅となっています。



自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数の主な集計上の違い

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数には、以下のような集計上の違いがあります。

	自賠責保険支払件数 (図5)	交通事故死傷者数 (図6)
死亡事故	事故発生からの経過時間にかかわらず、保険金を支払った件数を集計	事故発生から24時間以内の死者数を集計
警察への届出の種類	人身事故だけでなく物件事故として警察に届出がなされたものなどを含め、保険金を支払った件数を集計	人身事故として警察に届出がなされたものを集計

人身事故として届出がなされなかった場合で自賠責保険が支払われるケースとは？

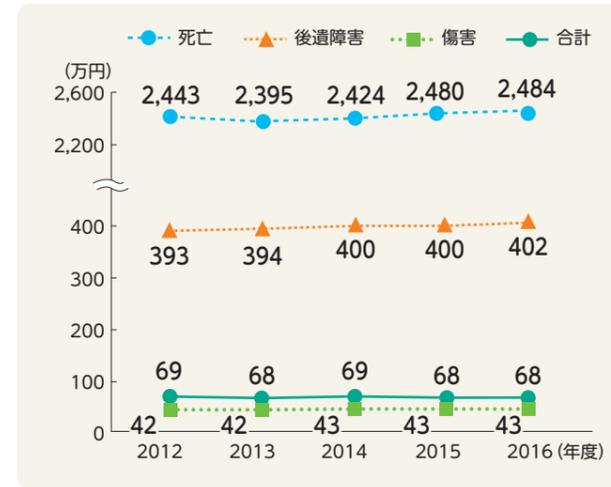
事故当時、ケガの自覚症状がなかった場合や、ケガが軽微であった場合には、人身事故として警察に届出を行わないまま、その後、ケガの治療を行うことがあります。このようなケースでも、医師による診断書などの提出により、事故とケガの発生に因果関係が確認された場合には、自賠責保険の保険金が支払われます。

保険金単価の推移

自賠責保険の保険金単価は、概ね70万円程度で推移しています。

また内訳をみると、年度による増減はあるものの、死亡、後遺障害、傷害の保険金単価は、いずれも概ね横ばいで推移しています。

図7 保険金単価の推移



※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
 ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

死亡保険金単価に影響する要因

死亡保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料」、「葬儀費」があります。このうち、大半を占める逸失利益は、就労可能年数（亡くならなければ働けたであろう年数）や給与額を基に計算されるため、被害者の年齢構成の変化や賃金の増減等による影響を受けます。

死亡保険金の内訳（逸失利益、慰謝料、葬儀費）

逸失利益…被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、本人の生活費を控除したもの
 慰謝料…被害者本人や遺族の精神的苦痛に対する補償
 葬儀費…通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用

後遺障害保険金単価に影響する要因

後遺障害保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料等」があります。これら後遺障害の保険金は、身体に残った障害の程度に応じた1～14級の「後遺障害等級」ごとに定められた基準に基づき計算されます。また、支払限度額である保険金額も後遺障害等級ごとに異なります。

したがって、保険金額の高い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は増加することとなり、逆に保険金額の低い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は減少することとなります。

後遺障害保険金の内訳（逸失利益、慰謝料等）

逸失利益…身体に障害を残し労働能力が減少したために将来発生するであろう収入減
 慰謝料等…精神的・肉体的な苦痛に対する補償など

傷害保険金単価に影響する要因

傷害保険金の内訳は、「治療費」、「休業損害」、「慰謝料」が中心となります。このうち、損害額の約半分を占める治療費は、入通院日数の増減の影響を受けるため、平均入通院日数が増加（減少）すれば、傷害の保険金単価を増加（減少）させる要因となります。

傷害保険金の主な内訳（治療費、休業損害、慰謝料）

治療費…診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費など
 休業損害…事故による傷害によって発生した収入の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）
 慰謝料…精神的・肉体的な苦痛に対する補償

トピックス ①

2017年度 自賠責保険基準料率の検証結果

自賠責保険基準料率の検証結果は、毎年度、自賠責保険審議会に報告され、料率改定の必要性について論議されます。

2018年1月24日に開催された第138回自賠責保険審議会において、審議の結果、自賠責保険基準料率を据え置くことが適当とされました。

➡ 基準料率の検証については、2④自賠責保険の基準料率の検証と改定（P19）をご参照ください。

(単位：億円)

契約年度	純保険料 A	保険金 B	収支残		損害率 (B÷A×100) E	予定損害率(105.9%)に 対する乖離率 (E÷105.9%-1)×100 F
			当年度収支残 (A-B) C	累計収支残 D		
2014	8,533	8,123	410	△ 4,650	95.2%	—
2015	8,459	7,979	479	△ 4,170	94.3%	—
2016	8,634	8,069	565	△ 3,605	93.5%	—
2017	7,660	8,001	△ 341	△ 3,946	104.5%	△ 1.3%
2018	7,709	8,020	△ 311	△ 4,258	104.0%	△ 1.8%

※1 「平成29年度料率検証結果について」（金融庁、第138回自動車損害賠償責任保険審議会資料）から作成。
 ※2 ポリシー・イヤー・ベシスによる数値です。

損害率と予定損害率

損害率とは、純保険料に対する保険金の割合をいい、例えば、損害率が100%未満なら「保険金に対して純保険料が**余剰**」、100%超なら「保険金に対して純保険料が**不足**」であることを意味します。

予定損害率とは、料率改定時に見込んだ損害率をいいます。2017年4月の料率改定では、累計収支残や累積運用益を勘案した結果、予定損害率は105.9%となっています。

➡ 累計収支残（過去契約分の収支差額の累計）・累積運用益（利息の蓄積）については、2④(2) 自賠責保険基準料率の算出方法（P15）をご参照ください。

ポリシー・イヤー・ベシスとは

自賠責保険の料率検証では、契約年度ごとの収支状況を把握することに適しているポリシー・イヤー・ベシスを用いています。

ポリシー・イヤー・ベシスとは、当該年度に契約を締結した車両における収支を集計する方法であり、推計値が含まれるため、今後の支払額等の確定により変動することがあります。

4 自賠責保険の損害調査とは

自賠責保険の損害調査（以下、自賠責共済の損害調査も含みます）では、請求書類に基づき事故状況や被害者の方が被った損害額の詳細な調査を行います。その調査は当機構が全国に地区本部と自賠責損害調査事務所を設置して行っています。

自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている社会政策的な側面を持つ保険であることから、公正で適正な保険金の支払いが迅速に行われる必要があります。このため、当機構では、全国に7か所の地区本部と54か所の自賠責損害調査事務所を設置して、自賠責保険の損害調査を行っています。なお、これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。

➡ 損害調査で得たデータの活用方法については、2④自賠責保険の基準料率の算出（P14）をご参照ください。

1 自賠責保険の損害調査の流れ

①ご請求者は、保険会社に必要書類を提出します。



②保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、請求書類を自賠責損害調査事務所へ送付します。



③自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性※1および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査※2し、その結果を保険会社に報告します。



④報告を受けた保険会社は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、ご請求者に支払います。

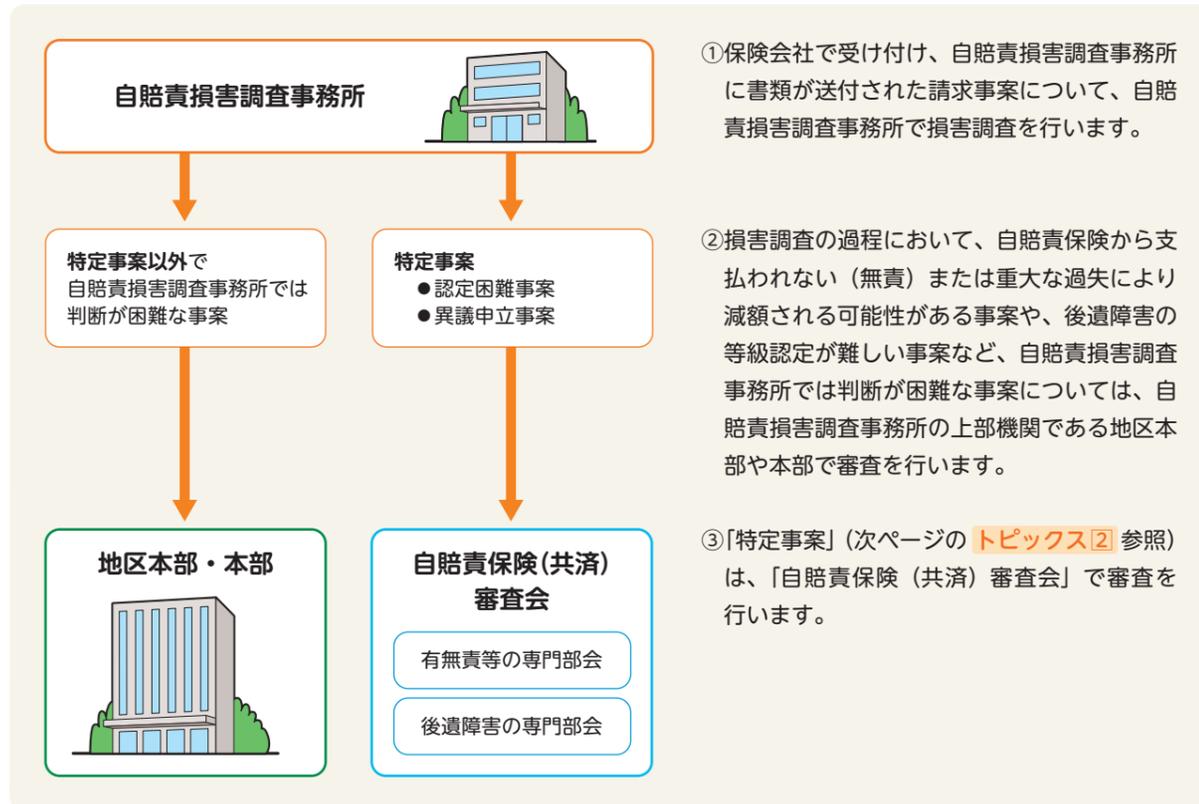


※1 自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害等による損害と事故との間に因果関係があるかどうかなどの調査を行っています。
 ※2 保険会社から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

- ①事故当事者に対する事故状況の照会
- ②事故現場等での事故状況・周辺状況の把握
- ③医療機関に対する被害者の治療状況の確認

2 自賠責保険の損害調査の体制

保険会社に請求があると、自賠責損害調査事務所に請求書類が送られ、当機構において次の体制で損害調査を行っています。



①保険会社で受け付け、自賠責損害調査事務所に書類が送付された請求事案について、自賠責損害調査事務所で損害調査を行います。

②損害調査の過程において、自賠責保険から支払われない(無責)または重大な過失により減額される可能性がある事案や、後遺障害の等級認定が難しい事案など、自賠責損害調査事務所では判断が困難な事案については、自賠責損害調査事務所の上部機関である地区本部や本部で審査を行います。

③「特定事案」(次ページのトピックス②参照)は、「自賠責保険(共済)審査会」で審査を行います。

▶ 「自賠責保険(共済)審査会」については次ページトピックス②をご参照ください。

トピックス②

自賠責保険(共済)審査会における審査について

認定が困難なケースや異議申立てがあったケースなどについては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。そこで、当機構では、自賠責保険(共済)審査会を設置し、審査体制を整えています。

審査会では、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

審査会の対象となる事案は「特定事案」といい、次のような事案が対象となります。

- | | |
|-----------|--|
| 有無責等の専門部会 | 【対象となる事案】
・死亡事案で全く支払われないか減額される可能性がある事案等
・異議申立事案 |
| 後遺障害の専門部会 | 【対象となる事案】
・脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案等
・非器質性精神障害に該当する可能性がある事案等
・異議申立事案 |

※異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

【審査会制度の変遷】

- 1998年4月 … 「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置
 - 死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として審査する体制を作りました。
 - 結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行う体制も作りました。
- 2001年1月 … 「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置
 - 脳外傷による高次脳機能障害について審査を行う「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。
- 2002年4月 … 審査体制の拡充を実施
 - 従来の「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止して、「自賠責保険(共済)審査会」による新たな審査体制とし、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の内容等にあわせた「専門部会」を設置しました。本部および地区本部に設置済みの「自賠責保険高次脳機能障害審査会」も後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。
- 2004年4月 … 「非器質性精神障害専門部会」を設置
 - 脳の損傷を伴わない精神障害について審査を行う「非器質性精神障害専門部会」を設置しました。

参考 「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行った件数

図8 有無責等の専門部会（2016年度） (単位：件)

死傷別	審査結果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無責	再調査	その他	
死亡	89 (92)	266 (264)	385 (358)			
傷害	130 (205)	489 (545)	509 (588)	40 (68)	555 (562)	2,463 (2,682)
合計	219 (297)	755 (809)	894 (946)			

※1 ()内は2015年度の件数です。
 ※2 「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

図9 後遺障害の専門部会（2016年度） (単位：件)

	地区本部審査件数	本部審査件数	審査件数
高次脳機能障害	4,149 (4,332)	770 (721)	4,919 (5,053)
非器質性精神障害	485 (540)	548 (618)	1,033 (1,158)
高次脳機能障害、非器質性精神障害を除く後遺障害	4,722 (5,515)	7,241 (7,837)	11,963 (13,352)

※ ()内は2015年度の件数です。

memo 脳外傷による高次脳機能障害とは？

自動車事故などで脳を損傷し、一定期間以上、意識障害が生じた場合に起こりやすく、記憶・記銘力障害、集中力障害、遂行機能障害、判断力低下等の認知障害と、感情易変、不機嫌、攻撃性、暴言・暴力、幼稚、羞恥心の低下、多弁（饒舌）、自発性・活動性の低下、病的嫉妬、被害妄想等の人格変化を典型的な症状とするものです。また、半身の運動麻痺や起立・歩行の不安定などの身体症状を伴うこともあります。

非器質性精神障害とは？

脳の損傷を伴わない精神障害のことをいい、具体的な症状としては、抑うつ状態、不安の状態、意欲低下の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶または知的能力の障害、その他の障害（衝動性の障害、不定愁訴など）があります。

3 自賠責保険の支払基準

自賠責保険では自賠法の規定により、「保険会社は、国土交通大臣および内閣総理大臣の定める支払基準に従って保険金を支払わなければならない」と定められています。

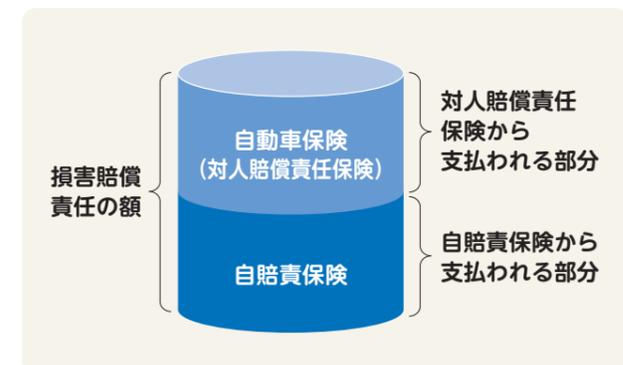
自賠責保険の支払基準は、傷害による損害、後遺障害による損害、死亡による損害、死亡に至るまでの傷害による損害および減額について定めており、賃金、物価、賠償水準の動向を考慮して適正水準を維持するよう、必要の都度、改定されています。

4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係

自賠責保険では、自動車の保有者が自賠法に基づく人身損害の賠償責任を負った場合に、政令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。限度額は右のとおりです。

- 死亡の場合 3,000万円
- 後遺障害の場合 75万円～4,000万円
(後遺障害の程度による)
- 傷害の場合 120万円

■支払われる保険金の内訳



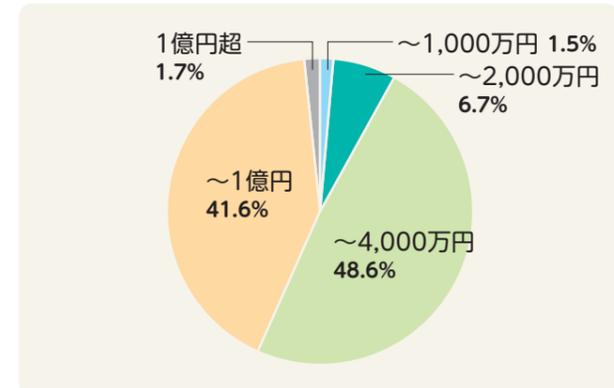
自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。

参考 一括払制度

対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、1973年8月から自賠責保険と対人賠償責任保険の一括払制度が導入されています。本制度は、対人賠償責任保険の保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

2016年度の対人賠償責任保険における死亡認定額の構成比は図10のとおりです。これによれば4,000万円超の事案が4割以上を占めています。

図10 対人賠償責任保険 死亡認定額構成比 (2016年度)



※「認定額」とは、自賠責保険と上積み部分の対人賠償責任保険の双方で認定された治療費、逸失利益や慰謝料等の合計額です。

参考 対人賠償責任保険の内払制度

内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。

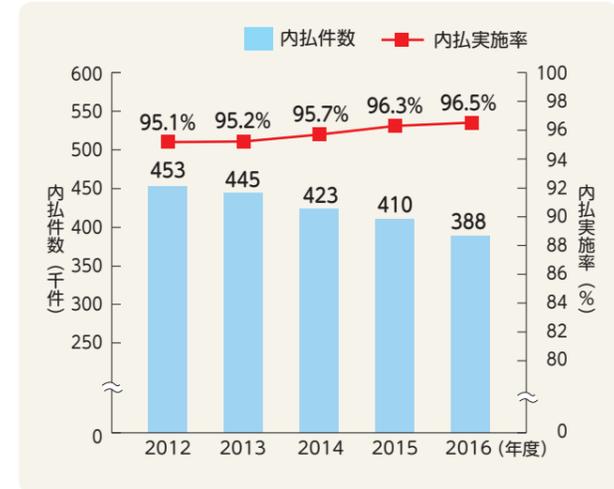
2016年度における内払の実施状況は、図11のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払いがあったもののうち、96.5%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの利便を図るために内払が実施されているものと考えられます。

なお、内払制度について、自賠責保険においては、2008年10月1日から廃止されています※。

※内払制度は廃止されましたが、請求された都度、追加払をすることとしており、請求者の利便性は確保されています。

図11 対人賠償責任保険 内払処理状況の推移

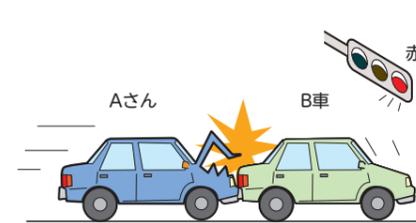


5 自賠責保険から支払われない場合

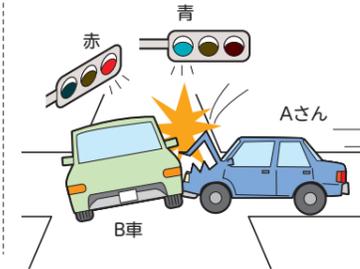
自賠責保険は、自動車の運行によって他人を死傷させ、自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払われるものです。したがって、次のような場合（例におけるAさんの損害）には、自賠責保険では支払われません。

(1) 加害者に賠償責任がない場合（無責）

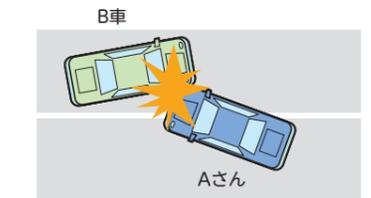
〈例〉
正常に止まっている自動車に衝突して死傷した場合



〈例〉
信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入った自動車と衝突して死傷した場合

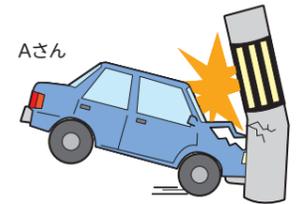


〈例〉
センターラインオーバーし、対向車線を走っていた自動車と衝突して死傷した場合



(2) 賠償責任を負う加害者がいない場合（対象外）

〈例〉
電柱に自ら衝突したようないわゆる自損事故で死傷した場合



(3) 自動車の運行によって死傷したものではない場合（対象外）

〈例〉
駐車場に駐車してある自動車（B車）に、スケートボードで遊んでいた子供（Aさん）がぶつかって死傷した場合（駐車場に駐車してある自動車は運行しているとはいえません）

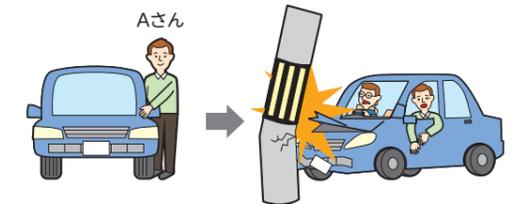
※「運行」とは、自動車の走行中のほかにも、ドアの開閉、クレーン車のクレーン作業、ダンプカーの荷台の上げ下げ等も含まれます。



(4) 被害者が「他人」ではない場合（対象外）

〈例〉
被害者（Aさん）所有の自動車を友人が運転していて自損事故を起こした際、その自動車に同乗していた被害者が死傷した場合（被害者所有の車による事故であり、被害者は「他人」とはいえません）

※自動車の所有者や借受人などが被害者となった場合には、「他人」に当たらないため、お支払いできないことがあります。



このほか、悪意による事故や同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合も、自賠責保険では支払われません。詳細は、1 2 (3) 保険金が支払われない場合(約款上の免責事由) (P10) をご参照ください。

参考 「無責」 および 「対象外」 事故の件数の推移

図12 無責・対象外事故件数の推移

(単位：件)

年度	死 亡		傷 害	
	無 責	対象外	無 責	対象外
2012	345	58	6,437	1,233
2013	426	62	6,161	1,268
2014	375	66	6,509	1,406
2015	361	52	6,459	1,509
2016	385	56	6,042	1,638

※被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

6 自賠責保険から支払いが減額される場合

(1) 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、その過失割合に応じて、右のとおり損害額から20%、30%、50%の減額を行うことになっています。損害額が支払限度額を超える場合には、支払限度額から減額されます。

減額適用上の被害者の過失割合	死亡による損害 後遺障害による損害	傷害による 損害
7割未満の場合	減額なし	
7割以上8割未満の場合	20%減額	20%減額
8割以上9割未満の場合	30%減額	
9割以上10割未満の場合	50%減額	

※任意保険（対人賠償責任保険）にはこの取扱いは適用されません。過失割合に応じて損害額から差し引かれます。

(2) 因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「重大な過失による減額」および「因果関係判断困難による減額（死亡事案）」の件数の推移は、図13のとおりとなっています。

図13 支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年度	減額適用上の被害者の過失割合			計	因果関係 判断困難
	7割以上 8割未満	8割以上 9割未満	9割以上 10割未満		
2012	4,963	10,996	2,499	18,458	43
2013	4,792	11,421	2,640	18,853	68
2014	4,980	11,987	2,653	19,620	65
2015	5,351	12,829	2,804	20,984	78
2016	5,179	13,136	2,908	21,223	86

※被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

5 自賠責保険の損害調査の現況

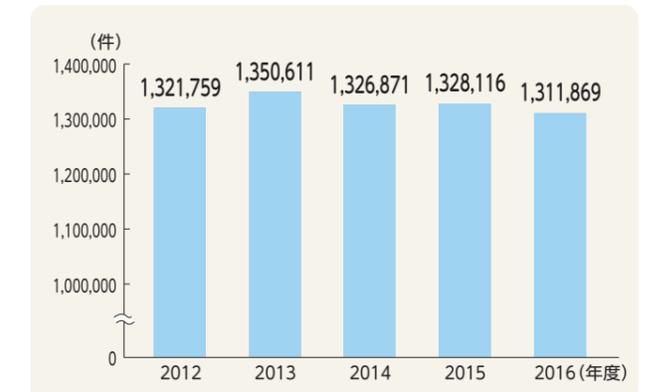
自賠責保険の損害調査における処理状況および保険金支払状況等について説明します。

1 請求事案の処理状況

(1) 自賠責損害調査事務所における受付件数

2016年度に自賠責損害調査事務所ですべて受け付けた自賠責保険の請求事案の件数は、約131万件となっており、前年度に比べ約1.2%の減少となっています。

図14 損害調査受付件数の推移



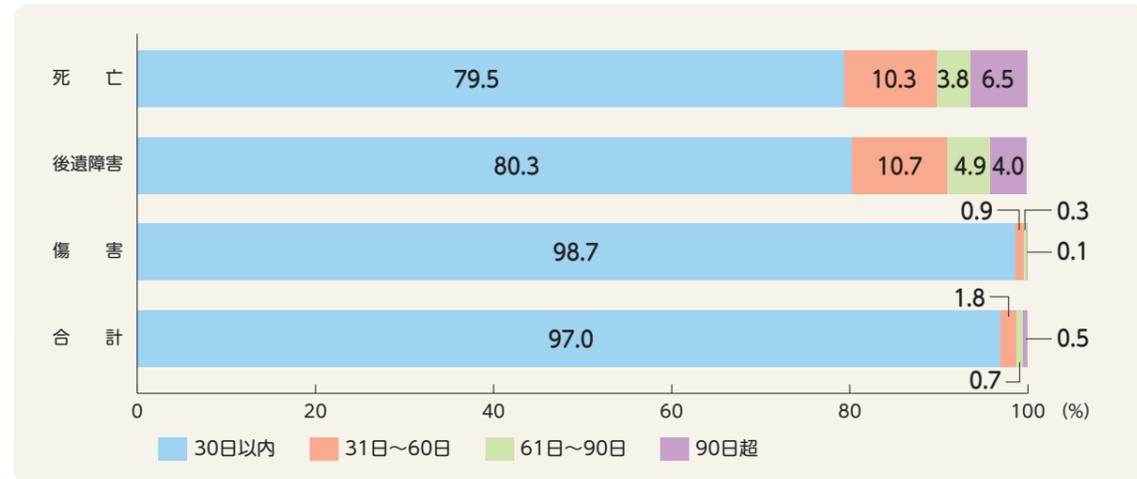
※「受付件数」は、被害者などが自賠責保険に対して行った1回の請求を1件として集計しています。例えば1人の被害者が自賠責保険に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります。

都道府県別の受付件数の推移は第6表（P92）をご参照ください。

(2) 損害調査の所要日数

2016年度において、自賠責損害調査事務所における受付から30日以内に調査が完了した自賠責保険の事案の割合は、死亡では全体の79.5%、後遺障害では同80.3%、傷害では同98.7%となっています。

図15 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈2016年度〉



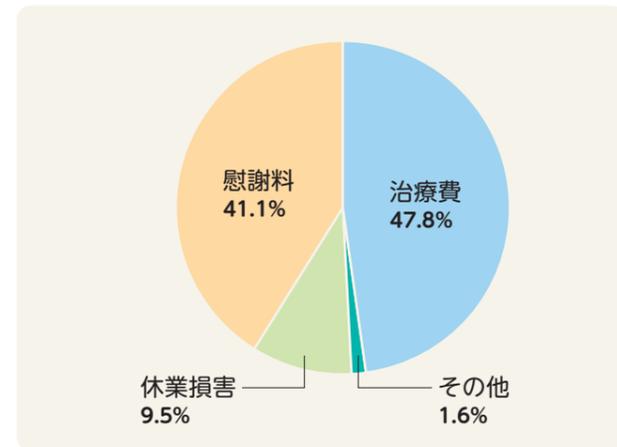
※自賠責損害調査事務所での所要日数であり、本部、地区本部で審査中の日数および事前認定事案は除きます。事前認定とは、保険会社が、保険金支払いをする前に自賠責保険における損害賠償責任の有無および、後遺障害の等級等を確認する必要があると判断した場合に、当機構に確認を行うことをいいます。

2 保険金の支払状況

保険金の支払状況については、3-2 保険金（支払い）の状況（P22）をご参照ください。

なお、傷害による損害額の費目別構成比は、治療関係費（治療費+その他）が49.4%と約半数を占め、慰謝料が約4割、休業損害が残りの約1割となっています。

図16 傷害による損害額の費目別構成比〈2016年度〉



3 後遺障害認定の現況

自賠法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一（第1級・第2級）」、その他の後遺障害は「別表第二（第1級~第14級）」に定められています。また、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。

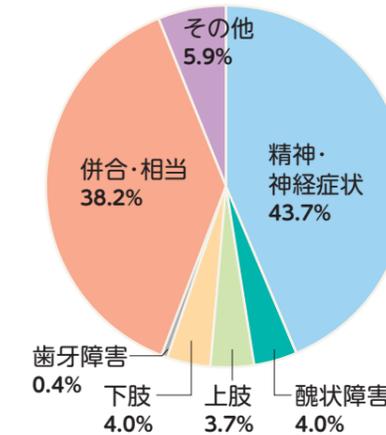
▶ 後遺障害等級表は第47表（P150）をご参照ください。

図17 後遺障害等級別認定件数〈2016年度〉

等級	別表第一 (介護を要する 後遺障害)		別表第二 (その他の後遺障害)														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
件数 (構成比)	848 (1.42%)	420 (0.70%)	40 (0.07%)	127 (0.21%)	251 (0.42%)	172 (0.29%)	395 (0.66%)	550 (0.92%)	970 (1.63%)	1,951 (3.27%)	2,168 (3.64%)	1,892 (3.17%)	4,408 (7.39%)	10,271 (17.22%)	546 (0.92%)	34,633 (58.07%)	59,642 (100.00%)

- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
- ※2 2002年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。
- ※3 「認定件数」は、同一年度内の損害調査が完了した事案から被害者1名あたりを1件として集計しています。したがって、同一の被害者が同一年度内に複数回の請求を行った場合でも1件として集計しています。
- ※4 損害調査が完了した件数から集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。

図18 後遺障害の系列別構成比〈2016年度〉



※「併合」や「相当」として認定された等級は個々の系列には区分できないことから、「併合・相当」として集計しています。

memo

等級とは

後遺障害等級は、身体に残った障害の程度に応じ、以下のように区分しています。
 ・介護を要する後遺障害：別表第一 第1級~第2級
 ・その他の後遺障害：別表第二 第1級~第14級
 自賠責保険における等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行っています。

系列とは

後遺障害等級表では、身体の部位ごとの区分に加えて生理学的な観点から欠損障害、運動障害、醜状障害など一定のグループに細分化されており、これを系列といいます。

併合・相当とは

異なる系列の後遺障害等級を2つ以上有する場合に、1つの等級として認定することを併合といい、後遺障害等級表に定めのない後遺障害であって各等級の後遺障害に相当するとして認定した等級を相当といいます。

6 自賠責保険の医療費について

自賠責保険の損害調査における医療費の請求状況や治療日数等の医療に関連することについて説明します。

1 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診療報酬明細書、診断書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

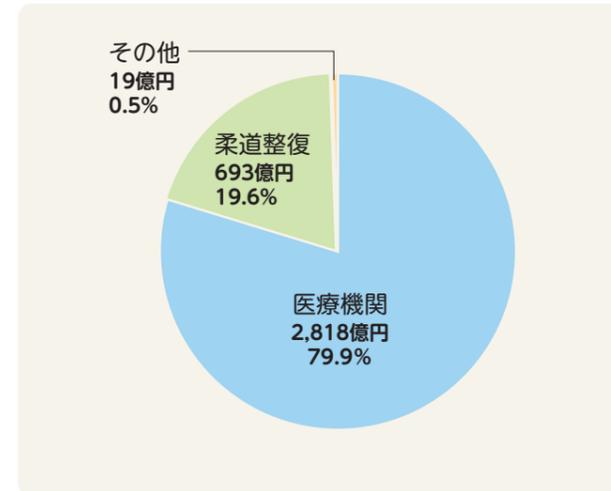
自賠責保険における医療費の施設別請求状況は2016年度は総医療費3,529億円のうち、医療機関が79.9% (2,818億円)、柔道整復が19.6% (693億円)となっています。

- 医療費** 医療機関での治療および柔道整復等での施術に掛かった費用
- 診療費** 医療機関での治療に掛かった費用（薬局を含みます）
- 施術費** 柔道整復での施術に掛かった費用

柔道整復とは

打撲、捻挫、脱臼および骨折に対して、外科的手段、薬品投与等の方法によらないで応急的または医療補助的方法によりその回復をはかることを目的として、接骨院や整骨院などで柔道整復師が行う施術のことをいいます。

図19 施設別請求状況（2016年度）



- ※1 自賠責保険に請求のあった費用を集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。
- ※2 「医療機関」には、薬局を含みます。
- ※3 「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

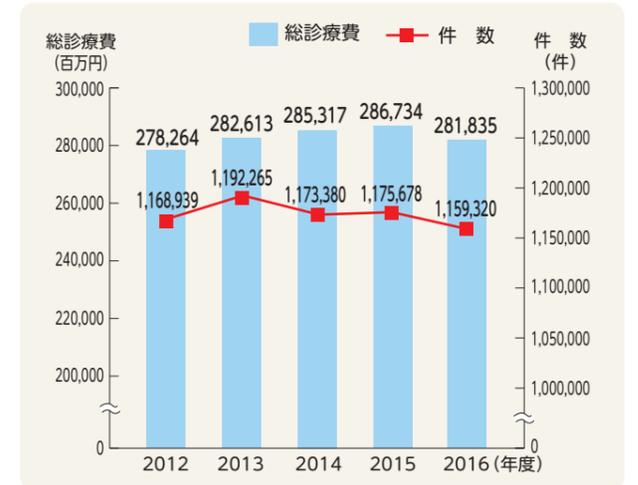
2 医療機関における現況

(1) 総診療費、件数および平均診療費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総診療費については緩やかな増加傾向で推移していましたが、2016年度は減少に転じました。件数も同様に2016年度は減少しています。

都道府県別の総診療費および件数は第7表 (P93) をご参照ください。

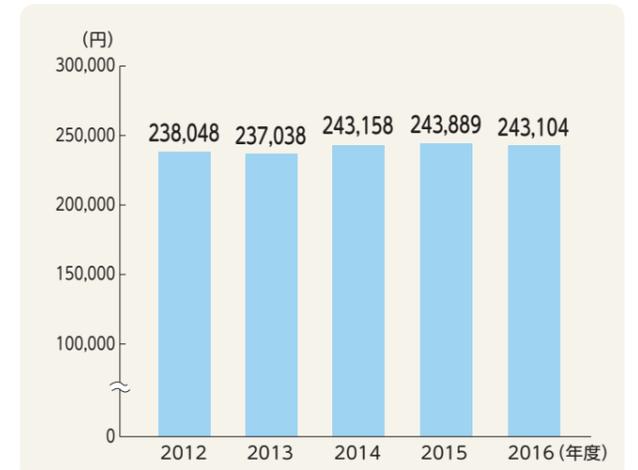
図20 総診療費および件数の推移



- ※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数を集計した推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
- ※2 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となります）。

また、平均診療費の推移を見ると、2016年度はわずかに減少しています。

図21 平均診療費の推移

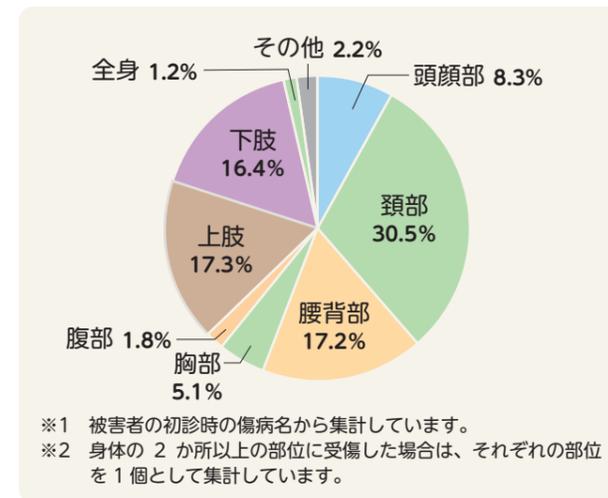


- ※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数から算出した平均診療費の推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
- ※2 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となります）。

(2) 自動車事故による受傷の状況

自動車事故により受傷した被害者について、受傷部位別の傷病数でみると、頸部が30.5%と最も高い割合になっており、以下、上肢が17.3%、腰背部が17.2%、下肢が16.4%となっています。

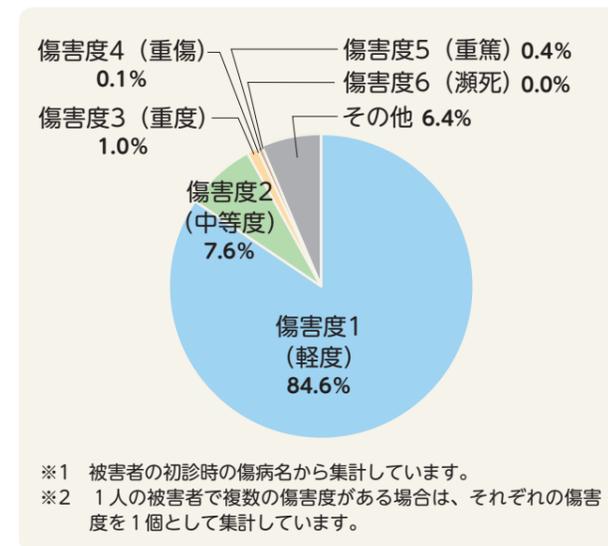
図22 受傷部位別傷病数構成比 (傷害) (2016年度)



また、受傷の程度(傷害度)別にみると、軽度の傷害(傷害度1)が84.6%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます。

➡ 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比は第8表(P94)をご参照ください。

図23 傷害度別傷病数構成比 (傷害) (2016年度)



(3) 診療期間および診療実日数の推移

被害者1人あたりの診療実日数(診療期間中に実際に診療を受けた日数)は、2016年度で19.6日であり、ほぼ横ばいとなっています。

➡ 都道府県別の診療期間および診療実日数は第7表(P93)をご参照ください。

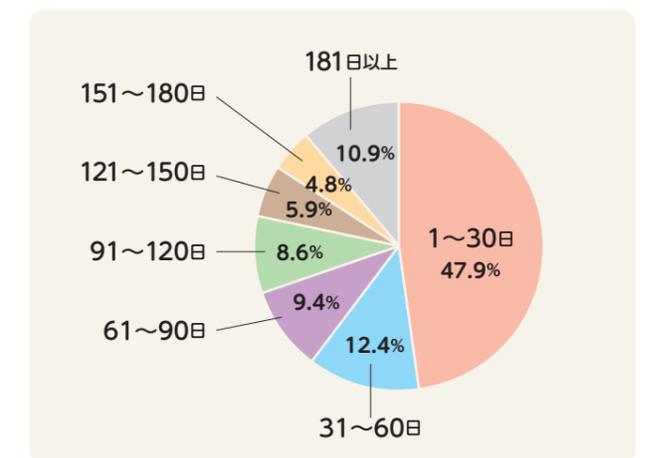
また、2016年度における診療期間別の件数構成比をみると、30日以内が47.9%と最も多くなっています。

図24 診療期間および診療実日数の推移 (単位: 日)

年度	診療期間	診療実日数
2012	68.8	20.2
2013	68.9	20.0
2014	69.3	19.7
2015	70.0	19.7
2016	68.7	19.6

※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、それらの診療期間、診療実日数を合算して集計しています。

図25 診療期間別の件数構成比 (2016年度)



※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、それらの診療期間を合算して集計しています。

(4) 社会保険の利用状況

自賠責保険における社会保険利用率の推移については、2016年度で11.4%であり、11%前後で推移しています。

図26 社会保険利用率の推移



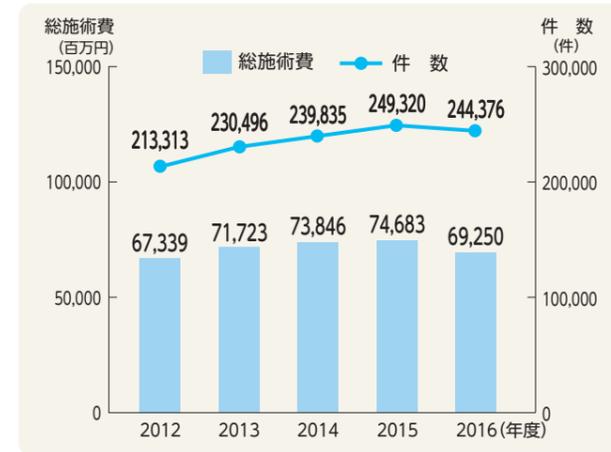
3 柔道整復における現況

(1) 総施術費、件数および平均施術費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総施術費および件数は、増加傾向で推移していましたが、2016年度は減少に転じました。

都道府県別の総施術費および件数は第11表（P97）をご参照ください。

図27 総施術費および件数の推移



- ※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数を集計した推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
- ※2 1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります）。

また、平均施術費の推移をみると、減少傾向が続いています。

図28 平均施術費の推移



- ※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数から算出した平均施術費の推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
- ※2 1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術費を合算して集計しています（例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります）。

(2) 施術期間および施術実日数の推移

被害者1人あたりの施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、減少傾向が続いています。

都道府県別の施術期間および施術実日数は第11表（P97）をご参照ください。

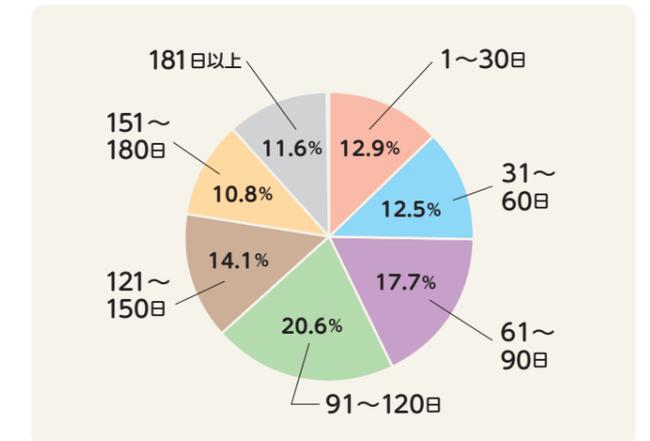
2016年度における施術期間別の件数構成比をみると、91日以上120日以内が20.6%と最も多くなっています。

図29 施術期間および施術実日数の推移 (単位：日)

年度	施術期間	施術実日数
2012	107.7	53.2
2013	108.4	52.9
2014	110.4	52.6
2015	108.6	51.4
2016	106.4	49.1

※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術期間、施術実日数を合算して集計しています。

図30 施術期間別の件数構成比〈2016年度〉



※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術期間を合算して集計しています。

7 政府保障事業とは

「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下、同様）」のため、自賠責保険（共済）による救済を受けられない自動車事故の被害者を対象にした、国による救済制度です。

1 保障事業の概要

(1) 仕組み

通常、自動車事故被害者は、加害車両に契約されている自賠責保険（共済）の保険金（共済金）の支払いを請求できます。しかし、「ひき逃げ事故」や「無保険事故」では、請求すること自体ができません。この場合に、政府（国土交通省）が、賠償責任のある者に代わって損害相当額（保障金）を被害者へ立て替え払いします。

したがって、政府（国土交通省）は、その立て替えた金額を限度として、被害者が賠償責任のある者に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府（国土交通省）はその者に立て替えた金額を請求します。

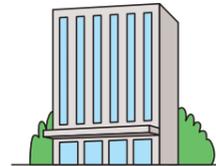
(2) 支払限度額

保障事業から支払われる保障金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払いや社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他21法令による制度）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額を保障金の限度額から控除します。



(3) 保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、保障金の支払額の決定以外の業務（支払請求の受理・損害額に関する調査・保障金の支払い等）を、保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。



(4) 財 源

保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

memo **ひき逃げ事故とは**
 自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者・加害車両が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含まれます。

無保険事故とは
 加害車両は判明しているが、自賠責保険（共済）が期限切れ等により契約されていない場合の事故を指します。

保障事業の請求窓口
 自賠責保険（共済）を取り扱っている保険会社など（一部除く）にて、保障事業への請求も受け付けています。詳しくは、各社の窓口にお問い合わせください。なお、代理店では受け付けていませんので、ご注意ください。

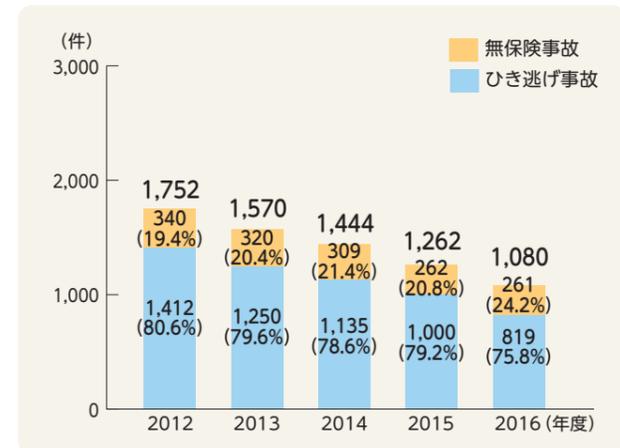
2 保障事業の受付状況

(1) 受付件数

2016年度における当機構の保障事業受付件数は、1,080件となっており、前年度に比べ14.4%の減少となっています。

都道府県別の受付件数は第12表（P98）をご参照ください。

図31 受付件数の推移



※ JA共済を除く保障事業受託事業者の受付分について集計したものです。

(2) 支払保障金

2015年度に支払われた保障金は合計約13億円であり、前年度に比べ12%の減少となっています。

図32 保障金支払状況の推移



※1 「政府保障事業の保障金支払状況の推移」(国土交通省) から作成。
 ※2 JA共済を含む全保障事業受託事業者の受付分について集計されたものです。

1 自動車保険とは

自動車保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



※一般的な自動車保険契約に関する説明には [←一般的な自動車保険契約](#) と記載し、自動車保険参考純率に関する説明には [←自動車保険参考純率](#) と記載しています。

1 自動車保険の保険約款

自動車保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

[←一般的な自動車保険契約](#)

■保険約款の構成

自動車保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



▶ 主な特約については、[2\(3\)主な特約の内容 \(P 50\)](#) をご参照ください。

2 自動車保険の補償内容

以下では、自動車保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

(1) 各保険の補償内容

[←一般的な自動車保険契約](#)

自動車保険には、以下のとおり、損害の種類に応じた様々な保険があり、これらの保険を組み合わせることで補償内容が構成されています。

補償の対象	ヒト	モノ
他人への賠償	他人を死傷させた場合 対人賠償責任保険	他人のモノを壊した場合 対物賠償責任保険
ご自身の補償	ご自身や搭乗者が死傷した場合 人身傷害保険 または 自損事故保険 無保険車傷害保険 ※人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として用意されています。	ご自分の車が壊れた場合 車両保険

※人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として用意されています。

① 他人への賠償に関する補償

■対人賠償責任保険 (他人を死傷させた場合)

●保険金が支払われる場合
自動車事故で他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合

●支払われる保険金の額
損害賠償責任の額のうち、自賠責保険から支払われる額を超える額



■対物賠償責任保険 (他人のモノを壊した場合)

●保険金が支払われる場合
自動車事故で他人の車や建物などの財物を壊し、損害賠償責任を負った場合

●支払われる保険金の額
損害賠償責任の額



② ご自身の補償

■ 人身傷害保険（ご自身や搭乗者が死傷した場合）

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や家族またはご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害*の額

Point ① 事故の相手方が損害賠償すべき額も含めて、死傷による損害全体がまとめて補償されます。

Point ② 相手方のいない単独事故の場合についても補償されます。

Point ③ 損害の額は、保険約款に定められた基準により算定されます。

*損害とは、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます。

人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として、これらの保険も用意されています。

■ 自損事故保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や搭乗者が死傷した場合で、自賠法に基づく損害賠償請求権が発生しない場合

● 支払われる保険金の額

あらかじめ定められた以下の金額が支払われます

死亡した場合	1,500万円
後遺障害が生じた場合*	後遺障害の程度に応じて、50万円～2,000万円
治療を要した場合	入院日数 × 6,000円 通院日数 × 4,000円 (100万円限度)

*重度の後遺障害により介護が必要な場合は、別途200万円が支払われます。



■ 無保険車傷害保険

● 保険金が支払われる場合

相手自動車に保険を契約していない場合や、ひき逃げなどにより、十分な補償が受けられない場合（死亡した場合または後遺障害が生じた場合に限り）

● 支払われる保険金の額

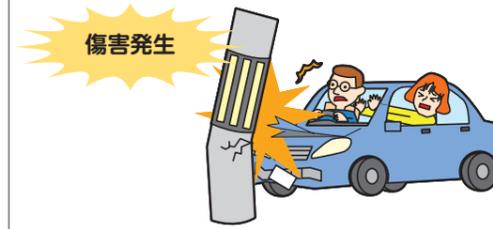
相手方の損害賠償責任の額のうち、自賠責保険や対人賠償責任保険などから支払われる額を超える額



■ 搭乗者傷害保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

保険契約者が設定した金額に応じて、以下の金額が支払われます

死亡した場合	契約時に設定した金額
後遺障害が生じた場合*1	後遺障害の程度に応じて、契約時に設定した金額の一定割合
治療を要した場合	支払方式によって異なります*2

*1 重度の後遺障害により介護が必要な場合は、契約時に設定した金額に応じた保険金が支払われます。
*2 治療を要した場合の支払方式には、契約時に設定した入院日額・通院日額を入院日数・通院日数に応じて支払うもの（日額払）や、傷害を被った部位・症状に応じた金額を支払うもの（部位・症状別払）、常に一律の金額を支払うもの（一時金払）があります。

搭乗者傷害保険は、人身傷害保険や自損事故保険・無保険車傷害保険と組み合わせることができます。

■ 車両保険（ご自分の車が壊れた場合）

● 保険金が支払われる場合

ご自分の車が偶然な事故によって壊れた場合や盗まれた場合



● 支払われる保険金の額

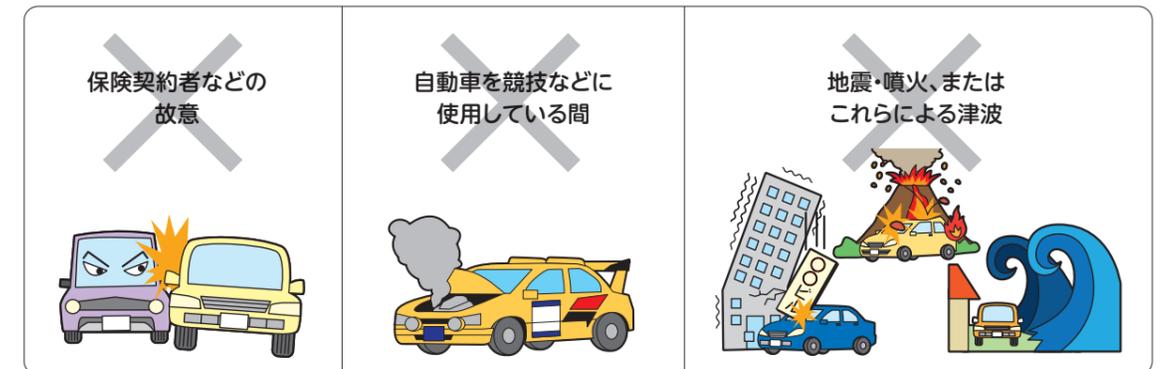
全損*1の場合	事故時点における車の価値（保険価額）と同じ額
分損*2の場合	車を事故発生直前の状態に修理するために必要な額

*1 車を修理するために必要な額が保険価額以上となる場合や、修理することができない場合、盗まれて発見できなかった場合をいいます。
*2 車を修理するために必要な額が保険価額未満となる場合をいいます。

(2) 保険金が支払われない場合

次のような場合には、保険金は支払われません。

← 一般的な自動車保険契約



など

(3) 主な特約の内容

←一般的な自動車保険契約

① 補償範囲を縮小する特約

特約の内容	補償範囲
運転者本人・配偶者限定特約 補償範囲を本人または配偶者が運転中の場合のみに限定します。	補償範囲 例えば 配偶者 親 子
運転者年齢条件特約 補償対象となる運転者の年齢を「21歳以上」や「26歳以上」などに限定し、若年者が運転中の場合を補償範囲から除外します。	21歳未満 26歳未満
車両相互間衝突危険「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付) 車両保険において、保険金が支払われる場合を、「契約した自動車と相手自動車との衝突または接触」による場合でかつ、相手自動車を確認できる場合のみに限定します。	例えば 相手自動車を確認できる車両相互間事故 火災 電柱への衝突
車両危険限定補償特約 (A) 車両保険において、保険金が支払われる場合を、火災、爆発、盗難、台風、竜巻、洪水、落書きなどの、自動車の走行に起因しない場合のみに限定します。	例えば 自動車の走行に起因しない事故 自動車の走行に起因する事故

② 補償範囲を拡大する特約

他車運転危険補償特約 他人の自動車を借用して運転中の場合も補償対象とします。 ※一般的な契約では、自動的に付いています。	
原動機付自転車に関する特約 契約した自動車以外の原動機付自転車を運転中の場合も補償対象とします。	

③ 保険金の算定方法を変更する特約

車両価額協定保険特約
 事故時点における車の価値ではなく、契約時に協定した車の価値を基に車両保険金を支払います。
 ※車両保険の付いた一般的な契約では、この特約も自動的に付いています。

契約時の車の価値 ← 事故時の車の価値

- 車両保険の保険金は事故時の車の価値を基に算定されますが、契約時の車の価値は、時間の経過や使用実態によって、事故時には大きく減少してしまっていることがあります。
- そこでこの特約では、保険契約者と保険会社との間で、契約時に車の価値を協定し、事故時ではなく契約時の車の価値を基に車両保険金を支払います。

3 自動車保険標準約款

当機構では、自動車保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを自動車保険標準約款といいます。

←自動車保険参考純率

標準約款では、1 ②(1) の保険 (P47 参照) のうち、人身傷害保険を除く6種類の保険の補償内容を、普通保険約款として規定しています。
 標準約款における主な特約は、1 ②(3) の内容と同様です。

■自動車保険標準約款の構成



標準約款の搭乗者傷害保険では、治療を要した場合の保険金支払方式を、日額払としています。

2 自動車保険の保険料率

自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自動車保険の保険料率の概要

(1) 自動車保険の保険料率

←一般的な自動車保険契約

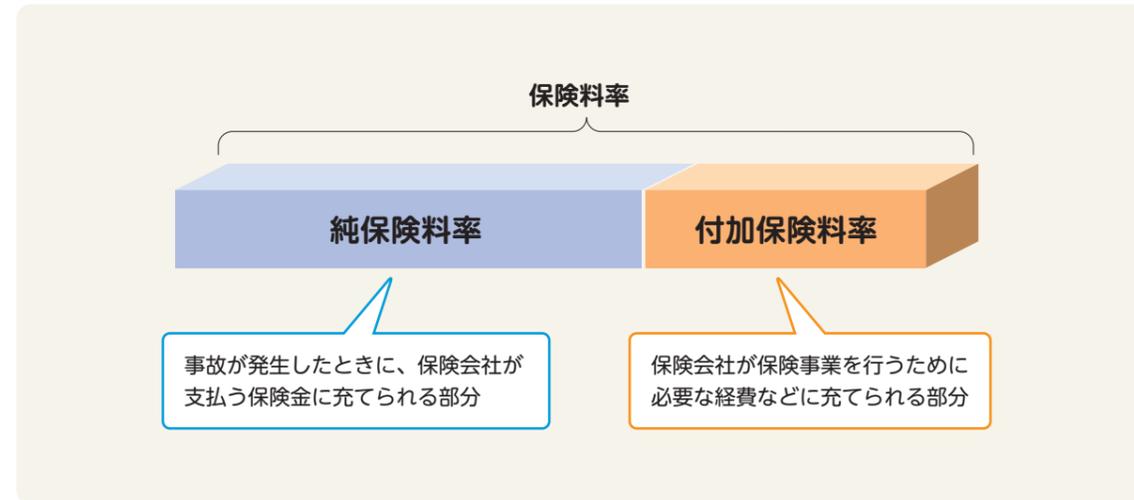
自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

➤ 料率区分の詳細は、2-11(4)自動車保険の料率区分 (P54) をご参照ください。

■ 保険料率の構成



memo 保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自動車保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

(2) 保険料率の3つの原則

←一般的な自動車保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

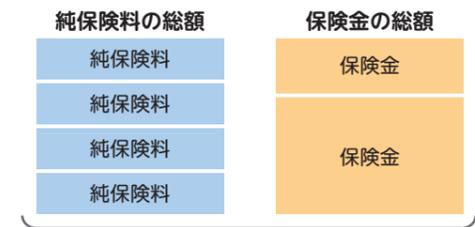
合理的	妥当	不当に差別的でない
<ul style="list-style-type: none"> 算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること。 算出が、保険数理に基づく科学的方法によるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の保険金の支払いに充てられることが見込まれる純保険料率として、過不足が生じないと認められるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険の区分や水準が、実態的な危険の格差に基づき適切に設定されていること。

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



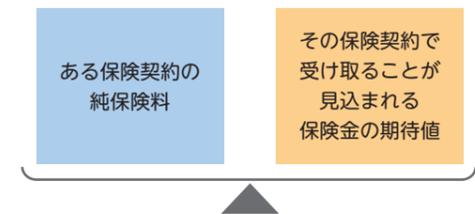
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



(3) 補償内容ごとの保険料率

←一般的な自動車保険契約

自動車保険においては、保険約款で規定している補償内容ごとに保険料率を算出しています。保険契約者が支払う「保険料」は、補償内容ごとの保険料を合計したものとなっています。

■それぞれの補償内容ごとに保険料率を算出



当機構では、上記のうち、人身傷害保険については、参考純率の算出を行っていません。

(4) 自動車保険の料率区分

←自動車保険参考純率

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における自動車保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

■参考純率における料率区分

- ① 自動車の種類 — 用途・車種 —
- ② 付保台数 — ノンフリート・フリート —
- ③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —
- ③-1 自動車の安全性能 — 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —
- ③-2 初度登録年月 — 新車・新車以外 —
- ④ 支払限度額など — 保険金額など —
- ⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —
- ⑥ 過去の事故歴 — ノンフリート等級 —
- ⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

① 自動車の種類 — 用途・車種 —

自動車を利用する目的（自家用や事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、保険料率を用途・車種により区分しています。

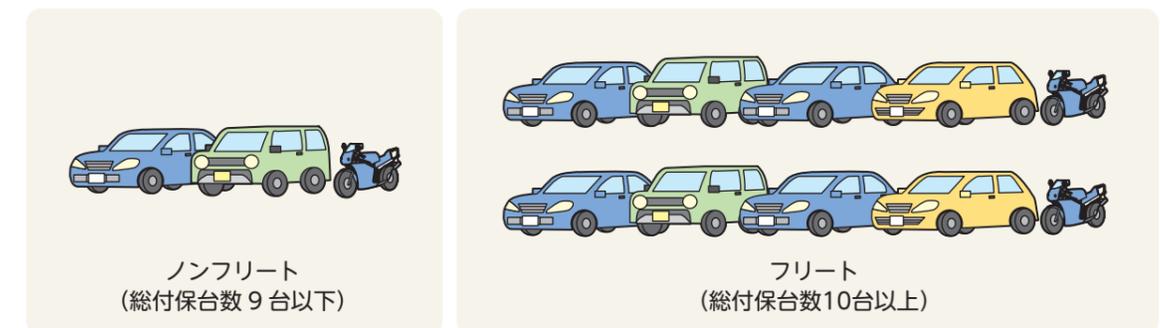
■自動車保険参考純率上の用途・車種（例）



② 付保台数 — ノンフリート・フリート —

契約規模に応じてリスクの測定方法を分けているため、保険料率を保険契約者単位での総付保台数により区分しています。

■ノンフリートとフリート



付保台数 自動車保険を付けている車の台数のことです。

memo

ノンフリートとフリートのリスク測定方法 ~保険料の割増引制度の違い~

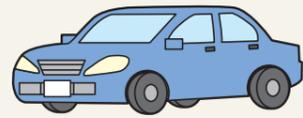
フリート契約においては、保険契約者が保険を付けている自動車すべてを対象にして、保険契約者が支払った保険料と保険会社が支払った保険金の割合を把握し、これによりリスク評価を行い、保険料の割増引に反映しています*。

一方、ノンフリート契約においては、保険を付けている自動車それぞれについて、過去の事故歴によりリスクを測定し、これを保険料の割増引に反映する「ノンフリート等級別料率制度」を設けています（2 ④ (4) 自動車保険の料率区分⑥ (P61) 参照）。

*フリート契約の割増引については、参考純率上定めていません。

③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

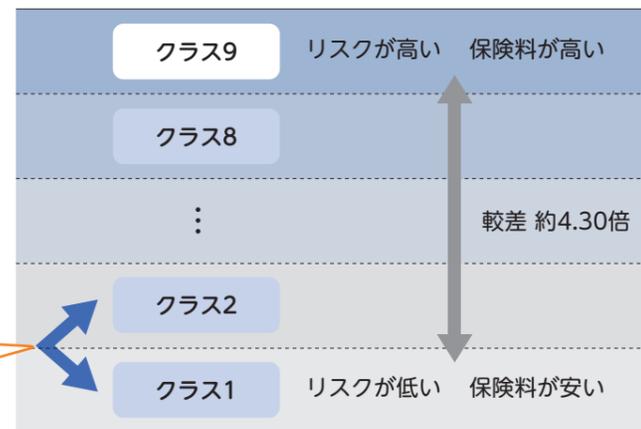
●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

自動車の型式ごとに、リスクに大きな較差が見られるため、保険料率を型式ごとに適用するクラスによって1～9の9つのクラスに区分しています。

※型式別料率クラスは補償内容ごとに設定しています。



クラス間には1.2倍の較差を設けており、クラスが1つ上がると保険料が1.2倍、クラスが1つ下がると保険料が1/1.2倍になります。

型式 自動車の型を分類するために付される識別記号で、自動車検査証に記載されています。同じ車名でも発売年やグレードなどにより型式が異なる場合があります。

memo クラス見直し ～型式ごとに適用するクラスは、毎年見直します～

毎年、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに見合っているかを検証しています。その結果、リスクがクラスに見合っていない型式について、リスクが低ければクラスを1つ下げ、高ければクラスを1つ上げる見直しを行います。このため、クラスが上がる型式の契約者は、ご自身は事故を起こしてなくても保険料が高くなるケースがあります。

なお、新しく発売された型式については、保険データの蓄積がないことから、排気量や新車価格などにに基づき、適用するクラスを決定しています。

型式別料率クラスの検索

当機構のウェブサイトにおいて、参考純率における型式別の料率クラスを検索することができます。あわせて、2018年1月から導入した「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じた区分（2-1(4)自動車保険の料率区分3-1（P57）参照）」に関して、各型式が「発売後約3年以内（＝「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無」に応じた保険料係数の対象）の型式」であるかどうかを確認することができます。

軽四輪乗用車への導入

現在、型式別料率クラスは自家用普通・小型乗用車のみを導入していますが、軽四輪乗用車にも2020年1月1日までに導入する予定（詳細に関しては検討中）です。

軽四輪乗用車については、市場における保有車両の台数構成比が自家用普通乗用車や自家用小型乗用車と同程度まで拡大してきており、形状・構造・装備・性能等も多様化しています。その結果、軽四輪乗用車についても型式間での保険実績に較差が見られることから、型式別料率クラスを導入することとしています。

③-1 自動車の安全性能 — 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —

●対象用途・車種



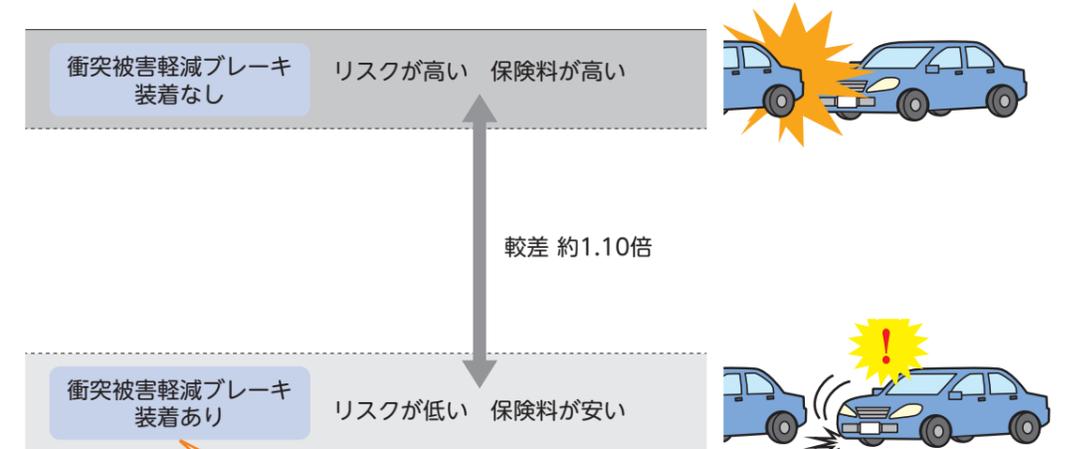
自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）が装着されている自動車は装着されていない自動車に比べリスクが低い実態が見られます。

衝突被害軽減ブレーキ 自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキです。

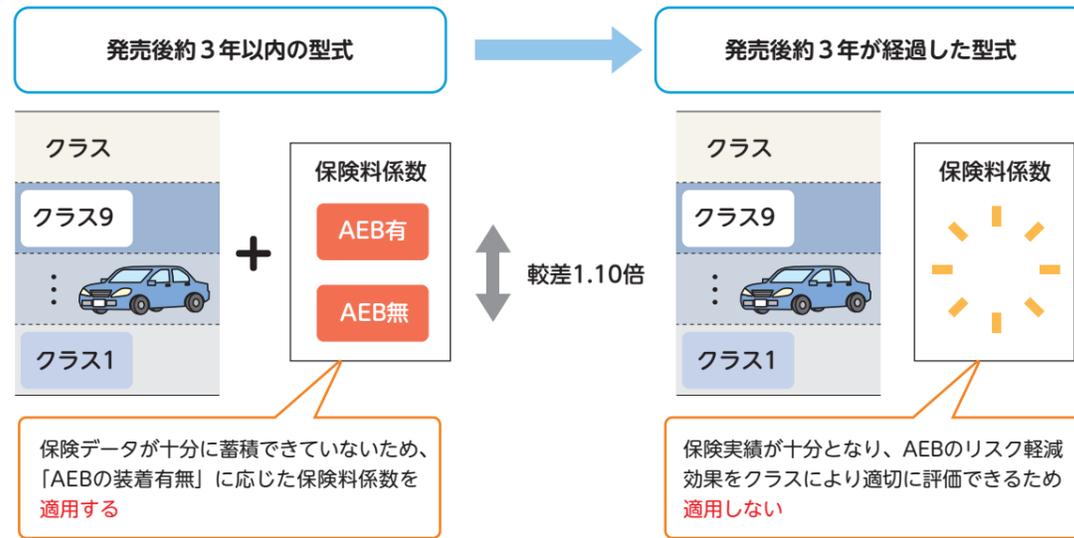


自家用普通・小型乗用車：発売後約3年以内の型式
軽四輪乗用車：発売時期を問わず、すべての型式

●自家用普通・小型乗用車の場合

保険データが十分に蓄積できている型式（発売後約3年が経過した型式）については、前記③自動車の型式別型式別料率クラスにおけるクラス見直しによって、リスク実態に見合ったクラスを適用しているため、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果も保険実績を通じてクラスによって評価しています。

一方、発売されて間もない型式（発売後約3年以内の型式）のように、保険データが十分に蓄積できていない（＝全くない または 不十分な）型式については、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果を保険料率に反映する補完的な仕組みとして、「発売後約3年以内の型式」を対象に、適用する保険料率を衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて区分しています。

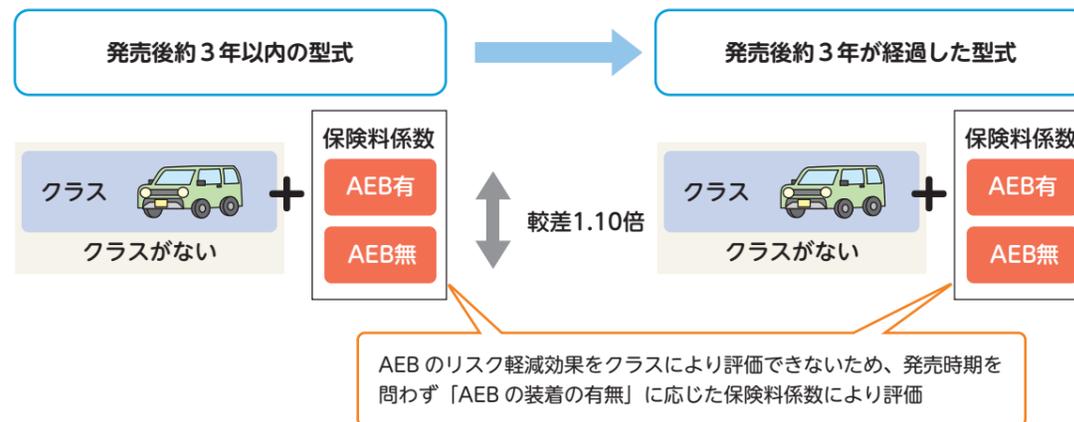


●軽四輪乗用車の場合

型式別料率クラスは、現在、自家用普通・小型乗用車のみを導入しており、軽四輪乗用車には、2020年1月1日までに導入する予定です（2①(4)③memo 軽四輪乗用車への導入（P56）参照）。このため、型式別料率クラスを導入していない軽四輪乗用車については、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果が全く保険料率に反映できていない状況にあります。

そこで、型式別料率クラスを導入するまでの期間、「発売時期を問わず、すべての型式」を対象に、適用する保険料率を衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて区分しています。

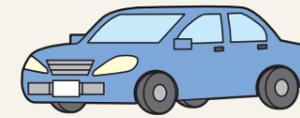
〈型式別料率クラスを導入するまで〉



なお、型式別料率クラスの導入後は、自家用普通・小型乗用車と同様、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じた保険料率の区分は、「発売後約3年以内の型式」のみに適用することとなります。

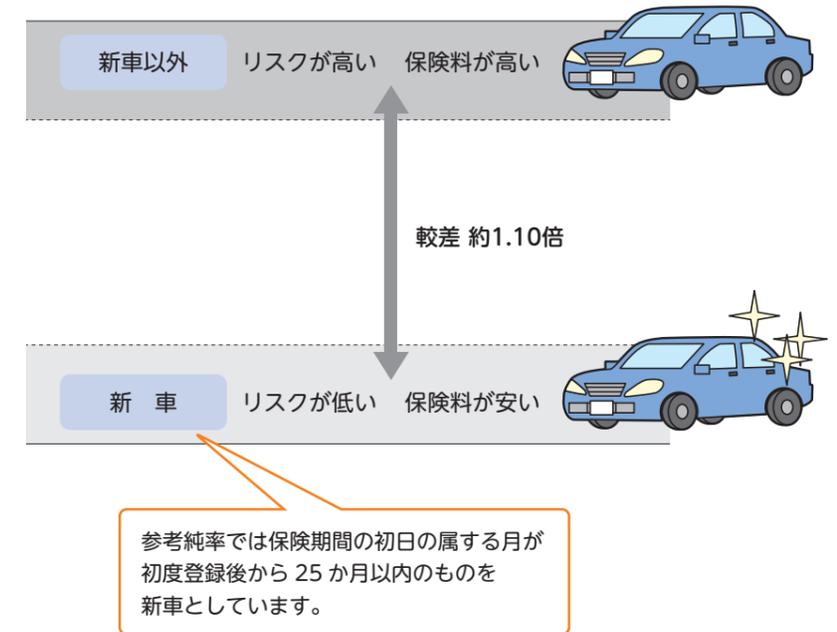
③-2 初度登録年月 —新車・新車以外—

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

車両保険以外について、新しい車（新車）の方が、古い車（新車以外）よりもリスクが低い実態が見られるため、保険料率を新車・新車以外に区分しています。



初度登録年月 契約している自動車がかつての登録や検査を受けた年月を初度登録年月といいます。

④ 支払限度額など —保険金額など—

支払われる保険金は、保険金の上限額である保険金額や、保険金を受け取られる方の自己負担額である免責金額の設定内容によって異なります。

このため、保険料率を保険金額や免責金額の額により区分しています。

memo

支払われる保険金と保険金額、免責金額の関係

- (例1) 保険金額1,000万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として2,000万円を負担した場合、限度額である1,000万円の保険金が支払われます。
- (例2) 免責金額5万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として20万円を負担した場合、20万円から免責金額を控除した15万円の保険金が支払われます。

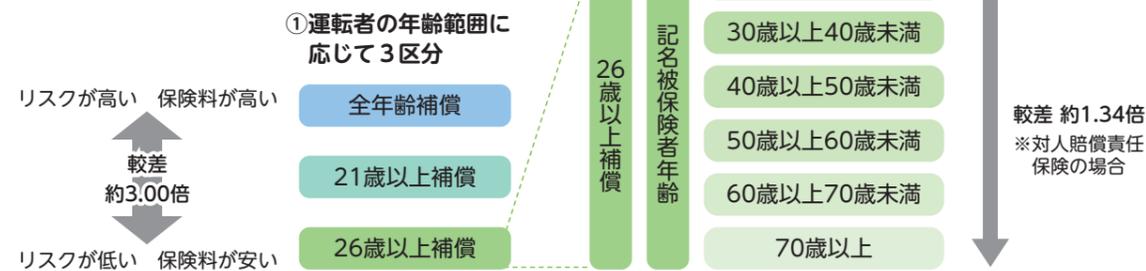
⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限りです。



運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層に応じて保険料率を区分しています。

※1 年齢条件は補償内容ごとに設定しています。
 ※2 個人契約に限り、②記名被保険者の年齢層に応じて区分します。法人契約の場合、①運転者の年齢範囲のみに応じて区分します。



① 運転者の年齢範囲

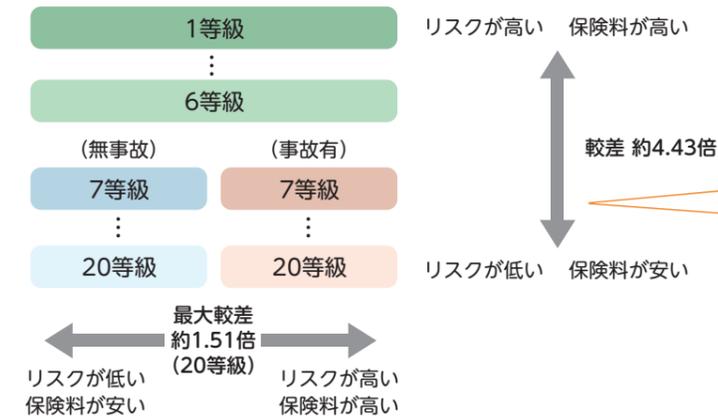
- ・全年齢補償：運転者の年齢を問わず補償（運転者年齢条件特約を付けない場合）
 - ・21歳以上補償：21歳以上の方が運転中の事故を補償（21歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
 - ・26歳以上補償：26歳以上の方が運転中の事故を補償（26歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
- 友人など、家族以外の人や帰省中の別居の未婚の子が運転をする場合は、年齢範囲にかかわらず補償します（例：26歳以上補償だが、20歳の別居の未婚の子が事故を起こした場合も補償の対象となる）。

※原動機付自転車については、全年齢補償、21歳以上補償のみ

② 記名被保険者 契約している自動車を主に運転する方のことで、保険証券の被保険者欄に記載されている方です。

⑥ 過去の事故歴 — ノンフリート等級 —

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクに差が見られるため、保険料率を1～20等級に区分しています。



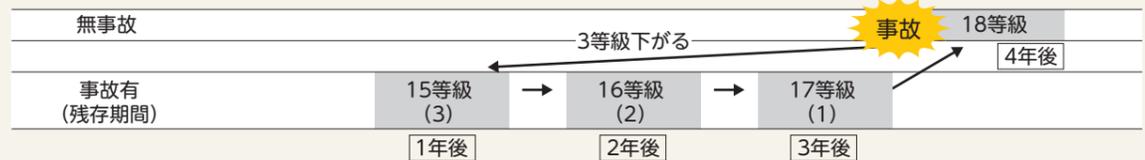
1等級から6等級については「事故有」と「無事故」で保険料に差を設けていません。一方、7等級から20等級については、同じ等級でも、過去に事故があった契約者と事故がなかった契約者ではリスクに違いが見られるため、さらに「事故有」・「無事故」区分を設けています。

● ノンフリート等級の決定（一般的なケース）



● 無事故／事故有別々に保険料を適用

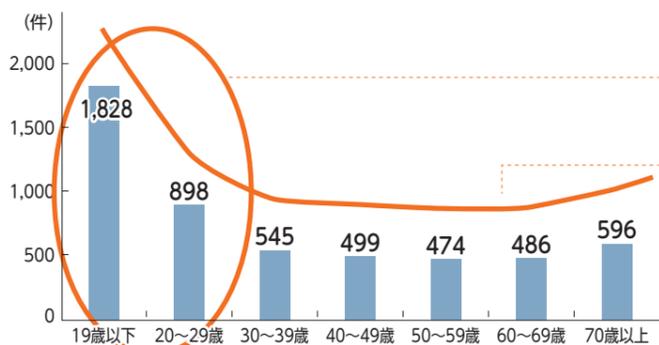
事故が1件あり保険金を受け取った場合、3年間「事故有」区分を適用し、その間無事故であれば、そのうち「無事故」区分を適用することになります。



memo

年齢区分は、なぜ2種類に分けているの？ ～交通事故件数から見る年齢区分の意味～

■ 2016年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数



① 若年運転者のリスクが高いことから、契約している自動車の運転者の年齢範囲に応じて3つの区分を設けています。

② 年齢が上昇するにつれて交通事故件数は減少していますが、「60～69歳」からは減少方向から増加に転じており、「70歳以上」のリスクはさらに高い状況にあります。こうした年齢層間のリスクの違いを保険料に反映させるため、26歳以上補償で記名被保険者が個人の場合には、記名被保険者の年齢層に応じてさらに6つの区分を設けています。

※「平成28年における交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

memo

新規の契約は6等級か7等級からスタートします

新規の契約は、通常6等級に位置付けますが、2台目以降の自動車の契約で、一定の条件を満たす場合は、7等級に位置付けます。

3等級下らない事故もあります

- ① 車両保険における火災、落下物との衝突の場合など
 事故が1件あり保険金を受け取った場合、翌年度は1等級のみ等級が下がり、「事故有」区分を適用する期間も1年間となります。
- ② 搭乗者傷害保険のみにかかる事故、原動機付自転車に関する特約にかかる事故の場合など
 事故が1件あり保険金を受け取った場合でも、翌年度は等級が下がらず1等級上がります。

「事故有」区分を適用する期間の加算は最長6年

事故1件につき3年間「事故有」区分を適用しますが、1年間に3件以上事故があった場合でも、「事故有」区分を適用する期間は6年となります。

※「事故有」区分を適用する期間は、1年経過するごとに1年ずつ短くなりますが、「事故有」区分を適用している期間中に事故があった場合には、期間を加算します（上限：6年）。

⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。

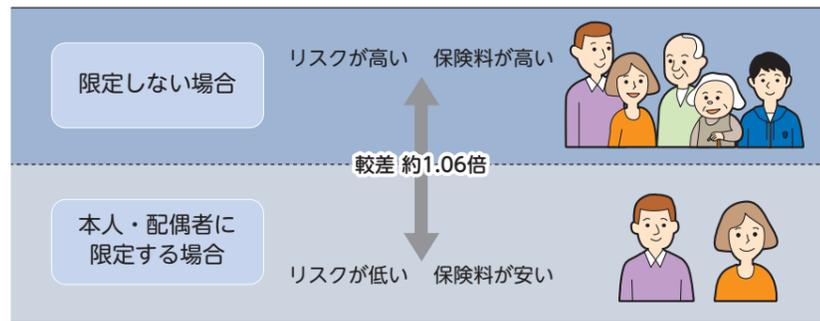


自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

運転者の範囲によりリスクが異なることから、保険料率を運転者の範囲により2つに区分しています。



- 運転者の限定区分**
- ・限定しない場合：運転者の範囲を問わず補償 (運転者本人・配偶者限定特約を付けない場合)
 - ・本人・配偶者に限定する場合：本人または配偶者が運転中の事故を補償 (運転者本人・配偶者限定特約を付ける場合)

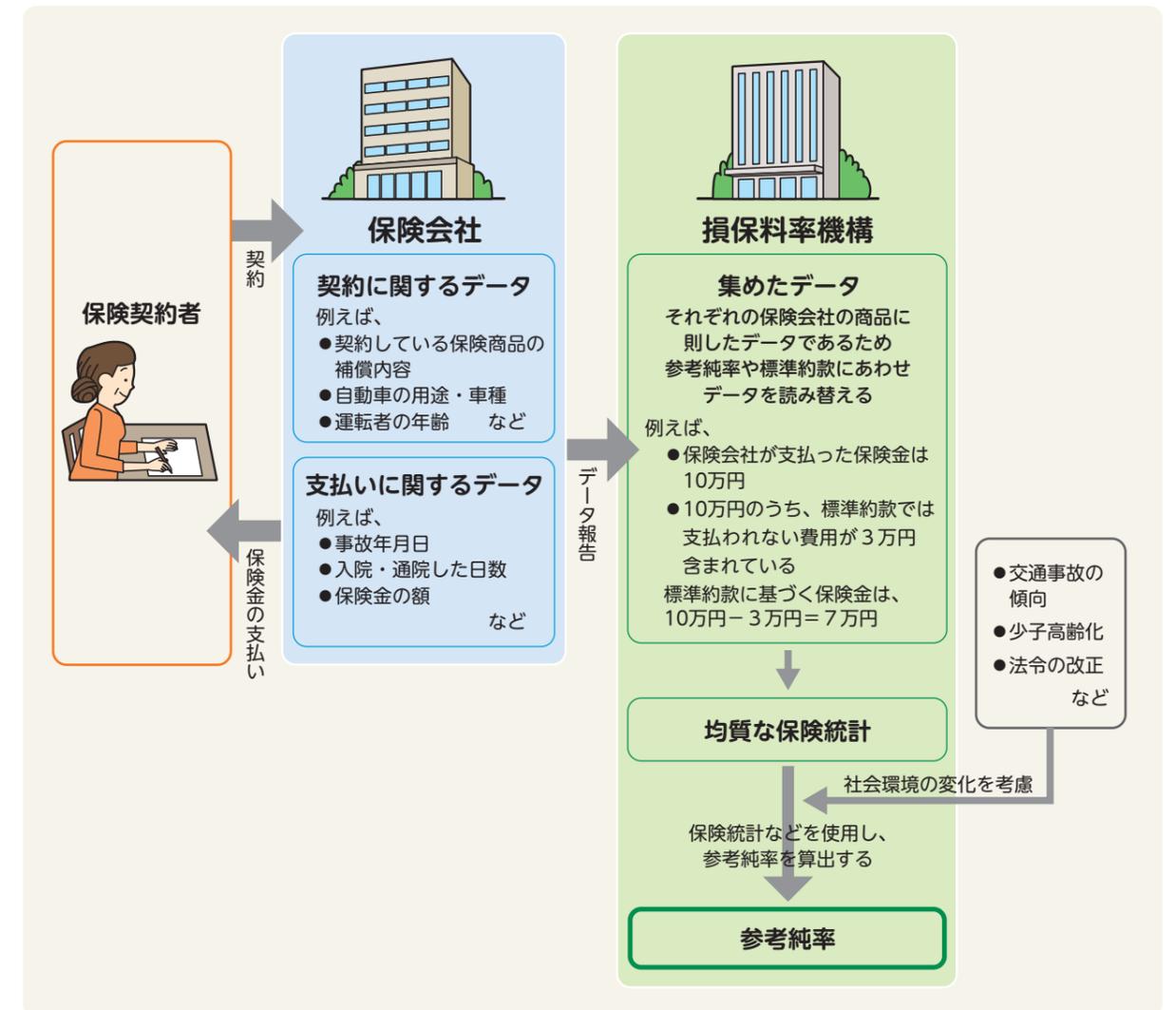
2 自動車保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

←自動車保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■統計データの収集から自動車保険参考純率の算出への流れ



memo 社会環境の変化の考慮

自動車保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。
また、法令の改正 (例：消費税率の引上げ) に伴って、自動車保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

トピックス⑤ 消費税率の引上げによる影響 (P78) も併せてご参照ください。

(2) 自動車保険参考純率の算出方法

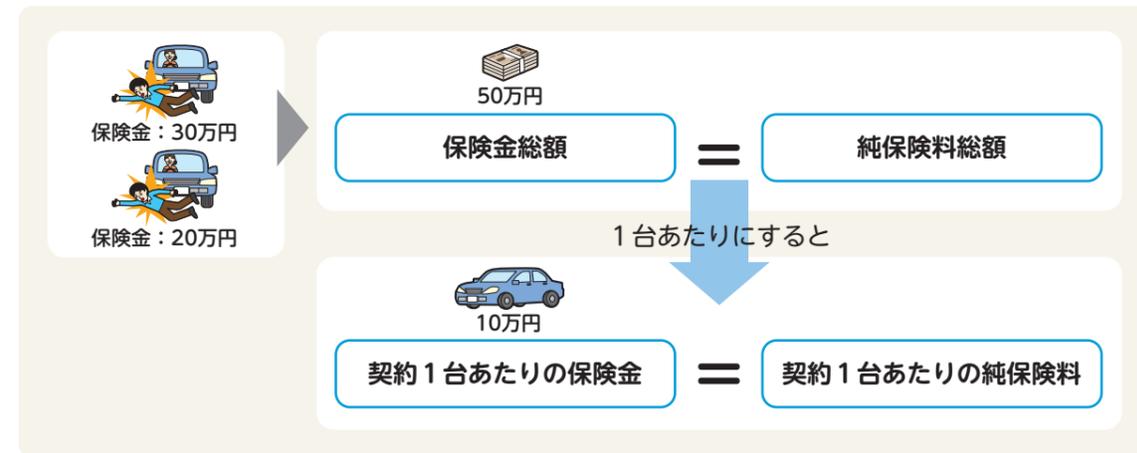
←自動車保険参考純率

収支相等の原則（2 1 (2) 保険料率の3つの原則（P53）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

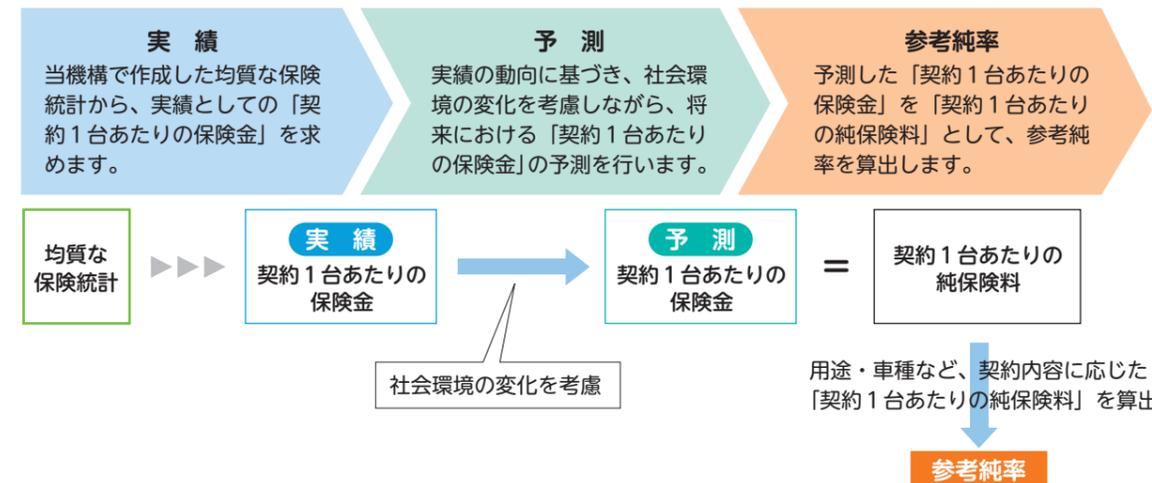
この点を踏まえ、自動車保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、参考純率を算出します。

■純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

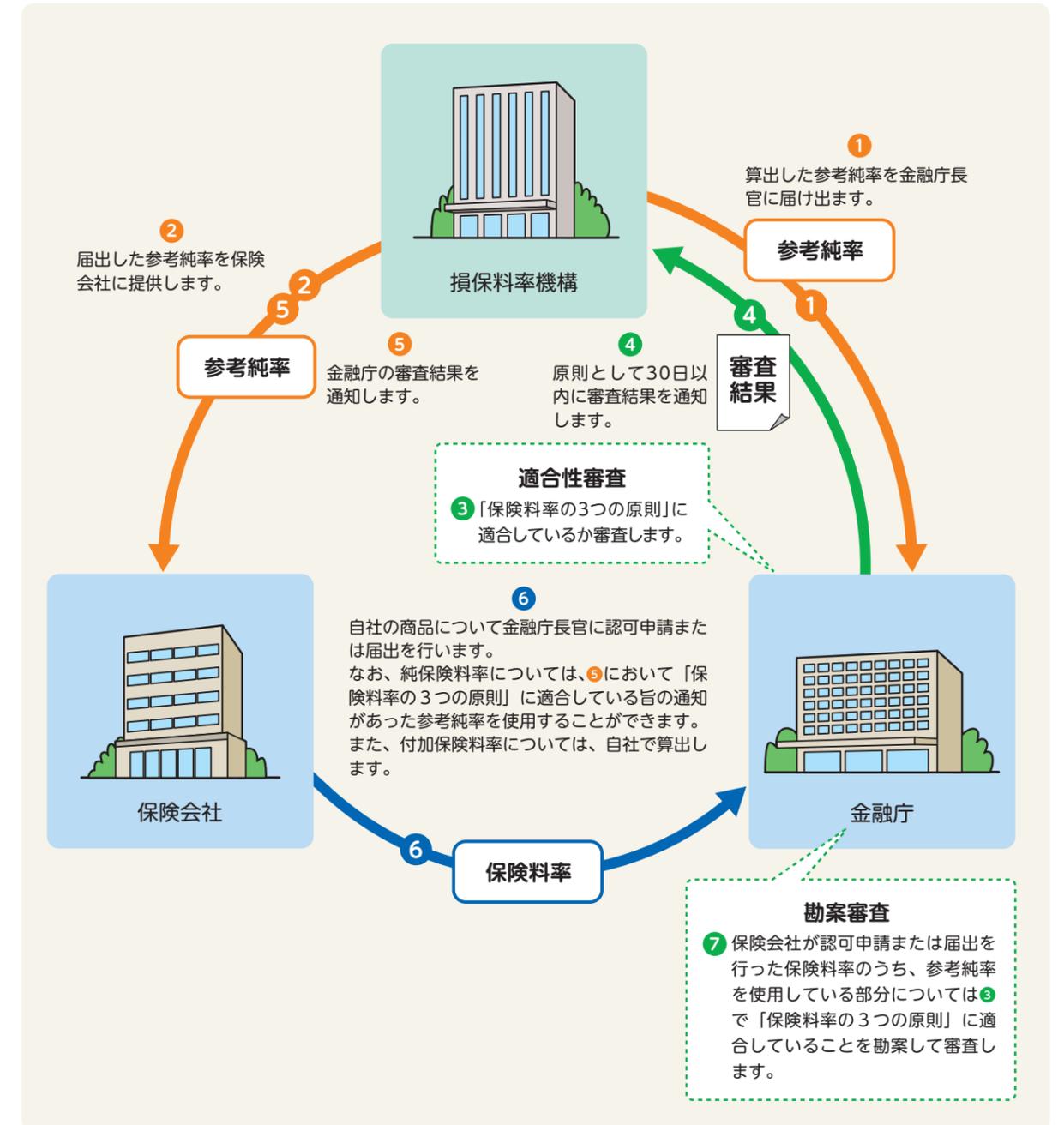
事故率 (事故が起きる確率) × 保険金単価 (1事故あたりの保険金)

3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ

←自動車保険参考純率

当機構は、金融庁長官に、算出した自動車保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

■自動車保険参考純率の算出後の流れ

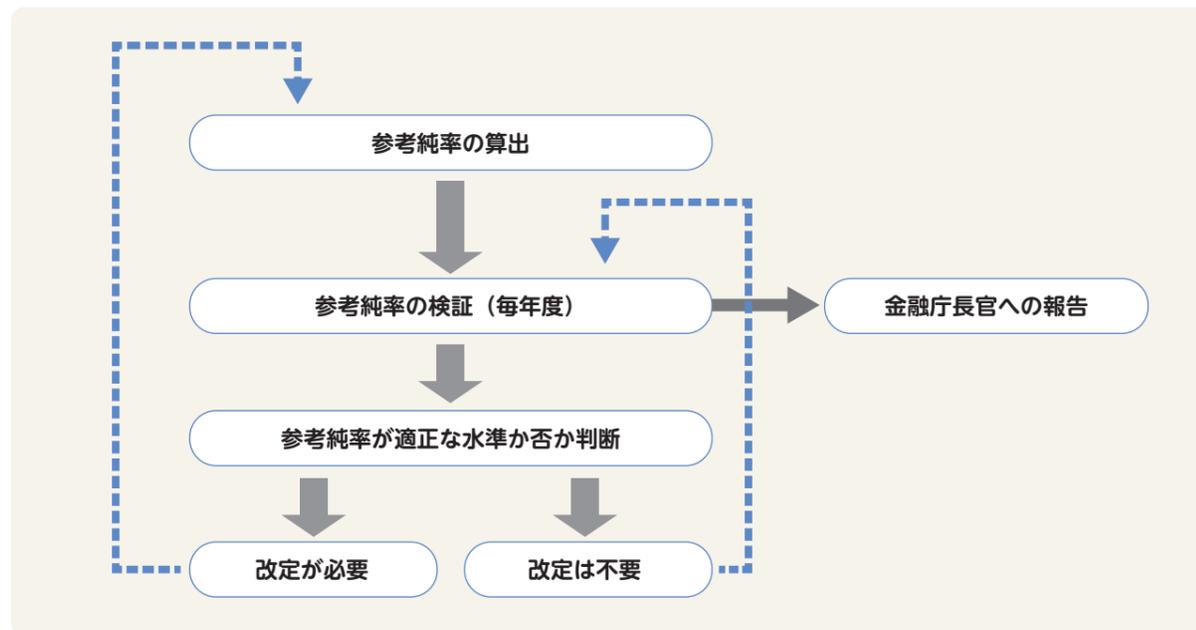


4 自動車保険の参考純率の検証と改定

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

←自動車保険参考純率

■自動車保険参考純率の検証と改定の流れ



3 自動車保険の現況

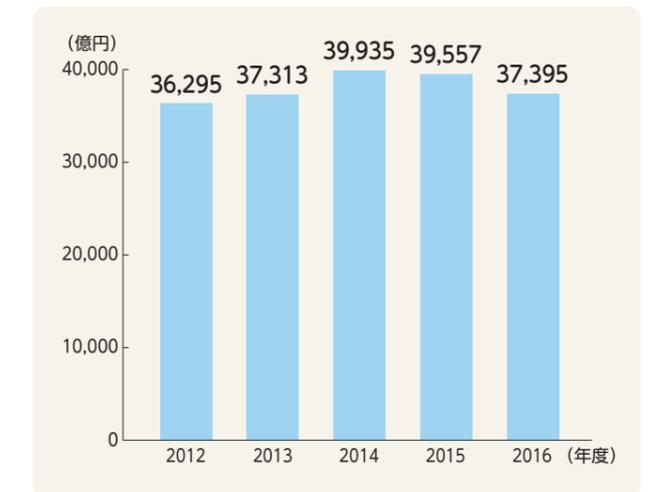
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

(1) 保険料の推移

2016年度の自動車保険の保険料は、図33のとおり3兆7,395億円となっており、前年度に比べ2,162億円（5.5%）の減少となりました。

図33 保険料の推移



保険料

図33、34の「保険料」は、2①(1)自動車保険の保険料率（P52）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベースの数値です（以下、同様）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

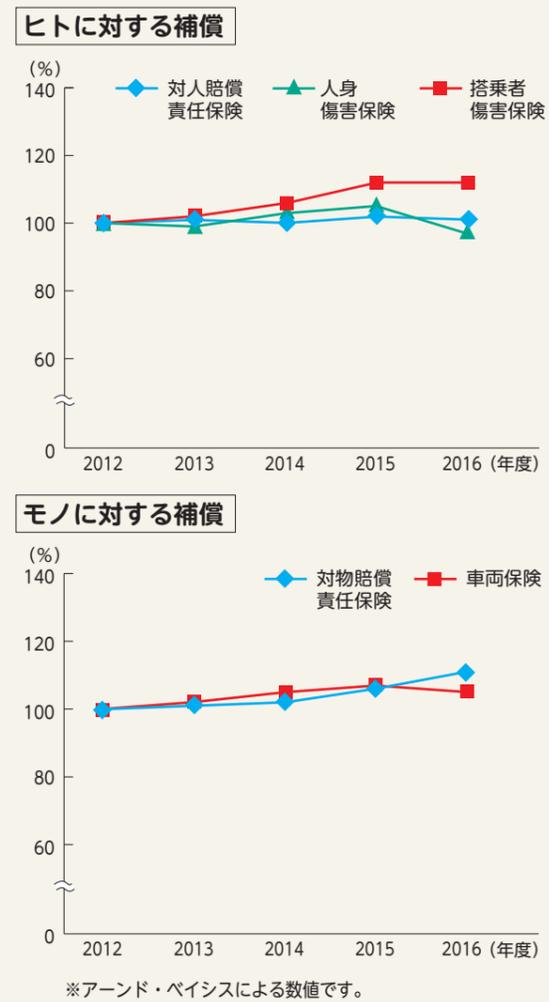
なお、自動車保険では、対象期間における収支を把握するにあたって「アード・ベース（3①(2)契約1台あたりの保険料の推移（P68）参照）による「契約1台あたりの保険料」および「インカード・ベース（3②(2)契約1台あたりの保険金の推移（P72）参照）による「契約1台あたりの保険金」も用いています。

(2) 契約1台あたりの保険料の推移

自動車保険の契約1台あたりの保険料は、契約状況の変化(保険契約者が契約(補償)内容の見直しを行ったり、料率区分間の契約構成割合が変化すること)や、保険会社による料率水準の見直しなどにより変動します。

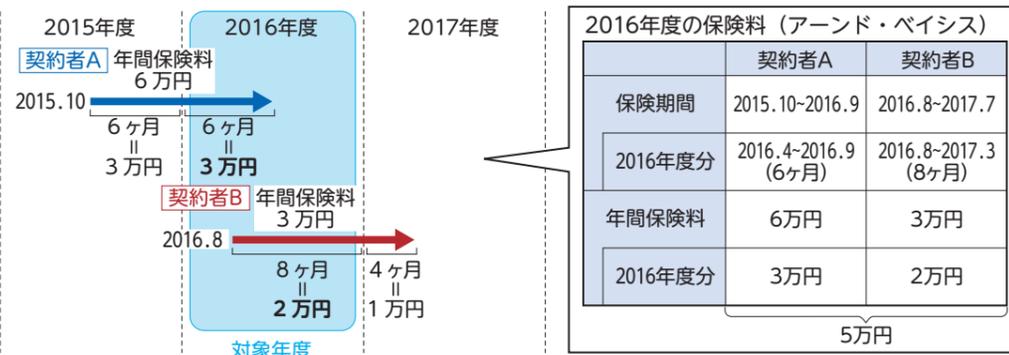
2013年度以降、対人賠償責任保険を除き、概ね増加傾向で推移していましたが、2016年度には人身傷害保険および車両保険が減少に転じています。

図34 契約1台あたりの保険料の推移(補償内容別)(2012年度を100とした場合)



アールド・ベイシスの保険料とは?

契約始期や保険料受領時期にかかわらず、対象年度に経過する保険期間に対応した保険料のことです。
(例) 契約者が2人(A・B) だとした場合の2016年度の保険料(アールド・ベイシス)



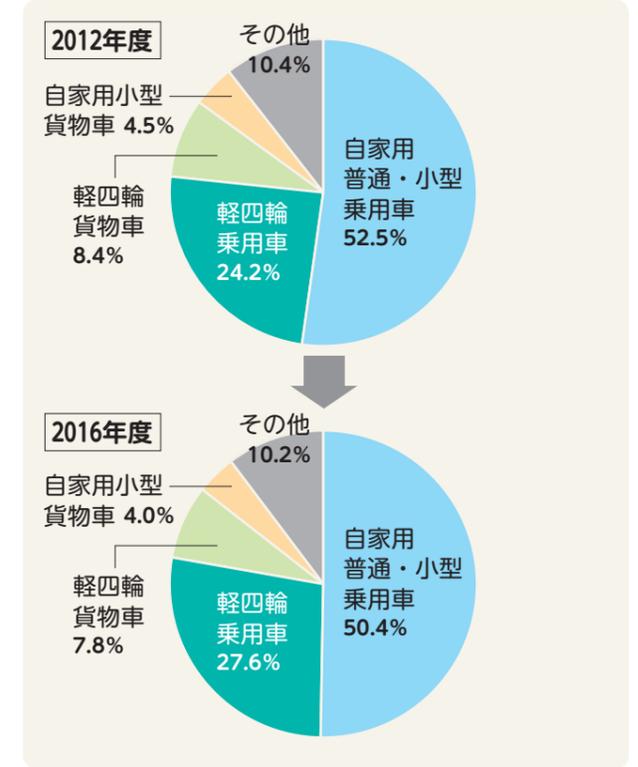
契約1台あたりの保険料の推移に影響を与える主な契約の状況は以下のとおりです。

軽四輪乗用車の増加

自動車を利用する目的や自動車の種類によってリスクが異なるため、用途・車種により保険料が異なります(2①(4)自動車保険の料率区分①(P55)参照)。

近年、軽四輪乗用車が増加し、図35のとおり、全体の4分の1以上を占めるようになっています。

図35 用途・車種の構成割合(対人賠償責任保険)

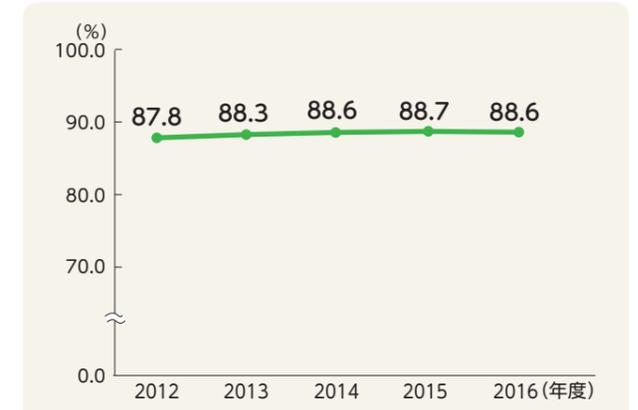


若年運転者の減少

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層により保険料が異なります(2①(4)自動車保険の料率区分⑤(P60)参照)。

近年、若年運転者の減少に伴い、26歳以上補償等の契約の割合は図36のとおり、88%台後半の高い水準で推移しています。

図36 26歳以上補償等契約の割合の推移(対人賠償責任保険)

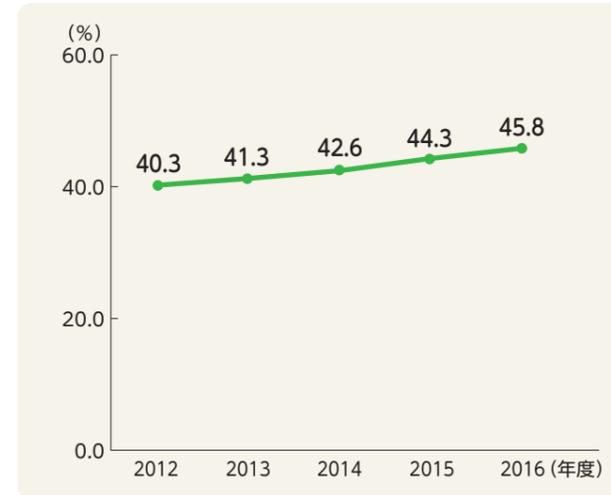


ノンフリート等級別料率制度における
20等級割合の増加

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクが異なるため、前年の事故の有無により、翌年度以降の保険料が変わります（2-1(4)自動車保険の料率区分⑥（P61）参照）。

ノンフリート契約者全体で見ると、無事故年数の長い契約者が多く、最も割引率の大きい20等級の割合は図37のとおり、増加傾向で推移しています。

図37 ノンフリート等級別料率制度における
20等級割合の推移（対人賠償責任保険）

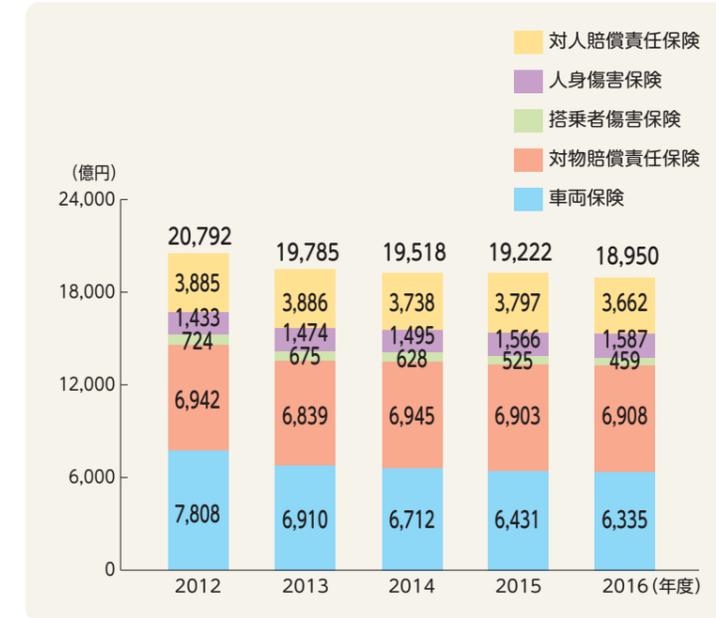


2 保険金（支払い）の状況

(1) 保険金の推移

2016年度の自動車保険の保険金は、図38のとおり1兆8,950億円となっており、前年度に比べ272億円（1.4%）の減少となりました。

図38 保険金の推移



保険金

図38～図41の「保険金」には、付帯費用を含みません。

付帯費用とは

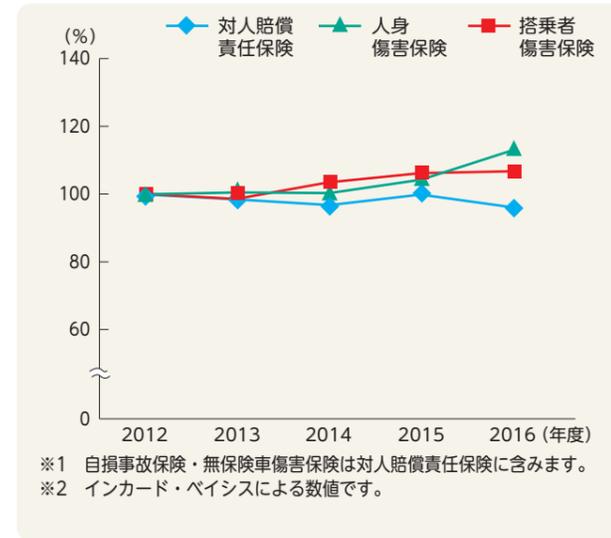
保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

(2) 契約1台あたりの保険金の推移

① 対人賠償責任保険・人身傷害保険・搭乗者傷害保険

図39のとおり、人身傷害保険・搭乗者傷害保険の契約1台あたりの保険金は概ね増加傾向、対人賠償責任保険は概ね減少傾向で推移しています。

図39 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）（2012年度を100とした場合）



交通事故死傷者数の減少と傷害事故件数の増加

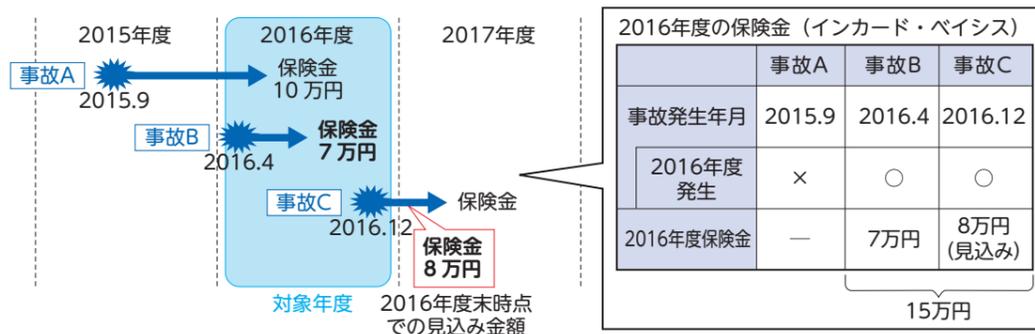
警察庁が公表する交通事故死傷者数は一貫して減少傾向が続いていますが（P23図6参照）、人身傷害保険の契約1台あたりの保険金は増加しています。また、対人賠償責任保険の契約1台あたりの保険金は減少しているものの、その減少割合は、交通事故負傷者数の減少割合と比べて小幅にとどまっています。

この要因としては、第Ⅱ部3②保険金（支払い）の状況（P22）のとおり、警察庁の公表する交通事故死傷者数は人身事故として警察に届出がなされたものが集計対象ですが、対人賠償責任保険・人身傷害保険では、自賠責保険と同様、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても保険金を支払うことがあり、このような支払いが増加していることによるものと考えられます。

インカード・ベイスの保険金とは？

契約始期や保険金支払時期にかかわらず、対象年度に発生した事故に対する保険金のことで、当該年度に支払った保険金だけでなく、その翌年度以降に支払いが見込まれる保険金を含みます。

（例）事故が3件（A・B・C）発生した場合の2016年度の保険金（インカード・ベイス）



② 対物賠償責任保険・車両保険

図40のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の契約1台あたりの保険金は、減少傾向で推移しています。この要因としては、参考純率改定（2011年9月届出）を受けて、各保険会社が2012年度以降に実施したノンフリート等級別料率制度改定に伴い、契約者が翌年度以降の保険料負担を考慮して保険金請求を慎重に判断するようになったことにより、保険金が少額である事故を中心に請求件数が減少したことが挙げられますが、2015年度以降は、改定後の制度が定着したことにより、この要因による減少傾向は鈍化していると見られます。ただし、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（ASV）の普及が進んでいることから、契約1台あたりの保険金の減少傾向は継続しているものと考えられます（ASVについてはトピックス③（P75）参照）。

他方、図41のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の支払い1件あたりの保険金は概ね増加傾向で推移しています。この要因としては、保険金の大部分を占める修理費が増加傾向で推移していることが考えられます。

図40 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）（2012年度を100とした場合）

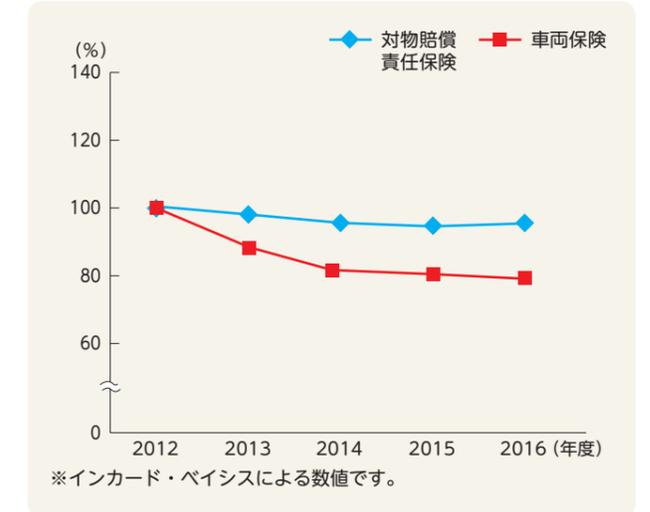
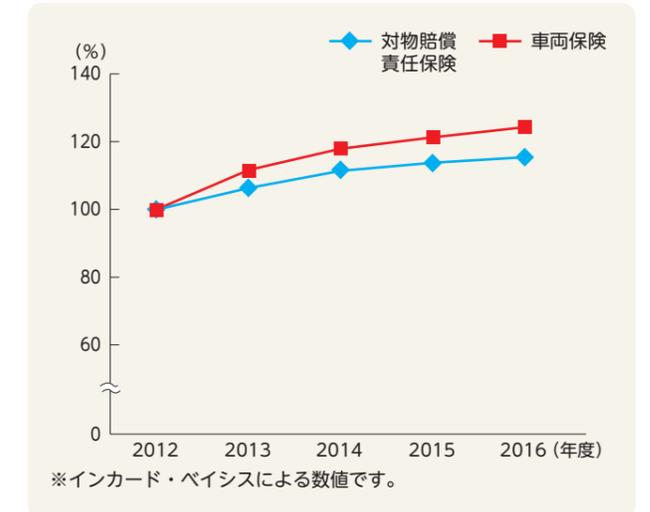


図41 支払い1件あたりの保険金の推移（補償内容別）（2012年度を100とした場合）

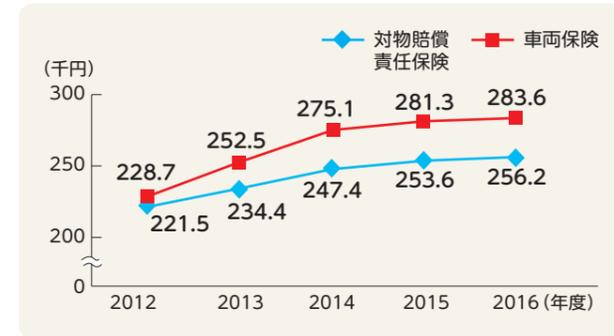




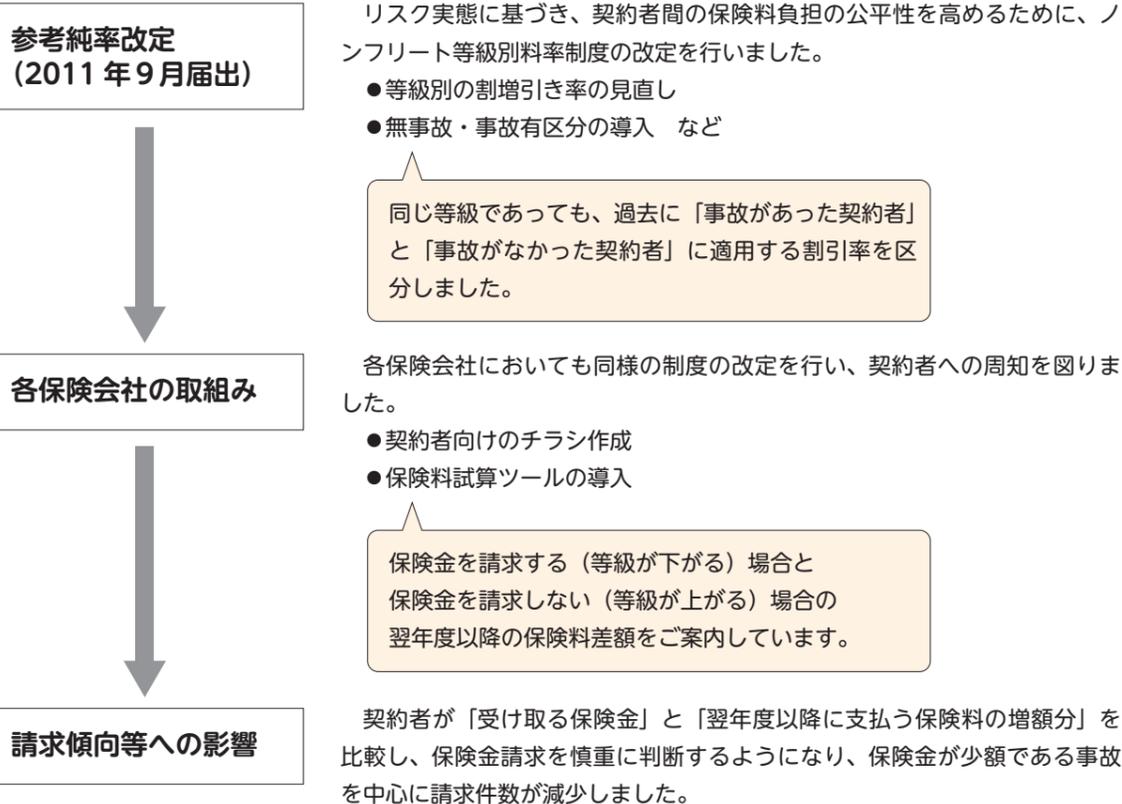
支払い1件あたりの修理費の増加

保険金のうち修理費（部品費・工賃・塗装費・その他）は、対物賠償責任保険においては約5割、車両保険においては約8割を占めています。支払い1件あたりの修理費は、図42のとおり概ね増加傾向で推移しています。なお、この点については、ノンフリート等級別料率制度改定に伴い、契約者が翌年度以降の保険料負担を考慮して保険金請求を慎重に判断するようになったことにより、少額の保険金請求が減少したこともその一因として挙げられますが、2015年度以降は、改定後の制度が定着したことにより、この要因による減少傾向は鈍化していると見られます。ただし、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（ASV）の普及等に伴い、センサー等の比較的高価な部品が増加していることから、修理費の増加傾向は継続しているものと考えられます（ASVについてはトピックス③（P75）参照）。

図42 支払い1件あたりの修理費の推移



ノンフリート等級別料率制度改定に伴う影響



トピックス③

安全運転サポート車（サポカー）の普及状況

政府では高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した車（安全運転サポート車）の普及啓発に取り組んでいます。

運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（ASV）では、事故の減少や事故時の被害軽減が期待され、近年、これらを搭載した自動車が多く見られるようになってきました（図43）。

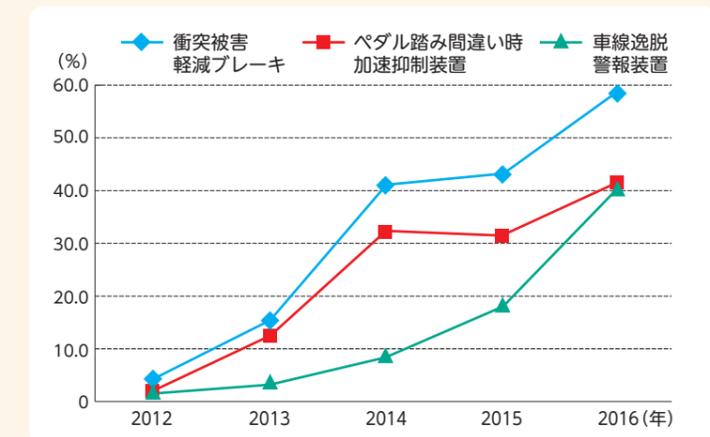
自動車保険への影響としては、今後このようなASVの普及により修理費の増加も懸念されるものの、これを上回る事故の減少や事故時の被害軽減につながる事が期待されます。

保険実績においても、衝突被害軽減ブレーキが装着された自動車は装着されていない自動車に比べリスクが軽減していることが確認でき、参考純率においては、2018年1月1日から、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無別の料率区分を設けています（2-1（4）自動車保険の料率区分3-1（P57）参照）。

ASVとは

Advanced Safety Vehicle（先進安全自動車）の略であり、運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車です。安全運転サポート車（サポカー）に搭載される各種システムもASV技術のひとつです。

図43 生産台数に対する各種ASV技術装着率の推移



※1 「ASV技術普及状況調査」（国土交通省）から作成。
 ※2 装着率 = 装着台数 ÷ 総生産台数

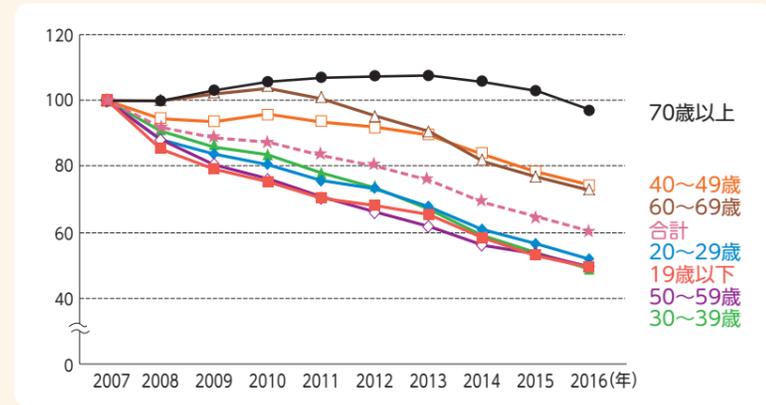
トピックス 4

交通事故にみる高齢運転者の実態

交通事故件数は減少傾向にありますが、70歳以上による交通事故件数については、若干の減少にとどまっています。

近年、全体として交通事故件数は減少傾向にありますが、図44のとおり2007年の交通事故件数を100とした場合の運転者の年齢層別交通事故の動向をみると、70歳以上による交通事故件数については、他の年齢層に比べると若干の減少にとどまっています。

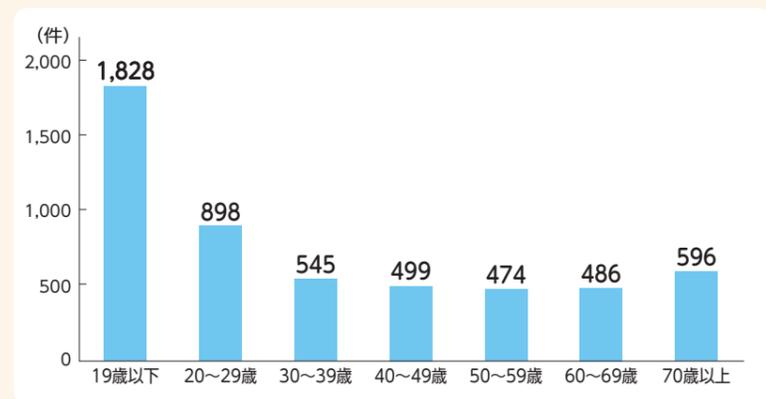
図44 運転者の年齢層別交通事故件数の推移（各年12月末）
（2007年の交通事故件数を100とした場合）



※「平成28年における交通事故の発生状況」（警察庁交通局）から作成。

これは、高齢化の影響により高齢の運転者が増加していることが影響していると考えられます。そこで、免許保有者10万人あたりの交通事故件数を年齢層別に比較してみると、図45のとおり、最も交通事故件数が多いのは19歳以下の若年層で、その後、年齢が上昇するにつれて交通事故件数は減少しています。ただし、「60～69歳」からは増加に転じ、「70歳以上」の交通事故件数はさらに多い状況にあることがわかります。

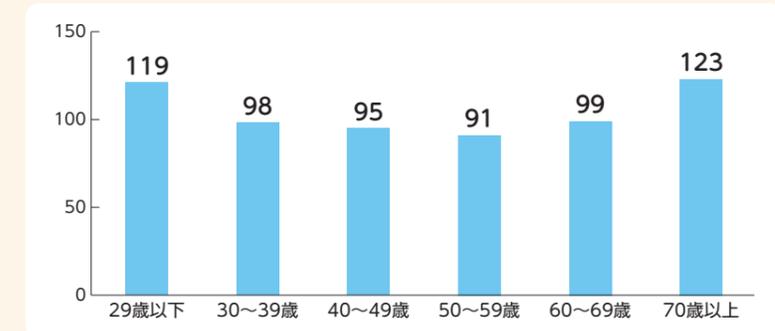
図45 2016年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数
（P60memoの図を一部再掲）



※「平成28年における交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

以上のように警察統計で見られた高齢者のリスク状況を、若年層が運転しない「26歳以上補償」の保険契約における記名被保険者の年齢層別のリスク較差を確認してみると、図46のとおり、やはり記名被保険者が「60～69歳」である契約のリスクからは増加に転じ、「70歳以上」である契約のリスクはさらに高くなっています（運転者の年齢による料率区分の詳細や記名被保険者については2-1(4)自動車保険の料率区分⑤（P60）参照）。

図46 保険実績におけるリスク較差
（「26歳以上補償」全体を100とした場合の値）



※上記は対人賠償責任保険で全体の契約の約9割を占める「26歳以上補償」における記名被保険者年齢区分間の較差（2014～2016年度の累計値、機構統計から作成）。
なお、参考純率では「26歳以上補償」を記名被保険者の年齢層に応じて区分している。

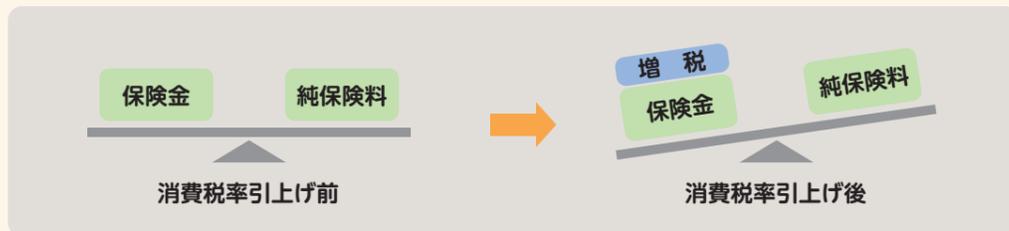
トピックス 5

消費税率の引上げによる影響

2014年4月にそれまで5%だった消費税率が8%に引き上げられました。また、2019年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられる予定です。
自動車保険に限らず、保険料は非課税であるため、消費税率引上げと自動車保険料は一見関係がないように思えます。しかし、保険会社が支払う保険金や経費の一部には消費税がかかっているため、消費税率の引上げは自動車保険にも影響を及ぼします。

(1) 純保険料率への影響

自動車保険の純保険料は、保険金と等しくなるように設定されていますが、保険金の一部の費目には消費税がかかるため、消費税率が引き上げられると保険金が増え、純保険料は不足することになります。



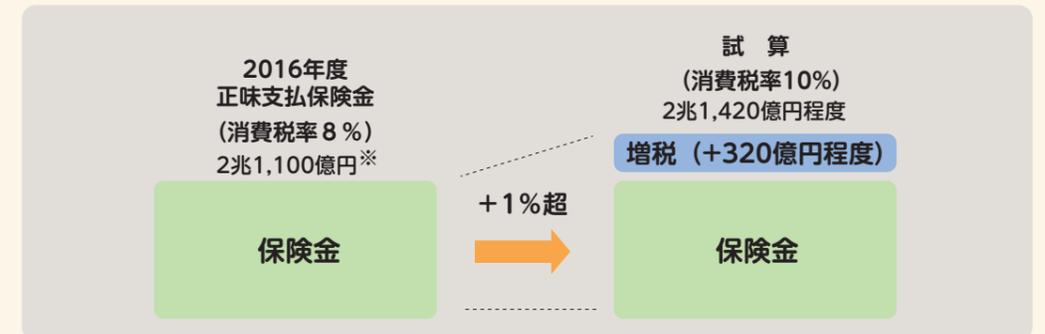
保険金に占める課税対象費目は下表のとおり各保険によって異なっており、搭乗者傷害保険は定額払いであるため影響は小さく、対物賠償責任保険や車両保険については修理費が保険金の多くを占めているため影響は大きくなります。

	課税対象費目
対人賠償責任保険	治療費の一部、通院費、付帯費用など
人身傷害保険	(逸失利益、慰謝料(精神的損害)、休業損害などには影響が及びません。)
搭乗者傷害保険	付帯費用のみ
対物賠償責任保険	修理費、代車等費用、付帯費用など
車両保険	修理費、車両取得費用、付帯費用など

付帯費用

保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

自動車保険全体では、消費税率が8%から10%に引き上げられることによって+1%超の影響が見込まれ、保険金は320億円程度増加すると見込まれます。



※「平成29年版インシュアランス損害保険統計号」(株式会社 保険研究所) から作成。

(2) 付加保険料率への影響

付加保険料のうち、保険会社の物件費や代理店手数料などには消費税がかかるため、付加保険料にも消費税率引上げの影響が及びます。



自賠責保険への影響

- 純保険料率への影響 : 消費税率の引上げによって純保険料が不足することになりますが、影響を受ける範囲は、治療費の一部や通院費など限定的なものとなります。
- 付加保険料率への影響 : 自動車保険と同様、保険会社の物件費や代理店手数料などには消費税がかかるため、消費税率引上げの影響が及びます。

トピックス 6

法定利率の引下げによる影響

2017年6月2日に公布された民法の改正法では、「法定利率」が見直されることとなっています。「法定利率」の変更は、自動車保険のうち対人賠償責任保険等の保険料に影響を及ぼす可能性があります。

2017年6月2日、民法の改正法が公布され、2020年4月1日から施行されることとなりました。この改正は、1896年の民法制定以来初の、債権関係の規定に関する抜本的な見直しであり、主な内容としては、

- ・「消滅時効の期間」の統一化等の時効に関する規定の整備
- ・「法定利率」を変動させる規定の新設
- ・「保証人の保護」を図るための保証債務に関する規定の整備
- ・「定型約款」に関する規定の新設

などが行われることとなっています。

このうち、「法定利率」については、現行法で「年5%」と定められている固定利率が、改正法では3年に一度の見直しが行われる変動利率に改められるとともに、改正当初の利率が「年3%」に引き下げられることになっており、この「法定利率」の引下げは自動車保険料にも影響を及ぼす可能性があります。

法定利率とは

金銭貸借に関する契約などで当事者同士が特に利率を決めなかった場合に適用される利率のことです。

自動車保険料への影響

自動車保険のうち対人賠償責任保険は、事故によって他人を死傷させた場合に損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償する保険です（第Ⅰ部2章自動車保険の概要（P9）参照）。

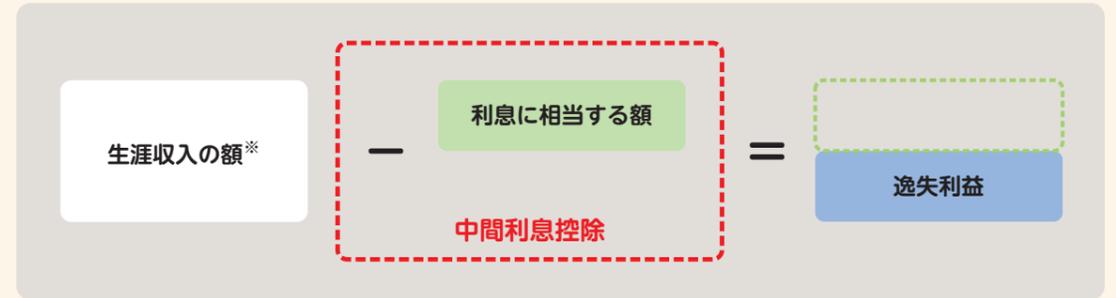
この保険で補償する損害賠償額は、「傷害による損害」、「後遺障害による損害」、「死亡による損害」に分けて計算されます。

損害賠償額



この損害賠償額のうち、例えば「後遺障害による損害」および「死亡による損害」における「逸失利益」は、事故がなければ将来得ることができたと考えられる生涯収入の額に基づき計算されますが、保険金としては一度にまとめて支払われるため、あらかじめ将来の利益に関する利息に相当する額を差し引いて計算されます。これを「中間利息控除」といいます。

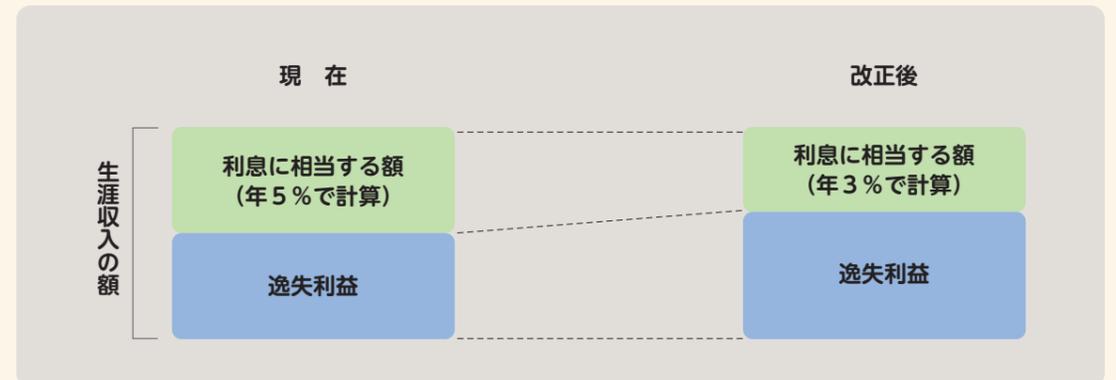
逸失利益の計算方法



※ 一般的に被害者本人の生活費などは控除されます。

この中間利息控除を行う場合、利息に相当する額を算出する際の利率には「法定利率」が使用されます（今回の民法の改正により明文化されました）。

そのため、「法定利率」が5%から3%に引き下げられると、生涯収入の額から差し引かれる「利息に相当する額」が少なくなり、逸失利益の額は増加することが想定されます。このような影響が、対人賠償責任保険の保険料に及ぶ可能性があります。



※1 人身傷害保険では、対人賠償責任保険と同様の仕組みで損害の額を計算しているため、上記と同様の影響が及ぶ可能性があります。
 ※2 契約時に設定した金額を支払う搭乗者傷害保険や、物に生じた損害を補償する対物賠償責任保険・車両保険には、上記の影響はありません。

memo

自賠責保険料への影響

自賠責保険について、対人賠償責任保険と同様に影響が及ぶ可能性もありますが、自賠責保険では損害の内容ごとに支払限度額が設けられている（第Ⅱ部1章自賠責保険の補償内容（P10）参照）ことにより、影響の程度は限定的なものになると見込まれます。

トピックス 7

自動車保険参考純率の改定

当機構は、2017年5月11日に自動車保険参考純率の改定に関する届出を行いました。
同年5月30日、届け出た参考純率に対する、金融庁長官による適合性審査が終了しました。

【改定の概要】

改定の主な内容は次のとおりです。

(1) 自動車保険の参考純率を平均で8.0%引き下げました。

近年、対物賠償責任保険および車両保険の契約1台あたりの保険金が減少したこと(3-2)契約1台あたりの保険金の推移②(P73)参照)から、参考純率の引下げを行いました。

(2) 算出基礎データを更新し料率区分ごとの較差を見直すとともに、料率区分としての合理性を高めるため、区分方法の見直しを行いました。

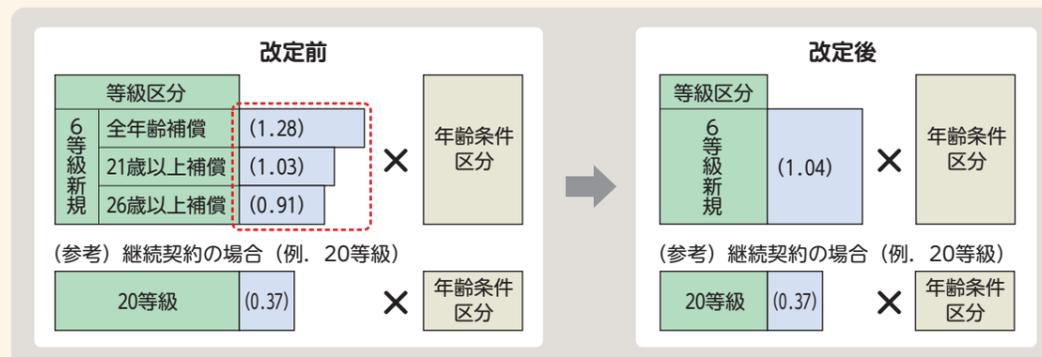
① 運転者の範囲に応じた区分(運転者限定)

直近(2015年度)の保険実績で、「限定しない」契約と「家族に限定する」契約との間のリスク較差が見られなくなったことから、運転者の範囲を「家族に限定する」契約方式を廃止しました。

廃止します	運転者の範囲 (○: 補償対象、×: 補償対象外)			
	① 本人・配偶者	② ①の同居の親族	③ ①の別居の未婚の子	④ 友人など(左記以外)
限定しない	○	○	○	○
家族に限定する	○	○	○	×
本人・配偶者に限定する	○	×	×	×

② 過去の事故歴に応じた区分(ノンフリート等級)

新規等級以外の継続契約の等級においても、年齢条件区分間でリスク較差が見られるようになっていたため、等級区分の新規等級のみに設けていた年齢条件区分を廃止しました。



※ () 内の値は、等級係数

今回の届出の詳細については、「自動車保険参考純率改定のご案内」(https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/201705_announcement.html)をご参照ください。

第Ⅳ部

くるまに関する
保険関連の統計

- 1 自賠責保険統計 84
- 2 自動車保険統計 100
- 3 関連情報
 - I 共済関係 132
 - II 交通事故関係 138
 - III 自動車保有登録関係 146
 - IV 法令関係 150

1 自賠責保険統計

第1表 自賠責保険収支の推移

年 度	契 約		支	
	台 数	保 険 料	死 亡	
			件 数	保 険 金
	台 %	千円 %	件	千円
1970	16,995,245	348,963,452	18,126	80,117,614
1975	20,535,020	512,498,964	12,314	123,114,183
1980	25,878,153	654,098,997	9,522	151,842,956
1985	28,502,452	926,192,619	9,807	179,684,379
1986	30,282,341 (6.2)	1,041,638,176 (12.5)	9,886	192,060,212
1987	30,711,927 (1.4)	1,051,432,091 (0.9)	9,430	186,555,214
1988	32,812,988 (6.8)	1,138,721,651 (8.3)	9,958	195,832,598
1989	32,933,548 (0.4)	1,173,345,534 (3.0)	10,637	209,161,571
1990	34,404,028 (4.5)	1,217,597,602 (3.8)	11,057	219,345,168
1991	34,675,719 (0.8)	1,112,594,634 (△8.6)	11,560	241,326,983
1992	35,129,541 (1.3)	1,087,793,724 (△2.2)	11,620	256,473,209
1993	36,903,078 (5.0)	1,012,188,061 (△7.0)	11,063	259,269,677
1994	37,101,038 (0.5)	1,015,698,547 (0.3)	10,703	254,245,669
1995	37,535,545 (1.2)	1,046,279,856 (3.0)	10,773	250,789,959
1996	38,159,188 (1.7)	1,072,702,030 (2.5)	10,492	247,922,093
1997	38,106,586 (△0.1)	979,729,851 (△8.7)	10,197	241,496,295
1998	37,648,994 (△1.2)	964,554,584 (△1.5)	9,595	230,571,248
1999	38,492,877 (2.2)	988,676,122 (2.5)	9,413	226,544,545
2000	38,590,102 (0.3)	999,284,341 (1.1)	8,935	218,247,953
2001	38,533,759 (△0.1)	996,798,683 (△0.2)	8,456	207,906,147
2002	38,373,670 (△0.4)	1,202,373,763 (20.6)	8,341	202,585,752
2003	38,731,246 (0.9)	1,212,825,888 (0.9)	7,866	193,744,704
2004	38,378,882 (△0.9)	1,199,455,126 (△1.1)	7,277	177,554,313
2005	39,067,723 (1.8)	1,154,805,308 (△3.7)	6,807	165,519,417
2006	38,674,832 (△1.0)	1,138,071,480 (△1.4)	6,168	152,674,840
2007	38,791,770 (0.3)	1,050,075,232 (△7.7)	6,029	145,481,727
2008	41,775,207 (7.7)	874,895,219 (△16.7)	5,482	131,840,390
2009	38,565,312 (△7.7)	811,706,485 (△7.2)	5,128	122,625,507
2010	38,674,100 (0.3)	811,951,189 (0.0)	4,922	118,717,520
2011	38,206,667 (△1.2)	897,505,823 (10.5)	4,777	113,972,827
2012	39,662,580 (3.8)	936,324,556 (4.3)	4,469	109,411,696
2013	38,297,097 (△3.4)	1,028,327,183 (9.8)	4,125	99,454,819
2014	38,654,126 (0.9)	1,034,178,479 (0.6)	3,977	96,959,742
2015	38,560,559 (△0.2)	1,025,949,786 (△0.8)	3,639	90,941,312
2016	39,255,373 (1.8)	1,047,243,538 (2.1)	3,568	89,412,881

※1 1986年度以降の()内の数値は、対前年度増減率を示します。
 ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
 ※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

払				年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件 %	千円 %	
680,906	157,513,639	699,032	237,631,253	1970
535,094	210,014,199	547,408	333,128,382	1975
634,712	377,931,663	644,234	529,774,619	1980
846,483	551,391,368	856,290	731,075,747	1985
856,763	555,814,863	866,649 (1.2)	747,875,075 (2.3)	1986
852,883	536,629,865	862,313 (△0.5)	723,185,079 (△3.3)	1987
846,753	510,805,309	856,711 (△0.6)	706,637,907 (△2.3)	1988
883,751	508,980,082	894,388 (4.4)	718,141,654 (1.6)	1989
895,170	523,568,377	906,227 (1.3)	742,913,545 (3.4)	1990
921,410	544,820,322	932,970 (3.0)	786,147,304 (5.8)	1991
949,534	558,438,652	961,154 (3.0)	814,911,861 (3.7)	1992
973,557	574,800,552	984,620 (2.4)	834,070,228 (2.4)	1993
975,640	579,166,878	986,343 (0.2)	833,412,546 (△0.1)	1994
995,893	589,170,581	1,006,666 (2.1)	839,960,540 (0.8)	1995
1,013,162	594,064,502	1,023,654 (1.7)	841,986,595 (0.2)	1996
1,036,979	613,771,251	1,047,176 (2.3)	855,267,546 (1.6)	1997
1,047,048	625,786,046	1,056,643 (0.9)	856,357,294 (0.1)	1998
1,093,628	650,636,759	1,103,041 (4.4)	877,181,304 (2.4)	1999
1,142,984	680,553,984	1,151,919 (4.4)	898,801,937 (2.5)	2000
1,175,778	693,360,883	1,184,234 (2.8)	901,267,030 (0.3)	2001
1,195,400	720,596,376	1,203,741 (1.6)	923,182,128 (2.4)	2002
1,206,408	729,203,566	1,214,274 (0.9)	922,948,270 (△0.0)	2003
1,181,564	708,769,298	1,188,841 (△2.1)	886,323,611 (△4.0)	2004
1,179,664	696,569,064	1,186,471 (△0.2)	862,088,481 (△2.7)	2005
1,129,936	671,756,523	1,136,104 (△4.2)	824,431,363 (△4.4)	2006
1,156,333	683,321,309	1,162,362 (2.3)	828,803,036 (0.5)	2007
1,127,755	681,021,510	1,133,237 (△2.5)	812,861,900 (△1.9)	2008
1,117,373	677,130,551	1,122,501 (△0.9)	799,756,058 (△1.6)	2009
1,136,876	677,004,059	1,141,798 (1.7)	795,721,580 (△0.5)	2010
1,155,536	691,458,139	1,160,313 (1.6)	805,430,966 (1.2)	2011
1,154,370	690,578,802	1,158,839 (△0.1)	799,990,498 (△0.7)	2012
1,185,334	708,022,604	1,189,459 (2.6)	807,477,423 (0.9)	2013
1,154,597	699,261,837	1,158,574 (△2.6)	796,221,579 (△1.4)	2014
1,157,070	703,870,613	1,160,709 (0.2)	794,811,925 (△0.2)	2015
1,136,174	681,319,330	1,139,742 (△1.8)	770,732,211 (△3.0)	2016

第2表 自賠責保険車種別収支〈2016年度〉

	車種	契 約		支		
		台 数	保 険 料	死 亡		
				件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	乗合自動車	224,503	8,758,262	37	915,023	
2	乗用自動車	営業用	230,521	23,384,577	85	2,127,047
		自家用	17,642,547	503,178,396	1,401	35,675,971
4	普通貨物自動車	営業用	970,042	45,862,090	413	10,419,562
		自家用	1,250,466	38,726,836	128	3,156,828
6	小型貨物自動車	65,438	2,037,695	19	467,893	
7	自動車	2,784,124	50,474,429	246	6,354,494	
8	小型二輪および軽自動車	13,198,055	339,704,248	1,129	27,466,486	
9	特殊および特緊急自動車	378,818	3,796,263	25	691,871	
10	商品自動車	76,109	975,627	0	30,000	
11	特種用途自動車	353,078	8,221,558	35	945,352	
12	被けん引自動車	192,030	889,464	0	0	
13	原動機付自転車	1,889,642	21,234,094	50	1,162,354	
14	合 計	39,255,373	1,047,243,538	3,568	89,412,881	

※ 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

払				
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
8,171	5,162,547	8,208	6,077,571	1
30,988	18,780,124	31,073	20,907,171	2
560,905	330,776,122	562,306	366,452,092	3
31,217	24,254,981	31,630	34,674,543	4
19,338	14,010,655	19,466	17,167,483	5
1,901	1,328,977	1,920	1,796,870	6
57,873	37,462,597	58,119	43,817,091	7
398,893	231,664,313	400,022	259,130,799	8
1,676	1,521,266	1,701	2,213,137	9
342	285,310	342	315,310	10
5,572	3,743,342	5,607	4,688,694	11
3	3,645	3	3,645	12
19,295	12,325,450	19,345	13,487,804	13
1,136,174	681,319,330	1,139,742	770,732,211	14

第3表 自賠責保険都道府県別収支〈2016年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	1,730,585	47,108,136	40,018	26,361,334
青森	480,434	13,090,534	7,782	4,924,448
岩手	452,271	12,316,380	6,955	4,462,070
宮城	821,485	22,217,888	20,763	13,437,740
秋田	307,172	8,422,643	5,003	2,861,287
山形	408,120	11,067,989	8,793	5,407,808
福島	731,379	19,802,117	17,480	10,810,269
茨城	1,241,024	33,560,787	35,218	25,543,141
栃木	818,036	22,104,345	23,669	16,034,494
群馬	825,765	22,483,482	27,405	19,785,825
埼玉	2,061,205	55,440,760	60,829	43,513,054
千葉	1,815,660	48,682,598	53,580	40,108,167
東京都	2,322,474	63,125,434	71,287	50,775,441
神奈川県	2,147,179	56,005,606	59,224	42,973,481
新潟	879,704	23,669,864	16,830	9,925,862
富山	434,376	11,804,464	10,838	6,272,130
石川	436,496	11,928,780	11,538	5,828,950
福井	310,825	8,458,418	9,085	4,612,169
山梨	317,034	8,519,427	9,209	6,142,872
長野	842,944	22,883,371	17,469	10,018,954
岐阜	819,312	22,072,905	24,620	16,319,576
静岡	1,448,040	38,632,612	43,692	30,790,569
愛知	2,596,300	70,795,303	79,642	49,744,217
三重	715,942	19,259,371	20,415	14,127,106

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
 ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
 ※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋賀	479,721	13,027,044	14,343	8,859,944
京都	731,463	19,386,290	24,328	17,444,961
大阪	2,091,998	55,104,644	73,365	53,751,082
兵庫	1,529,589	40,644,964	48,152	35,643,899
奈良	407,785	10,914,261	12,967	8,547,811
和歌山	362,369	9,478,004	10,973	8,220,737
鳥取	209,810	5,752,688	4,915	2,861,879
島根	194,558	5,361,582	3,961	1,873,332
岡山	740,021	20,158,001	26,254	15,495,442
広島	938,167	25,218,673	27,213	17,674,196
山口	487,109	13,294,589	13,172	7,983,983
徳島	299,058	8,000,106	9,836	6,049,804
香川	371,911	9,990,564	14,543	10,161,361
愛媛	482,578	12,677,625	15,272	9,854,147
高知	225,485	5,971,186	5,502	3,072,775
福岡	1,608,515	43,380,729	65,061	47,238,268
佐賀	284,732	7,732,519	10,227	7,119,278
長崎	395,539	10,564,681	11,558	7,888,168
熊本	648,043	17,336,628	21,391	12,208,957
大分	397,686	10,725,883	11,326	7,014,302
宮崎	335,711	9,156,976	10,201	6,992,360
鹿児島	481,292	12,936,505	11,677	7,665,118
沖縄	464,971	5,899,162	10,992	5,404,978
離島	123,500	1,077,021	1,169	924,464
合 計	39,255,373	1,047,243,538	1,139,742	770,732,211

第4表 原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年 度	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	千台	千台	千台
1970	2,654	1,850	4,504
1975	3,017	1,774	4,791
1980	6,950	2,730	9,680
1985	10,565	2,968	13,532
1986	10,087	2,857	12,944
1987	9,475	2,690	12,165
1988	8,986	2,553	11,540
1989	8,633	2,425	11,058
1990	8,264	2,273	10,537
1991	8,028	2,152	10,181
1992	7,786	2,054	9,840
1993	7,605	1,967	9,572
1994	7,499	1,872	9,371
1995	7,390	1,806	9,197
1996	7,293	1,736	9,028
1997	7,121	1,643	8,764
1998	7,140	1,613	8,753
1999	7,128	1,569	8,697
2000	6,930	1,517	8,447
2001	6,842	1,481	8,323
2002	6,692	1,427	8,119
2003	6,612	1,367	7,979
2004	6,533	1,319	7,852
2005	6,453	1,267	7,721
2006	6,329	1,215	7,544
2007	6,256	1,176	7,432
2008	6,249	1,161	7,410
2009	6,172	1,131	7,303
2010	6,095	1,101	7,196
2011	5,941	1,056	6,996
2012	5,872	1,019	6,891
2013	5,748	973	6,721
2014	5,633	931	6,564
2015	5,443	878	6,321
2016	5,279	832	6,111

- ※1 付保台数および加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数です。
- ※2 1970年度は、沖縄県を含みません。
- ※3 1996年度以前の自賠責共済は、J A共済から報告を受けた加入台数です。
- ※4 1997年度の自賠責共済は、J A共済および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。
- ※5 1998～2000年度の自賠責共済は、J A共済、全自共および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。
- ※6 2001年度以降の自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。

第5表 原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数（2017年3月末）

都 道 府 県	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	台	台	台
北海道	45,629	6,139	51,768
青森	21,477	9,163	30,640
岩手	25,996	13,894	39,890
宮城	66,966	9,057	76,023
秋田	10,345	7,085	17,430
山形	18,434	9,850	28,284
福島	36,882	12,643	49,525
茨城	78,979	9,139	88,118
栃木	48,790	11,560	60,350
群馬	46,266	9,992	56,258
埼玉	270,245	26,557	296,802
千葉	227,152	12,112	239,264
東京都	452,391	11,036	463,427
神奈川県	539,199	28,356	567,555
新潟	52,133	18,491	70,624
富山	14,396	3,528	17,924
石川	19,941	3,835	23,776
福井	11,491	2,738	14,229
山梨	32,626	18,641	51,267
長野	46,729	25,265	71,994
岐阜	39,715	8,932	48,647
静岡	187,774	33,249	221,023
愛知	197,950	42,226	240,176
三重	67,528	17,884	85,412
滋賀	53,071	16,419	69,490
京都	251,148	13,143	264,291
大阪	616,559	18,641	635,200
兵庫	326,541	31,074	357,615
奈良	89,867	28,742	118,609
和歌山	104,504	37,018	141,522
鳥取	10,477	3,116	13,593
島根	13,031	10,771	23,802
岡山	83,788	22,036	105,824
広島	193,100	31,738	224,838
山口	44,839	16,542	61,381
徳島	39,471	9,334	48,805
香川	51,700	12,954	64,654
愛媛	119,796	32,057	151,853
高知	48,572	20,104	68,676
福岡	205,045	26,939	231,984
佐賀	22,161	9,202	31,363
長崎	72,890	12,578	85,468
熊本	93,766	18,239	112,005
大分	44,264	16,208	60,472
宮崎	29,974	16,990	46,964
鹿児島	62,744	26,986	89,730
沖縄	101,629	17,644	119,273
離島	41,054	32,239	73,293
合 計	5,279,025	832,086	6,111,111

- ※1 自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。
- ※2 付保台数および加入台数は、2017年3月末現在の有効契約台数です。
- ※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

第6表 自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
	件数	指数								
北海道	45,954	100	47,378	103	45,989	100	43,653	95	44,115	96
青森	8,886	100	9,163	103	8,431	95	8,084	91	8,094	91
岩手	7,179	100	7,528	105	7,192	100	6,996	97	6,578	92
宮城	27,917	100	28,202	101	26,850	96	26,438	95	25,471	91
秋田	5,262	100	5,196	99	5,118	97	5,048	96	4,841	92
山形	9,190	100	9,694	105	9,096	99	8,696	95	8,957	97
福島	18,279	100	18,643	102	18,301	100	17,969	98	17,616	96
茨城	37,116	100	36,993	100	36,072	97	37,259	100	35,074	94
栃木	23,579	100	24,607	104	24,813	105	24,398	103	25,249	107
群馬	29,676	100	30,598	103	29,438	99	30,143	102	30,684	103
埼玉	58,669	100	58,453	100	57,284	98	58,968	101	57,076	97
千葉	53,773	100	53,972	100	52,551	98	53,058	99	51,032	95
東京都	147,133	100	150,776	102	154,995	105	157,732	107	159,664	109
神奈川県	71,115	100	70,412	99	67,640	95	63,175	89	60,786	85
新潟	19,222	100	19,391	101	18,347	95	18,029	94	17,528	91
富山	11,661	100	11,920	102	11,264	97	10,974	94	10,399	89
石川	11,910	100	12,388	104	12,009	101	13,011	109	12,606	106
福井	9,828	100	9,921	101	9,646	98	9,518	97	8,805	90
山梨	10,021	100	10,432	104	9,990	100	9,997	100	9,694	97
長野	18,034	100	18,592	103	18,065	100	17,985	100	17,896	99
岐阜	23,525	100	24,507	104	24,140	103	24,530	104	24,404	104
静岡	47,954	100	47,385	99	46,123	96	45,629	95	45,168	94
愛知	90,895	100	94,127	104	93,341	103	94,548	104	92,795	102
三重	20,374	100	20,780	102	20,562	101	21,325	105	20,595	101
滋賀	13,756	100	14,337	104	14,042	102	14,306	104	13,436	98
京都	27,386	100	26,794	98	25,696	94	26,263	96	25,778	94
大阪	105,799	100	107,558	102	105,514	100	107,978	102	109,183	103
兵庫	48,347	100	48,691	101	49,170	102	49,390	102	47,733	99
奈良	12,937	100	13,169	102	13,135	102	13,087	101	12,512	97
和歌山	12,140	100	12,758	105	12,775	105	12,205	101	11,997	99
鳥取	4,981	100	5,123	103	4,649	93	4,688	94	4,959	100
島根	4,059	100	4,403	108	4,435	109	4,075	100	4,091	101
岡山	27,856	100	28,285	102	28,122	101	28,897	104	27,735	100
広島	31,424	100	32,975	105	31,746	101	31,786	101	31,632	101
山口	14,088	100	14,418	102	13,868	98	13,958	99	13,068	93
徳島	10,791	100	11,123	103	10,653	99	10,415	97	10,397	96
香川	15,650	100	16,171	103	16,216	104	15,083	96	15,705	100
愛媛	16,244	100	17,299	106	17,227	106	16,472	101	16,579	102
高知	6,182	100	6,294	102	6,130	99	6,169	100	6,256	101
福岡	74,979	100	78,923	105	78,120	104	79,301	106	78,147	104
佐賀	9,767	100	10,192	104	9,693	99	9,785	100	9,179	94
長崎	11,712	100	12,482	107	11,480	98	11,739	100	13,258	113
熊本	20,560	100	20,994	102	20,710	101	20,408	99	20,045	97
大分	11,140	100	11,187	100	11,244	101	11,207	101	11,199	101
宮崎	11,618	100	12,147	105	11,312	97	11,227	97	10,913	94
鹿児島	13,418	100	13,859	103	13,220	99	12,585	94	12,267	91
沖縄	9,773	100	10,371	106	10,457	107	9,929	102	10,673	109
合計	1,321,759	100	1,350,611	102	1,326,871	100	1,328,116	100	1,311,869	99

※1 本表は、当機構の各自賠責損害調査事務所において受け付けた自賠責保険（共済）損害調査案を都道府県別に集計したものです。

※2 指数は、2012年度を100としたものです。

第7表 自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費（2016年度）

都道府県	総診療費		平均診療費		診療期間 日	診療 実日数 日
	総診療費 千円	件数 件	平均診療費 円	指数		
北海道	8,789,243	40,779	215,534	89	63.7	16.2
青森	1,889,028	7,883	239,633	99	58.6	16.8
岩手	1,499,636	7,069	212,143	87	52.2	12.3
宮城	4,829,681	21,607	223,524	92	72.2	18.5
秋田	997,260	5,046	197,634	81	51.6	12.9
山形	1,931,296	8,908	216,805	89	63.3	17.3
福島	3,524,477	18,574	189,753	78	55.3	15.3
茨城	8,107,061	35,571	227,912	94	74.1	20.5
栃木	5,399,127	25,101	215,096	88	67.4	19.0
群馬	7,157,690	28,952	247,226	102	74.4	24.7
埼玉	13,691,700	60,534	226,182	93	70.2	18.4
千葉	13,648,500	54,384	250,965	103	73.8	19.7
東京都	17,851,628	71,934	248,167	102	73.6	18.1
神奈川県	15,705,010	58,405	268,898	111	77.7	19.7
新潟	3,561,204	17,034	209,064	86	58.0	14.7
富山	1,969,475	11,136	176,857	73	44.5	11.2
石川	1,926,267	11,622	165,743	68	42.6	11.6
福井	1,679,874	9,419	178,349	73	45.3	12.6
山梨	2,628,063	10,189	257,931	106	73.7	22.0
長野	3,450,866	18,027	191,428	79	55.5	13.5
岐阜	5,353,751	24,131	221,862	91	62.8	18.3
静岡	11,722,053	45,101	259,907	107	75.5	21.7
愛知	18,688,194	79,652	234,623	97	69.7	19.2
三重	5,693,401	21,257	267,837	110	76.2	23.5
滋賀	3,285,696	15,519	211,721	87	66.2	17.9
京都	6,282,944	24,292	258,642	106	76.5	20.3
大阪	19,532,332	72,234	270,404	111	77.7	21.3
兵庫	14,089,730	49,790	282,983	116	77.3	22.9
奈良	3,137,954	12,972	241,902	100	71.7	19.0
和歌山	3,034,868	11,069	274,177	113	73.1	22.2
鳥取	1,185,941	5,007	236,857	97	58.2	16.5
島根	809,819	4,044	200,252	82	47.4	12.1
岡山	6,326,567	27,302	231,725	95	68.2	21.1
広島	7,004,004	27,521	254,497	105	66.9	21.1
山口	3,039,281	13,420	226,474	93	56.2	19.0
徳島	2,146,014	10,083	212,835	88	54.8	16.1
香川	3,704,907	15,178	244,097	100	64.6	22.0
愛媛	4,518,032	15,845	285,139	117	69.3	23.2
高知	1,464,092	5,556	263,516	108	55.1	15.7
福岡	18,530,748	66,193	279,950	115	68.6	24.3
佐賀	3,104,193	11,218	276,715	114	63.2	23.8
長崎	3,232,027	11,773	274,529	113	69.6	22.2
熊本	4,845,611	22,255	217,731	90	55.7	18.4
大分	2,556,877	11,430	223,699	92	56.9	18.0
宮崎	2,751,225	10,591	259,770	107	67.1	26.0
鹿児島	3,328,630	12,458	267,188	110	59.6	19.9
沖縄	2,228,988	11,255	198,044	81	57.6	12.8
合計	281,834,967	1,159,320	243,104	100	68.7	19.6

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者が医療機関に受診した場合を1件として集計しています。従って、同一年度内に複数の医療機関に受診した場合でも1件として集計しています。

※3 診療期間・診療実日数については、診療日数の判明するものを対象として集計しています。

※4 指数は、全国計を100としたものです。

第8表 自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2016年度〉

傷害度 受傷部位	傷害度							合計
	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	
頭 顔 部	158,869 (76.5)	11,550 (5.6)	13,759 (6.6)	1,137 (0.5)	5,198 (2.5)	20 (0.0)	17,021 (8.2)	207,554 (100.0)
頸 部	735,965 (96.9)	0 (0.0)	2,085 (0.3)	0 (0.0)	1,456 (0.2)	21 (0.0)	19,671 (2.6)	759,198 (100.0)
腰 背 部	402,959 (94.3)	8,712 (2.0)	0 (0.0)	101 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15,577 (3.6)	427,349 (100.0)
胸 部	110,019 (86.7)	6,577 (5.2)	3,458 (2.7)	698 (0.5)	2,737 (2.2)	5 (0.0)	3,416 (2.7)	126,910 (100.0)
腹 部	28,616 (65.3)	8,134 (18.6)	39 (0.1)	910 (2.1)	0 (0.0)	1 (0.0)	6,112 (14.0)	43,812 (100.0)
上 肢	320,459 (74.2)	86,613 (20.1)	2,347 (0.5)	41 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	22,181 (5.1)	431,641 (100.0)
下 肢	326,360 (80.0)	66,425 (16.3)	3,259 (0.8)	84 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11,657 (2.9)	407,785 (100.0)
全 身	21,267 (68.9)	0 (0.0)	106 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	37 (0.1)	9,467 (30.7)	30,877 (100.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	53,742 (100.0)	53,742 (100.0)
合 計	2,104,514 (84.6)	188,011 (7.6)	25,053 (1.0)	2,971 (0.1)	9,391 (0.4)	84 (0.0)	158,844 (6.4)	2,488,868 (100.0)

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名ごとに、該当区分（受傷部位、傷害度）へ集計しています。従って、同一受傷部位に同じ傷害度の傷病名が複数あった場合でも、それぞれの該当区分へ集計しています。（例えば、右上腕打撲傷、左上腕打撲傷の場合は、上肢の軽度に2個を集計しています）
- ※3 傷病名が未記入の事案は除外しました。
- ※4 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
- ※5 傷害度の「その他」とは無傷、不明等をいいます。
- ※6 ()内は各受傷部位における傷害度別の構成比（%）を示します。

第9表 自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2016年度〉

事故類型 受傷部位	人対車両	車 両 相 互						車両単独	その他	合計	
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接 触	追 突	その他				
		計	計	計	計	計	計				
頭 顔 部	39,580 (3.4)	2,845 (0.2)	6,844 (0.6)	26,948 (2.3)	2,818 (0.2)	33,674 (2.9)	8,934 (0.8)	82,063 (7.1)	5,324 (0.5)	944 (0.1)	127,911 (11.0)
頸 部	20,437 (1.8)	8,885 (0.8)	21,365 (1.8)	99,055 (8.5)	22,569 (1.9)	363,450 (31.3)	62,582 (5.4)	577,906 (49.8)	7,107 (0.6)	3,124 (0.3)	608,574 (52.4)
腰 背 部	20,047 (1.7)	1,298 (0.1)	3,774 (0.3)	13,721 (1.2)	3,120 (0.3)	28,541 (2.5)	8,306 (0.7)	58,760 (5.1)	1,796 (0.2)	423 (0.0)	81,026 (7.0)
胸 部	9,390 (0.8)	2,638 (0.2)	4,299 (0.4)	15,202 (1.3)	1,085 (0.1)	4,955 (0.4)	4,491 (0.4)	32,670 (2.8)	2,198 (0.2)	540 (0.0)	44,798 (3.9)
腹 部	4,847 (0.4)	410 (0.0)	911 (0.1)	2,527 (0.2)	249 (0.0)	1,191 (0.1)	989 (0.1)	6,277 (0.5)	374 (0.0)	145 (0.0)	11,643 (1.0)
上 肢	50,231 (4.3)	2,437 (0.2)	9,862 (0.8)	26,706 (2.3)	6,017 (0.5)	23,559 (2.0)	16,417 (1.4)	84,998 (7.3)	2,907 (0.3)	1,101 (0.1)	139,237 (12.0)
下 肢	53,455 (4.6)	1,969 (0.2)	7,188 (0.6)	16,267 (1.4)	3,108 (0.3)	10,067 (0.9)	9,834 (0.8)	48,433 (4.2)	2,203 (0.2)	715 (0.1)	104,806 (9.0)
全 身	1,481 (0.1)	286 (0.0)	707 (0.1)	2,788 (0.2)	465 (0.0)	4,494 (0.4)	1,572 (0.1)	10,312 (0.9)	366 (0.0)	64 (0.0)	12,223 (1.1)
そ の 他	2,301 (0.2)	585 (0.1)	1,249 (0.1)	6,162 (0.5)	1,217 (0.1)	15,055 (1.3)	3,642 (0.3)	27,910 (2.4)	1,021 (0.1)	162 (0.0)	31,394 (2.7)
合 計	201,769 (17.4)	21,353 (1.8)	56,199 (4.8)	209,376 (18.0)	40,648 (3.5)	484,986 (41.8)	116,767 (10.1)	929,329 (80.0)	23,296 (2.0)	7,218 (0.6)	1,161,612 (100.0)

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する受傷部位に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい受傷部位に1件として集計しています。
- ※3 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
- ※4 ()内は構成比（%）を示します。

第IV部 | くるまに関する保険関連の統計

第10表 自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2016年度〉

傷害度 診療期間ランク	傷害度							合計
	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	
1～30日	384,695 (41.1)	28,926 (22.7)	2,469 (17.1)	282 (16.7)	1,158 (14.9)	17 (21.5)	34,393 (71.3)	451,940 (39.8)
31～60日	117,847 (12.6)	16,795 (13.2)	1,877 (13.0)	256 (15.1)	1,086 (14.0)	13 (16.5)	3,111 (6.4)	140,985 (12.4)
61～90日	98,298 (10.5)	15,841 (12.4)	1,659 (11.5)	186 (11.0)	909 (11.7)	6 (7.6)	2,463 (5.1)	119,362 (10.5)
91～120日	103,050 (11.0)	17,116 (13.4)	1,480 (10.3)	168 (9.9)	837 (10.8)	5 (6.3)	2,306 (4.8)	124,962 (11.0)
121～150日	71,009 (7.6)	12,588 (9.9)	1,150 (8.0)	138 (8.2)	634 (8.1)	12 (15.2)	1,586 (3.3)	87,117 (7.7)
151～180日	55,048 (5.9)	10,027 (7.9)	965 (6.7)	113 (6.7)	578 (7.4)	4 (5.1)	1,253 (2.6)	67,988 (6.0)
181～360日	96,589 (10.3)	21,841 (17.1)	3,391 (23.5)	382 (22.6)	1,885 (24.2)	15 (19.0)	2,507 (5.2)	126,610 (11.2)
361日以上	8,711 (0.9)	4,492 (3.5)	1,434 (9.9)	167 (9.9)	693 (8.9)	7 (8.9)	628 (1.3)	16,132 (1.4)
計	935,247 (100.0)	127,626 (100.0)	14,425 (100.0)	1,692 (100.0)	7,780 (100.0)	79 (100.0)	48,247 (100.0)	1,135,096 (100.0)
不明	19,358	4,556	998	135	575	5	889	26,516
合計	954,605	132,182	15,423	1,827	8,355	84	49,136	1,161,612

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
 ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する傷害度の区分に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい区分に1件として集計しています。
 ※3 ()内は診療期間別の構成比(%)を示します。

第11表 自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復施術費〈2016年度〉

都道府県	総施術費		平均施術費		施術期間 日	施術 実日数 日
	千円	件数	円	指数		
北海道	3,014,455	9,810	307,284	108	105.1	50.6
青森	184,851	773	239,135	84	86.9	41.9
岩手	224,094	930	240,961	85	94.0	41.3
宮城	1,663,927	5,200	319,986	113	119.7	53.4
秋田	150,392	595	252,760	89	95.0	42.8
山形	339,357	1,275	266,162	94	104.9	47.0
福島	1,090,795	4,100	266,047	94	97.2	46.1
茨城	2,801,557	9,176	305,314	108	116.9	55.8
栃木	2,078,623	6,723	309,181	109	110.2	52.2
群馬	2,416,291	7,960	303,554	107	111.8	54.4
埼玉	5,198,929	16,854	308,469	109	110.3	53.7
千葉	4,417,287	14,319	308,491	109	113.5	55.2
東京都	5,852,801	18,620	314,329	111	111.2	52.5
神奈川県	3,371,883	11,789	286,019	101	109.6	50.4
新潟	550,364	2,202	249,938	88	100.9	40.0
富山	701,617	2,701	259,762	92	90.7	45.1
石川	542,791	2,392	226,919	80	86.5	40.1
福井	330,384	1,489	221,883	78	88.1	39.0
山梨	568,835	2,080	273,479	97	114.9	49.8
長野	986,086	3,924	251,296	89	103.3	47.3
岐阜	1,462,173	5,210	280,647	99	105.1	46.3
静岡県	2,781,884	9,638	288,637	102	107.3	49.9
愛知県	3,812,826	14,534	262,338	93	106.8	44.9
三重	759,207	2,684	282,864	100	109.8	44.5
滋賀	723,348	2,781	260,104	92	110.5	44.6
京都	1,584,920	5,540	286,087	101	110.8	49.6
大阪	4,028,440	14,481	278,188	98	104.5	48.3
兵庫県	2,244,431	8,792	255,281	90	103.7	44.2
奈良	552,890	2,193	252,116	89	105.5	43.4
和歌山	664,051	2,419	274,515	97	106.4	48.2
鳥取	70,177	339	207,012	73	90.7	35.9
島根	34,429	226	152,341	54	79.9	29.7
岡山	986,758	4,365	226,061	80	99.4	40.9
広島	957,620	3,996	239,645	85	98.3	43.7
山口	334,982	1,387	241,515	85	94.9	41.9
徳島	682,268	2,686	254,009	90	96.5	44.9
香川	832,735	3,165	263,107	93	106.9	47.6
愛媛	334,473	1,516	220,628	78	102.0	39.9
高知	172,450	666	258,934	91	96.5	45.0
福岡	5,659,089	19,002	297,815	105	103.1	52.0
佐賀	729,521	2,451	297,642	105	97.4	48.9
長崎	666,366	2,509	265,590	94	105.7	46.4
熊本	943,365	3,837	245,860	87	94.0	40.3
大分	557,622	2,212	252,090	89	100.4	44.5
宮崎	382,528	1,500	255,019	90	100.6	46.2
鹿児島	408,691	1,705	239,701	85	94.3	43.2
沖縄	397,550	1,630	243,895	86	97.4	43.1
合計	69,250,113	244,376	283,375	100	106.4	49.1

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、柔道整復施術費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
 ※2 本表は、1人の被害者が施術所に通所した場合を1件として集計しています。従って、同一年度内に複数の施術所に通所した場合でも1件として集計しています。
 ※3 施術期間・施術実日数は、施術日数の判明するものを対象として集計しています。
 ※4 指数は、全国計を100としたものです。

第12表 政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2016年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	16	5	21	滋賀	4	1	5
青森	1	0	1	京都	46	13	59
岩手	1	1	2	大阪	123	41	164
宮城	6	2	8	兵庫	72	16	88
秋田	0	0	0	奈良	12	6	18
山形	1	1	2	和歌山	2	6	8
福島	5	2	7	鳥取	0	0	0
茨城	12	5	17	島根	0	0	0
栃木	7	6	13	岡山	10	2	12
群馬	8	5	13	広島	12	8	20
埼玉	90	13	103	山口	3	1	4
千葉	49	13	62	徳島	2	1	3
東京	71	27	98	香川	2	1	3
神奈川	105	21	126	愛媛	6	6	12
新潟	1	6	7	高知	2	0	2
富山	3	0	3	福岡	46	8	54
石川	1	0	1	佐賀	2	4	6
福井	0	0	0	長崎	1	3	4
山梨	4	0	4	熊本	7	1	8
長野	2	2	4	大分	3	3	6
岐阜	5	2	7	宮崎	1	4	5
静岡	14	9	23	鹿児島	4	1	5
愛知	47	10	57	沖縄	2	2	4
三重	8	3	11	合計	819	261	1,080

※ 本表は、当機構において受け付けた政府保障事業損害調査事案を事故発生都道府県別に集計したものです。

2 自動車保険統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2016年度〉 その1

用途・車種	補償種目合計				
	契 約		支 払		
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金	
	台	千円	件	千円	
1 自家用乗用車	普通	14,816,373	1,133,909,845	1,464,465	533,123,325
	小型	15,838,007	953,480,582	1,493,843	473,967,135
3 営業用乗用車		187,051	22,340,804	31,028	13,946,039
4 軽四輪自動車	乗用車	16,740,716	845,066,742	1,431,945	451,410,071
	貨物車	4,760,326	198,482,454	293,959	100,822,205
6 自家用貨物車	普通	1,058,322	86,099,456	97,344	42,592,654
	小型	2,402,749	156,174,123	244,699	86,347,174
8 営業用貨物車	普通	835,587	116,806,950	101,644	65,477,006
	小型	55,761	3,861,837	5,131	2,415,921
10 バス	自家用	84,855	4,644,420	8,802	2,605,780
	営業用	114,608	11,115,737	15,145	7,613,229
12 二輪車		1,616,427	46,092,750	50,278	25,808,307
13 原動機付自転車		1,046,182	16,589,963	41,619	12,238,044
14 ダンプカー		443,649	39,969,272	34,039	20,160,644
15 特種用途自動車		282,501	12,372,291	17,298	6,746,531
16 工作車		564,217	20,623,577	18,952	11,345,752
17 小計		60,847,331	3,667,630,803	5,350,191	1,856,619,817
18 レンタカー		861,584	39,182,933	73,828	23,677,025
19 合計		61,708,915	3,706,813,736	5,424,019	1,880,296,842
20 運転者賠償		22,971	454,759	852	316,493
21 販売用・修理工場等受託車		0	21,633,198	52,885	9,160,234
22 その他		1,509,498	10,587,262	15,461	5,273,184
23 総合計		63,241,384	3,739,488,955	5,493,217	1,895,046,753

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
- ※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。
- ※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

契約台数	対人賠償		対物賠償			
	支 払		支 払			
	件 数	保 険 金	件 数	保 険 金		
台	件	千円	台	件	千円	
14,797,677	96,433	79,194,855	14,789,913	515,486	157,299,234	1
15,819,421	115,847	94,213,034	15,808,676	615,165	175,342,055	2
171,859	10,009	8,400,915	182,707	16,842	4,286,043	3
16,727,747	110,336	81,312,404	16,715,978	594,772	169,674,126	4
4,756,944	29,417	26,065,343	4,736,529	150,541	43,398,009	5
1,056,295	7,402	7,715,237	1,052,510	60,621	22,899,182	6
2,401,534	22,590	20,208,801	2,395,393	108,529	36,033,065	7
804,540	11,896	17,651,700	810,306	72,590	35,432,172	8
54,135	753	945,161	54,881	3,113	1,089,937	9
84,684	473	354,762	84,013	3,177	881,512	10
114,559	2,429	2,877,277	113,851	6,785	2,057,129	11
1,601,738	7,001	7,497,349	1,604,687	17,586	4,207,164	12
1,041,955	5,741	4,084,940	1,034,610	20,345	3,214,063	13
441,870	3,391	4,463,416	439,981	22,250	10,427,464	14
280,604	1,159	1,352,318	279,889	8,719	2,697,473	15
549,524	1,003	2,386,871	523,398	15,026	6,019,919	16
60,705,086	425,880	358,724,383	60,627,322	2,231,547	674,958,547	17
858,094	7,000	4,924,122	858,400	42,891	12,099,163	18
61,563,180	432,880	363,648,505	61,485,722	2,274,438	687,057,710	19
22,900	137	95,841	22,602	557	179,492	20
0	1,122	745,577	0	6,204	1,843,896	21
1,501,044	1,362	1,708,799	1,458,628	6,282	1,753,441	22
63,087,124	435,501	366,198,722	62,966,952	2,287,481	690,834,539	23

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2016年度〉 その2

用途・車種	搭乗者傷害		
	契約台数	支払	
		件数	保険金
	台	件	千円
1 自家用乗用車 普通	5,902,538	71,971	9,436,597
2 自家用乗用車 小型	5,949,390	81,788	10,951,931
3 営業用乗用車	28,923	1,091	259,917
4 軽四輪自動車 乗用車	5,778,869	93,478	12,507,126
5 軽四輪自動車 貨物車	1,641,840	13,474	2,699,137
6 自家用貨物車 普通	386,119	1,845	377,508
7 自家用貨物車 小型	877,828	8,080	1,472,666
8 営業用貨物車 普通	146,366	651	231,367
9 営業用貨物車 小型	12,980	80	15,334
10 バス 自家用	45,367	639	101,493
11 バス 営業用	33,550	644	103,082
12 二輪車	1,026,195	17,764	4,474,713
13 原動機付自転車	529,773	11,327	2,459,813
14 ダンプカー	174,966	726	203,167
15 特種用途自動車	96,631	506	119,837
16 工作車	183,859	92	73,802
17 小計	22,815,194	304,156	45,487,490
18 レンタカー	308,022	846	238,696
19 合計	23,123,216	305,002	45,726,186
20 運転者賠償	15,019	142	31,661
21 販売用・修理工場等受託車	0	187	42,552
22 その他	277,863	310	54,999
23 総合計	23,416,098	305,641	45,855,398

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
- ※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。
- ※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

用途・車種	人身傷害			車両		
	契約台数	支払		契約台数	支払	
		件数	保険金		件数	保険金
	台	件	千円	台	件	千円
1 自家用乗用車 普通	14,466,266	65,380	32,836,822	10,720,969	715,195	254,355,817
2 自家用乗用車 小型	15,310,125	78,711	39,829,420	9,889,522	602,332	153,630,695
3 営業用乗用車	43,370	399	316,953	20,809	2,687	682,211
4 軽四輪自動車 乗用車	16,234,764	102,322	49,013,575	9,861,506	531,037	138,902,840
5 軽四輪自動車 貨物車	4,113,143	14,881	12,453,508	1,517,675	85,646	16,206,208
6 自家用貨物車 普通	892,068	1,971	2,103,691	439,165	25,505	9,497,036
7 自家用貨物車 小型	2,070,448	7,197	5,703,881	1,152,420	98,303	22,928,761
8 営業用貨物車 普通	342,439	751	1,456,257	234,707	15,756	10,705,510
9 営業用貨物車 小型	30,803	87	35,650	14,895	1,098	329,839
10 バス 自家用	67,807	103	72,443	52,134	4,410	1,195,570
11 バス 営業用	45,181	96	123,652	51,470	5,191	2,452,089
12 二輪車	450,900	6,766	8,857,480	43,993	1,161	771,601
13 原動機付自転車	216,232	2,937	2,355,689	22,541	1,269	123,539
14 ダンプカー	373,379	806	1,242,774	136,586	6,866	3,823,823
15 特種用途自動車	196,102	487	509,111	117,776	6,427	2,067,792
16 工作車	312,436	134	489,924	95,949	2,697	2,375,236
17 小計	55,165,463	283,028	157,400,830	34,372,117	2,105,580	620,048,567
18 レンタカー	560,202	1,994	1,223,786	399,873	21,097	5,191,258
19 合計	55,725,665	285,022	158,624,616	34,771,990	2,126,677	625,239,825
20 運転者賠償	4,907	16	9,499	0	0	0
21 販売用・修理工場等受託車	0	0	0	0	45,372	6,528,209
22 その他	112,464	118	57,232	314,252	7,389	1,698,713
23 総合計	55,843,036	285,156	158,691,347	35,086,242	2,179,438	633,466,747

第14表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表 (2016年度)

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	14,797,677	484	6,273,057
2		小型	15,819,421	606	7,134,667
3	営業用乗用車		171,859	44	610,503
4	軽四輪自動車	乗用車	16,727,747	620	5,744,614
5		貨物車	4,756,944	214	1,993,222
6	自家用貨物車	普通	1,056,295	78	887,291
7		小型	2,401,534	167	2,009,124
8	営業用貨物車	普通	804,540	202	3,520,906
9		小型	54,135	16	247,368
10	バス	自家用	84,684	5	79,185
11		営業用	114,559	22	424,137
12	二輪車		1,601,738	102	1,771,023
13	原動機付自転車		1,041,955	29	320,027
14	ダンプカー		441,870	75	707,057
15	特種用途自動車		280,604	17	161,455
16	工作車		549,524	29	469,844
17	小計		60,705,086	2,710	32,353,480
18	レンタカー		858,094	26	220,283
19	合計		61,563,180	2,736	32,573,763

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれます。

支払				
傷害（後遺障害を含む）		合計		
件数	保険金	件数	保険金	
件	千円	件	千円	
95,949	72,921,803	96,433	79,194,860	1
115,240	87,077,910	115,847	94,213,035	2
9,965	7,790,415	10,009	8,400,918	3
109,715	75,567,782	110,336	81,312,400	4
29,203	24,072,120	29,417	26,065,342	5
7,323	6,827,643	7,402	7,715,238	6
22,423	18,199,677	22,590	20,208,801	7
11,694	14,130,791	11,896	17,651,697	8
737	697,793	753	945,161	9
468	275,574	473	354,759	10
2,407	2,453,142	2,429	2,877,279	11
6,899	5,726,327	7,001	7,497,350	12
5,712	3,764,919	5,741	4,084,946	13
3,316	3,756,358	3,391	4,463,415	14
1,142	1,190,866	1,159	1,352,321	15
974	1,917,025	1,003	2,386,869	16
423,167	326,370,145	425,880	358,724,391	17
6,974	4,703,841	7,000	4,924,124	18
430,141	331,073,986	432,880	363,648,515	19

第IV部 | くるまに関する保険関連の統計

第15表 任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表 (2016年度)

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	5,902,538	35	370,864
2		小型	5,949,390	66	571,677
3	営業用乗用車		28,923	1	10,100
4	軽四輪自動車	乗用車	5,778,869	68	607,773
5		貨物車	1,641,840	35	312,613
6	自家用貨物車	普通	386,119	3	30,100
7		小型	877,828	17	148,730
8	営業用貨物車	普通	146,366	9	67,320
9		小型	12,980	0	0
10	バス	自家用	45,367	2	15,010
11		営業用	33,550	0	0
12	二輪車		1,026,195	120	493,834
13	原動機付自転車		529,773	62	227,091
14	ダンプカー		174,966	2	10,015
15	特殊用途自動車		96,631	3	25,065
16	工作車		183,859	4	40,020
17	小計		22,815,194	427	2,930,212
18	レンタカー		308,022	5	41,070
19	合計		23,123,216	432	2,971,282

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれます。

支払				
傷害（後遺障害を含む）		合計		
件数	保険金	件数	保険金	
件	千円	件	千円	
71,936	9,065,734	71,971	9,436,598	1
81,722	10,380,256	81,788	10,951,933	2
1,090	249,818	1,091	259,918	3
93,410	11,899,354	93,478	12,507,127	4
13,439	2,386,527	13,474	2,699,140	5
1,842	347,408	1,845	377,508	6
8,063	1,323,937	8,080	1,472,667	7
642	164,048	651	231,368	8
80	15,334	80	15,334	9
637	86,483	639	101,493	10
644	103,082	644	103,082	11
17,644	3,980,880	17,764	4,474,714	12
11,265	2,232,726	11,327	2,459,817	13
724	193,153	726	203,168	14
503	94,772	506	119,837	15
88	33,782	92	73,802	16
303,729	42,557,294	304,156	45,487,506	17
841	197,626	846	238,696	18
304,570	42,754,920	305,002	45,726,202	19

第16表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表 (2016年度)

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	14,466,266	262	5,176,320
2		小型	15,310,125	362	7,051,198
3	営業用乗用車		43,370	1	33,059
4	軽四輪自動車	乗用車	16,234,764	464	8,617,167
5		貨物車	4,113,143	156	3,210,736
6	自家用貨物車	普通	892,068	20	703,749
7		小型	2,070,448	40	1,269,421
8	営業用貨物車	普通	342,439	20	638,958
9		小型	30,803	0	0
10	バス	自家用	67,807	1	35,849
11		営業用	45,181	2	90,000
12	二輪車		450,900	64	1,667,559
13	原動機付自転車		216,232	10	337,967
14	ダンプカー		373,379	9	302,174
15	特種用途自動車		196,102	7	247,099
16	工作車		312,436	7	242,373
17	小計		55,165,463	1,425	29,623,629
18	レンタカー		560,202	17	346,732
19	合計		55,725,665	1,442	29,970,361

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれます。

支払				
傷害（後遺障害を含む）		合計		
件数	保険金	件数	保険金	
件	千円	件	千円	
65,118	27,660,504	65,380	32,836,824	1
78,349	32,778,223	78,711	39,829,421	2
398	283,895	399	316,954	3
101,858	40,396,409	102,322	49,013,576	4
14,725	9,242,772	14,881	12,453,508	5
1,951	1,399,942	1,971	2,103,691	6
7,157	4,434,458	7,197	5,703,879	7
731	817,298	751	1,456,256	8
87	35,651	87	35,651	9
102	36,593	103	72,442	10
94	33,652	96	123,652	11
6,702	7,189,921	6,766	8,857,480	12
2,927	2,017,720	2,937	2,355,687	13
797	940,601	806	1,242,775	14
480	262,013	487	509,112	15
127	247,551	134	489,924	16
281,603	127,777,203	283,028	157,400,832	17
1,977	877,054	1,994	1,223,786	18
283,580	128,654,257	285,022	158,624,618	19

第17表 任意自動車保険 都道府県別統計表 (2016年度)

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	2,685,778	173,407,332	254,283	88,595,267
青森	709,197	41,535,226	52,241	16,385,575
岩手	662,964	37,208,054	47,292	15,848,583
宮城	1,275,860	78,255,289	109,048	35,568,418
秋田	512,917	28,939,016	36,575	10,683,134
山形	613,134	35,444,720	50,683	14,674,278
福島	1,133,331	68,376,457	96,790	30,496,479
茨城	1,976,742	117,913,303	162,838	57,455,753
栃木	1,266,661	73,916,447	105,657	36,851,875
群馬	1,312,138	78,933,499	120,575	40,954,086
埼玉	3,239,657	197,360,727	271,611	100,002,231
千葉	2,941,929	185,006,424	261,525	98,459,221
東京	3,612,379	237,159,314	316,010	121,911,803
神奈川	3,273,954	199,357,343	279,467	102,699,573
新潟	1,344,533	71,110,462	97,633	27,890,637
富山	660,128	37,822,761	57,947	17,586,614
石川	679,223	37,942,873	54,928	15,945,614
福井	504,919	28,834,833	43,492	13,759,868
山梨	494,196	27,515,258	40,225	13,272,411
長野	1,267,209	68,637,148	95,336	29,058,561
岐阜	1,310,537	85,545,608	135,240	46,925,750
静岡	2,266,264	131,409,357	192,509	65,264,692
愛知	4,236,052	280,561,057	423,499	147,031,215
三重	1,167,271	70,009,741	107,638	39,547,684

- ※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 契約台数は、新契約の台数です。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋賀	784,705	44,915,262	67,129	23,318,269
京都	1,090,158	65,600,469	100,597	37,215,591
大阪	3,222,731	213,231,912	303,742	119,778,816
兵庫	2,414,216	146,508,705	217,592	83,734,413
奈良	677,381	40,027,351	59,805	22,118,951
和歌山	587,875	30,922,714	45,877	16,654,210
鳥取	309,919	18,282,543	27,721	8,079,768
島根	320,996	17,512,297	24,970	6,953,688
岡山	1,165,723	66,799,012	107,175	37,090,213
広島	1,447,431	84,078,426	129,839	43,523,293
山口	803,527	46,906,153	67,974	21,303,992
徳島	452,578	24,350,733	39,516	12,697,189
香川	610,938	33,746,764	54,415	18,636,211
愛媛	746,408	40,043,628	61,806	19,740,989
高知	339,060	18,286,498	24,417	7,854,169
福岡	2,648,839	162,936,780	262,460	88,144,690
佐賀	459,729	26,138,611	40,931	14,036,207
長崎	653,720	35,348,324	49,279	15,374,124
熊本	945,647	56,049,998	89,334	26,847,727
大分	618,328	34,452,822	50,206	15,596,626
宮崎	576,523	31,972,152	44,718	13,939,802
鹿児島	833,748	44,433,310	57,286	17,485,688
沖縄	606,467	26,762,079	54,208	12,542,691
合計	61,708,915	3,706,813,771	5,424,019	1,880,296,966

- ※4 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
- ※5 合計には、都道府県不明分が含まれます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第18表 任意自動車保険 用途・車種別普及率表 (2017年3月末)

用途・車種	2017年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
		付保台数	普及率	付保台数	普及率
1 自家用普通乗用車	18,387,005 (17,944,156)	15,116,437 (14,737,141)	82.2 (82.1)	15,110,186 (14,730,297)	82.2 (82.1)
2 自家用小型乗用車	20,873,028 (21,176,179)	16,449,010 (16,696,964)	78.8 (78.8)	16,441,869 (16,688,683)	78.8 (78.8)
3 軽四輪乗用車	21,761,335 (21,477,247)	16,729,405 (16,411,913)	76.9 (76.4)	16,720,534 (16,402,662)	76.8 (76.4)
4 軽四輪貨物車	8,580,869 (8,679,891)	4,666,510 (4,697,787)	54.4 (54.1)	4,654,350 (4,683,538)	54.2 (54.0)
5 自家用小型貨物車	3,451,829 (3,466,101)	2,737,069 (2,743,597)	79.3 (79.2)	2,732,868 (2,738,488)	79.2 (79.0)
6 自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,465,348 (1,455,698)	1,303,913 (1,296,445)	89.0 (89.1)	1,302,851 (1,294,820)	88.9 (88.9)
7 営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	1,041,031 (1,024,451)	738,643 (719,528)	71.0 (70.2)	741,312 (721,069)	71.2 (70.4)
8 営業用小型貨物車	72,328 (72,581)	49,158 (48,770)	68.0 (67.2)	49,801 (49,326)	68.9 (68.0)
9 営業用乗用車	231,932 (234,310)	166,826 (168,181)	71.9 (71.8)	177,846 (180,386)	76.7 (77.0)
10 営業用バス	115,823 (113,742)	103,223 (101,178)	89.1 (89.0)	102,726 (100,656)	88.7 (88.5)
11 自家用バス	116,970 (116,861)	87,581 (87,630)	74.9 (75.0)	87,200 (87,199)	74.5 (74.6)
12 二輪車	3,602,689 (3,598,932)	1,512,058 (1,499,858)	42.0 (41.7)	1,534,859 (1,519,756)	42.6 (42.2)
13 特種・特殊車	1,560,019 (1,540,581)	752,460 (739,601)	48.2 (48.0)	809,653 (792,982)	51.9 (51.5)
14 合計	81,260,206 (80,900,730)	60,412,293 (59,948,593)	74.3 (74.1)	60,466,055 (59,989,862)	74.4 (74.2)

- ※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成29年3月末現在)」(一般財団法人自動車検査登録情報協会発行)から作成。
- ※2 付保台数は、2017年3月末現在の有効契約台数です。
- ※3 ()内数値は、2016年3月末の数値です。
- ※4 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。
- ※5 付保台数合計には、用途・車種不明分が含まれます。

搭乗者傷害		人身傷害		車 両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
5,987,372 (6,122,708)	32.6 (34.1)	14,792,534 (14,366,785)	80.5 (80.1)	11,090,042 (10,753,572)	60.3 (59.9)	1
6,106,830 (6,537,158)	29.3 (30.9)	15,940,190 (16,115,847)	76.4 (76.1)	10,505,888 (10,638,439)	50.3 (50.2)	2
5,837,357 (6,087,247)	26.8 (28.3)	16,244,839 (15,853,450)	74.7 (73.8)	10,084,397 (9,888,514)	46.3 (46.0)	3
1,661,340 (1,762,606)	19.4 (20.3)	4,035,237 (3,996,980)	47.0 (46.0)	1,513,209 (1,503,662)	17.6 (17.3)	4
1,048,035 (1,101,795)	30.4 (31.8)	2,325,855 (2,296,270)	67.4 (66.2)	1,271,869 (1,256,250)	36.8 (36.2)	5
513,292 (529,991)	35.0 (36.4)	1,071,821 (1,050,635)	73.1 (72.2)	539,425 (527,752)	36.8 (36.3)	6
139,635 (141,613)	13.4 (13.8)	320,703 (306,244)	30.8 (29.9)	214,190 (201,386)	20.6 (19.7)	7
12,038 (12,586)	16.6 (17.3)	28,640 (27,542)	39.6 (37.9)	13,756 (13,203)	19.0 (18.2)	8
28,856 (31,368)	12.4 (13.4)	42,471 (41,081)	18.3 (17.5)	21,424 (20,563)	9.2 (8.8)	9
30,046 (29,879)	25.9 (26.3)	40,251 (36,468)	34.8 (32.1)	45,735 (43,853)	39.5 (38.6)	10
45,806 (47,565)	39.2 (40.7)	70,869 (69,381)	60.6 (59.4)	54,844 (54,381)	46.9 (46.5)	11
986,450 (1,010,388)	27.4 (28.1)	412,812 (384,720)	11.5 (10.7)	39,466 (35,420)	1.1 (1.0)	12
307,136 (309,748)	19.7 (20.1)	499,213 (482,322)	32.0 (31.3)	233,365 (224,982)	15.0 (14.6)	13
22,704,193 (23,724,652)	27.9 (29.3)	55,825,435 (55,027,725)	68.7 (68.0)	35,627,610 (35,161,977)	43.8 (43.5)	14

第IV部 | くるまに関する保険関連の統計

第19表 任意自動車保険 都道府県別普及率表 (2017年3月末)

都道府県	2017年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
		付保台数	普及率	付保台数	普及率
	台	台	%	台	%
1 北海道	3,747,151	2,663,484	71.1	2,675,796	71.4
2 青森	1,005,726	705,661	70.2	708,102	70.4
3 岩手	1,027,548	660,528	64.3	660,906	64.3
4 宮城	1,698,137	1,257,780	74.1	1,258,377	74.1
5 秋田	816,253	494,673	60.6	496,300	60.8
6 山形	934,909	613,236	65.6	614,208	65.7
7 福島	1,658,894	1,121,519	67.6	1,122,701	67.7
8 茨城	2,591,072	1,927,764	74.4	1,927,910	74.4
9 栃木	1,719,859	1,248,993	72.6	1,249,154	72.6
10 群馬	1,792,075	1,291,517	72.1	1,291,642	72.1
11 埼玉	4,088,320	3,209,379	78.5	3,209,687	78.5
12 千葉	3,614,203	2,861,776	79.2	2,862,455	79.2
13 東京	4,419,010	3,448,451	78.0	3,461,643	78.3
14 神奈川	4,007,565	3,202,899	79.9	3,209,511	80.1
15 新潟	1,843,762	1,289,445	69.9	1,293,529	70.2
16 富山	900,736	657,717	73.0	657,523	73.0
17 石川	904,715	661,742	73.1	661,244	73.1
18 福井	663,615	484,513	73.0	484,248	73.0
19 山梨	754,961	481,781	63.8	481,956	63.8
20 長野	1,897,720	1,253,113	66.0	1,255,644	66.2
21 岐阜	1,681,079	1,309,062	77.9	1,307,294	77.8
22 静岡	2,874,192	2,195,243	76.4	2,195,390	76.4
23 愛知	5,210,062	4,255,680	81.7	4,258,596	81.7
24 三重	1,510,215	1,162,226	77.0	1,162,322	77.0
25 滋賀	1,024,790	768,729	75.0	768,359	75.0
26 京都	1,336,004	1,065,464	79.8	1,066,396	79.8
27 大阪	3,747,995	3,094,029	82.6	3,100,941	82.7
28 兵庫	3,019,964	2,377,248	78.7	2,379,394	78.8
29 奈良	833,697	663,394	79.6	662,948	79.5
30 和歌山	751,594	561,691	74.7	560,876	74.6
31 鳥取	464,332	309,454	66.6	309,261	66.6
32 島根	552,463	319,187	57.8	319,143	57.8
33 岡山	1,533,366	1,145,719	74.7	1,145,108	74.7
34 広島	1,893,983	1,451,714	76.6	1,452,646	76.7
35 山口	1,073,607	777,048	72.4	777,340	72.4
36 徳島	619,826	452,622	73.0	452,276	73.0
37 香川	783,709	595,679	76.0	595,849	76.0
38 愛媛	1,016,680	726,168	71.4	725,396	71.3
39 高知	561,611	333,964	59.5	333,159	59.3
40 福岡	3,364,515	2,583,363	76.8	2,585,530	76.8
41 佐賀	675,328	452,395	67.0	452,330	67.0
42 長崎	949,369	637,743	67.2	637,098	67.1
43 熊本	1,378,650	923,922	67.0	923,831	67.0
44 大分	918,766	610,606	66.5	610,340	66.4
45 宮崎	942,807	563,303	59.7	562,826	59.7
46 鹿児島	1,346,978	820,079	60.9	817,920	60.7
47 沖縄	1,108,393	596,236	53.8	596,577	53.8
48 合計	81,260,206	60,412,293	74.3	60,466,055	74.4

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成29年3月末現在)」(一般財団法人自動車検査登録情報協会発行)から作成。
 ※2 付保台数は、2017年3月末の有効契約台数です。
 ※3 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。
 ※4 付保台数合計には、都道府県不明分および用途・車種不明分が含まれます。

搭乗者傷害		人身傷害		車両	
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率
台	%	台	%	台	%
997,137	26.6	2,494,621	66.6	1,751,496	46.7
257,426	25.6	658,064	65.4	410,498	40.8
215,748	21.0	617,311	60.1	373,263	36.3
541,052	31.9	1,167,075	68.7	718,154	42.3
150,444	18.4	462,818	56.7	300,878	36.9
201,963	21.6	576,378	61.7	389,729	41.7
419,937	25.3	1,054,909	63.6	649,705	39.2
728,341	28.1	1,808,528	69.8	1,031,490	39.8
459,316	26.7	1,170,331	68.0	661,024	38.4
528,299	29.5	1,209,006	67.5	735,531	41.0
1,213,782	29.7	2,966,488	72.6	1,762,664	43.1
1,180,890	32.7	2,663,836	73.7	1,712,341	47.4
1,396,074	31.6	3,069,746	69.5	1,966,645	44.5
1,274,864	31.8	2,914,583	72.7	1,821,244	45.4
423,538	23.0	1,192,970	64.7	684,066	37.1
216,377	24.0	609,688	67.7	405,412	45.0
237,727	26.3	612,463	67.7	362,398	40.1
147,241	22.2	452,245	68.1	287,944	43.4
192,300	25.5	447,071	59.2	224,559	29.7
412,833	21.8	1,174,502	61.9	693,504	36.5
449,622	26.7	1,240,941	73.8	951,407	56.6
859,571	29.9	2,032,529	70.7	1,292,346	45.0
1,606,147	30.8	3,983,365	76.5	2,998,485	57.6
368,334	24.4	1,091,727	72.3	732,571	48.5
256,415	25.0	718,943	70.2	454,442	44.3
403,950	30.2	968,982	72.5	614,905	46.0
1,248,781	33.3	2,812,816	75.0	1,853,292	49.4
982,969	32.5	2,186,129	72.4	1,366,039	45.2
242,510	29.1	621,162	74.5	377,391	45.3
193,434	25.7	514,068	68.4	266,249	35.4
96,234	20.7	290,500	62.6	211,112	45.5
97,491	17.6	295,571	53.5	193,763	35.1
416,476	27.2	1,057,952	69.0	660,078	43.0
504,552	26.6	1,322,414	69.8	807,457	42.6
271,462	25.3	720,357	67.1	495,973	46.2
166,074	26.8	419,436	67.7	250,177	40.4
189,874	24.2	548,730	70.0	329,784	42.1
231,100	22.7	668,001	65.7	385,478	37.9
111,602	19.9	305,100	54.3	169,428	30.2
961,034	28.6	2,378,290	70.7	1,605,060	47.7
185,024	27.4	419,682	62.1	257,712	38.2
237,637	25.0	583,856	61.5	353,878	37.3
343,844	24.9	861,687	62.5	585,106	42.4
206,511	22.5	561,366	61.1	351,753	38.3
217,238	23.0	520,661	55.2	329,089	34.9
302,150	22.4	751,247	55.8	441,496	32.8
341,708	30.8	549,651	49.6	298,006	26.9
22,704,193	27.9	55,825,435	68.7	35,627,610	43.8

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第20表 任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表（自家用乗用車）

	都道府県	2013 年度			2014 年度		
		付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
		台	台	%	台	台	%
1	北海道	2,102,197	2,746,754	76.5	2,119,329	2,759,011	76.8
2	青森	527,521	716,123	73.7	533,460	719,912	74.1
3	岩手	483,072	720,485	67.0	492,517	727,052	67.7
4	宮城	959,107	1,245,313	77.0	977,642	1,260,803	77.5
5	秋田	377,741	588,903	64.1	381,869	590,472	64.7
6	山形	474,120	681,728	69.5	480,825	685,928	70.1
7	福島	843,039	1,189,117	70.9	857,246	1,202,498	71.3
8	茨城	1,498,484	1,903,457	78.7	1,516,455	1,925,042	78.8
9	栃木	986,014	1,291,019	76.4	999,772	1,303,770	76.7
10	群馬	1,010,949	1,336,789	75.6	1,026,562	1,349,718	76.1
11	埼玉	2,531,537	3,112,249	81.3	2,559,822	3,135,467	81.6
12	千葉	2,262,916	2,720,677	83.2	2,286,277	2,741,220	83.4
13	東京都	2,612,634	3,088,457	84.6	2,625,590	3,091,267	84.9
14	神奈川県	2,553,800	3,029,998	84.3	2,567,218	3,035,079	84.6
15	新潟	987,858	1,360,661	72.6	1,000,688	1,370,931	73.0
16	富山	522,278	693,819	75.3	527,926	698,978	75.5
17	石川	522,887	695,427	75.2	530,245	702,164	75.5
18	福井	377,538	496,127	76.1	382,588	501,569	76.3
19	山梨	364,038	538,819	67.6	366,306	543,784	67.4
20	長野	937,739	1,340,317	70.0	953,383	1,351,750	70.5
21	岐阜	1,035,519	1,272,297	81.4	1,044,004	1,279,855	81.6
22	静岡県	1,696,862	2,155,298	78.7	1,694,483	2,171,379	78.0
23	愛知	3,407,417	4,018,436	84.8	3,452,287	4,054,872	85.1
24	三重	908,926	1,125,273	80.8	918,756	1,134,603	81.0
25	滋賀	608,606	771,110	78.9	618,317	780,134	79.3
26	京都	829,638	985,254	84.2	834,900	989,610	84.4
27	大阪	2,383,008	2,716,486	87.7	2,397,892	2,725,787	88.0
28	兵庫県	1,891,755	2,265,818	83.5	1,908,215	2,279,038	83.7
29	奈良	544,734	643,067	84.7	547,535	646,038	84.8
30	和歌山	424,787	527,522	80.5	429,170	531,885	80.7
31	鳥取	237,766	335,926	70.8	240,954	339,017	71.1
32	島根	238,400	397,659	60.0	242,830	401,088	60.5
33	岡山	878,257	1,119,990	78.4	890,883	1,130,132	78.8
34	広島	1,124,569	1,412,299	79.6	1,138,213	1,425,693	79.8
35	山口	606,657	805,628	75.3	612,173	812,156	75.4
36	徳島	346,500	445,276	77.8	350,511	449,321	78.0
37	香川	454,860	570,854	79.7	461,515	577,074	80.0
38	愛媛	545,218	720,471	75.7	552,797	726,919	76.0
39	高知	247,472	385,551	64.2	251,413	389,065	64.6
40	福岡	2,011,942	2,485,426	80.9	2,042,694	2,514,023	81.3
41	佐賀	344,214	484,688	71.0	350,328	491,062	71.3
42	長崎	485,186	675,362	71.8	492,459	682,738	72.1
43	熊本	701,424	989,808	70.9	713,340	1,000,995	71.3
44	大分	465,335	671,077	69.3	472,902	678,148	69.7
45	宮崎	416,156	652,827	63.7	424,099	660,385	64.2
46	鹿児島	594,593	917,280	64.8	604,495	927,155	65.2
47	沖縄	428,713	765,525	56.0	443,424	786,137	56.4
48	合計	46,880,091	59,812,447	78.4	47,424,712	60,280,724	78.7

※1 付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数です。

	2015 年度			2016 年度		
	付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
	台	台	%	台	台	%
1	2,136,833	2,768,242	77.2	2,152,089	2,783,094	77.3
2	538,170	720,911	74.7	543,055	724,288	75.0
3	499,183	730,792	68.3	505,234	734,743	68.8
4	990,966	1,270,964	78.0	1,002,512	1,282,906	78.1
5	384,316	590,863	65.0	387,763	591,693	65.5
6	485,232	688,827	70.4	489,770	691,923	70.8
7	868,062	1,211,116	71.7	876,285	1,218,723	71.9
8	1,531,116	1,940,035	78.9	1,545,910	1,957,693	79.0
9	1,010,851	1,314,362	76.9	1,020,858	1,323,383	77.1
10	1,037,795	1,357,448	76.5	1,048,595	1,366,946	76.7
11	2,583,165	3,153,076	81.9	2,608,675	3,177,659	82.1
12	2,304,869	2,758,535	83.6	2,323,821	2,780,015	83.6
13	2,627,290	3,098,385	84.8	2,639,068	3,110,853	84.8
14	2,576,189	3,039,100	84.8	2,586,251	3,051,426	84.8
15	1,010,140	1,376,266	73.4	1,020,978	1,383,703	73.8
16	532,581	702,165	75.8	537,282	706,150	76.1
17	535,756	707,082	75.8	542,380	713,731	76.0
18	386,878	504,118	76.7	390,738	507,020	77.1
19	375,588	547,372	68.6	381,114	550,836	69.2
20	964,888	1,356,620	71.1	977,399	1,364,418	71.6
21	1,050,804	1,283,314	81.9	1,058,723	1,291,314	82.0
22	1,736,238	2,183,278	79.5	1,753,970	2,198,455	79.8
23	3,486,308	4,085,737	85.3	3,527,324	4,125,687	85.5
24	926,691	1,138,868	81.4	935,285	1,147,481	81.5
25	625,442	784,676	79.7	632,030	791,066	79.9
26	839,066	992,115	84.6	842,992	994,980	84.7
27	2,410,814	2,734,877	88.2	2,424,823	2,749,720	88.2
28	1,922,182	2,286,505	84.1	1,935,154	2,298,077	84.2
29	549,657	648,354	84.8	551,022	650,430	84.7
30	432,208	534,269	80.9	434,992	536,598	81.1
31	243,048	340,281	71.4	245,858	342,305	71.8
32	245,840	402,586	61.1	248,926	405,389	61.4
33	900,918	1,138,552	79.1	912,471	1,148,175	79.5
34	1,149,297	1,433,419	80.2	1,160,399	1,443,601	80.4
35	617,056	814,330	75.8	621,793	817,911	76.0
36	353,799	451,108	78.4	356,972	453,354	78.7
37	465,561	579,791	80.3	471,020	583,959	80.7
38	558,091	730,839	76.4	564,255	735,844	76.7
39	254,563	390,781	65.1	257,859	393,509	65.5
40	2,065,435	2,535,901	81.4	2,092,182	2,562,851	81.6
41	354,591	494,350	71.7	359,975	499,065	72.1
42	497,415	685,665	72.5	502,738	691,044	72.8
43	723,902	1,009,291	71.7	737,365	1,022,133	72.1
44	478,801	682,029	70.2	483,944	686,443	70.5
45	430,688	664,096	64.9	437,179	668,910	65.4
46	613,213	932,881	65.7	621,763	940,110	66.1
47	453,724	803,410	56.5	466,594	821,754	56.8
48	47,846,018	60,597,582	79.0	48,294,852	61,021,368	79.1

※2 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計です。

第IV部 | くるまに関する保険関連の統計

第21表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表 (2016年度)

用途・車種	2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
1 自家用乗用車 普通	14,276	0.1	3,741	0.0	6,162	0.0
2 自家用乗用車 小型	17,136	0.1	5,364	0.0	13,033	0.1
3 営業用乗用車	193	0.1	255	0.1	26,599	15.5
4 軽四輪自動車 乗用車	7,584	0.0	6,443	0.0	8,677	0.1
5 軽四輪自動車 貨物車	12,820	0.3	10,260	0.2	14,388	0.3
6 自家用貨物車 普通	3,282	0.3	1,667	0.2	2,949	0.3
7 自家用貨物車 小型	14,366	0.6	3,582	0.1	8,326	0.3
8 営業用貨物車 普通	1,965	0.2	2,486	0.3	7,043	0.9
9 営業用貨物車 小型	88	0.2	198	0.4	458	0.8
10 バス 自家用	1,114	1.3	152	0.2	231	0.3
11 バス 営業用	63	0.1	524	0.5	1,985	1.7
12 二輪車	11,301	0.7	2,254	0.1	1,710	0.1
13 原動機付自転車	12,849	1.2	8,553	0.8	5,502	0.5
14 ダンプカー	878	0.2	1,032	0.2	1,633	0.4
15 特種用途自動車	24,898	8.9	2,380	0.8	2,442	0.9
16 工作車	6,410	1.2	8,658	1.6	10,029	1.8
17 小計	129,223	0.2	57,549	0.1	111,167	0.2
18 レンタカー	569	0.1	442	0.1	4,115	0.5
19 合計	129,792	0.2	57,991	0.1	115,282	0.2

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれます。

1億円超		無制限		合計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
130	0.0	14,773,368	99.8	14,797,677	100.0
276	0.0	15,783,612	99.8	15,819,421	100.0
1,080	0.6	143,732	83.6	171,859	100.0
138	0.0	16,704,905	99.9	16,727,747	100.0
154	0.0	4,719,322	99.2	4,756,944	100.0
40	0.0	1,048,357	99.2	1,056,295	100.0
151	0.0	2,375,109	98.9	2,401,534	100.0
515	0.1	792,531	98.5	804,540	100.0
48	0.1	53,343	98.5	54,135	100.0
9	0.0	83,178	98.2	84,684	100.0
0	0.0	111,987	97.8	114,559	100.0
60	0.0	1,586,413	99.0	1,601,738	100.0
46	0.0	1,015,005	97.4	1,041,955	100.0
22	0.0	438,305	99.2	441,870	100.0
16	0.0	250,868	89.4	280,604	100.0
348	0.1	524,079	95.4	549,524	100.0
3,033	0.0	60,404,114	99.5	60,705,086	100.0
23	0.0	852,945	99.4	858,094	100.0
3,056	0.0	61,257,059	99.5	61,563,180	100.0

第IV部 | くるまに関する保険関連の統計

第22表 任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表 (2016年度)

用途・車種	500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
1 自家用乗用車	普通	77,466 0.5	197,382 1.3	90,227 0.6		
	小型	146,385 0.9	297,862 1.9	106,518 0.7		
3 営業用乗用車		77,583 42.5	16,202 8.9	2,369 1.3		
4 軽四輪自動車	乗用車	142,461 0.9	296,024 1.8	89,397 0.5		
	貨物車	214,254 4.5	189,703 4.0	36,371 0.8		
6 自家用貨物車	普通	27,550 2.6	51,532 4.9	14,359 1.4		
	小型	83,944 3.5	99,235 4.1	23,204 1.0		
8 営業用貨物車	普通	52,786 6.5	48,676 6.0	31,303 3.9		
	小型	5,041 9.2	4,535 8.3	1,671 3.0		
10 バス	自家用	3,124 3.7	2,954 3.5	619 0.7		
	営業用	27,400 24.1	7,642 6.7	2,002 1.8		
12 二輪車		52,930 3.3	44,845 2.8	8,786 0.5		
13 原動機付自転車		258,202 25.0	36,686 3.5	4,404 0.4		
14 ダンプカー		9,796 2.2	17,695 4.0	5,323 1.2		
15 特種用途自動車		43,753 15.6	12,690 4.5	2,774 1.0		
16 工作車		70,127 13.4	62,786 12.0	15,374 2.9		
17 小計		1,292,802 2.1	1,386,449 2.3	434,701 0.7		
18 レンタカー		71,802 8.4	158,075 18.4	34,849 4.1		
19 合計		1,364,604 2.2	1,544,524 2.5	469,550 0.8		

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特種な用途・使用方法の自動車の保険契約および特種な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれます。

2,000万円超		無制限		合計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
40,116 0.3		14,384,722 97.3		14,789,913 100.0	1
55,948 0.4		15,201,963 96.2		15,808,676 100.0	2
1,668 0.9		84,885 46.5		182,707 100.0	3
38,248 0.2		16,149,848 96.6		16,715,978 100.0	4
19,927 0.4		4,276,274 90.3		4,736,529 100.0	5
19,698 1.9		939,371 89.3		1,052,510 100.0	6
17,493 0.7		2,171,517 90.7		2,395,393 100.0	7
43,948 5.4		633,593 78.2		810,306 100.0	8
1,836 3.3		41,798 76.2		54,881 100.0	9
311 0.4		77,005 91.7		84,013 100.0	10
885 0.8		75,922 66.7		113,851 100.0	11
3,104 0.2		1,495,022 93.2		1,604,687 100.0	12
2,598 0.3		732,720 70.8		1,034,610 100.0	13
3,789 0.9		403,378 91.7		439,981 100.0	14
2,141 0.8		218,531 78.1		279,889 100.0	15
72,633 13.9		302,478 57.8		523,398 100.0	16
324,343 0.5		57,189,027 94.3		60,627,322 100.0	17
53,846 6.3		539,828 62.9		858,400 100.0	18
378,189 0.6		57,728,855 93.9		61,485,722 100.0	19

第IV部 | くるまに関する保険関連の統計

第23表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表 (2016年度)

用途・車種	保険金額	3,000万円まで		3,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
1 自家用乗用車	普通	6,678,879	46.2	5,228,317	36.1	1,523,375	10.5
	小型	8,038,497	52.5	5,203,096	34.0	1,269,021	8.3
3 営業用乗用車		26,141	60.3	9,945	22.9	2,692	6.2
4 軽四輪自動車	乗用車	9,691,418	59.7	5,013,983	30.9	935,748	5.8
	貨物車	2,649,373	64.4	1,113,124	27.1	186,885	4.5
6 自家用貨物車	普通	462,872	51.9	300,690	33.7	62,478	7.0
	小型	1,128,538	54.5	673,137	32.5	132,903	6.4
8 営業用貨物車	普通	213,301	62.3	90,045	26.3	12,544	3.7
	小型	19,236	62.4	7,966	25.9	1,186	3.9
10 バス	自家用	29,124	43.0	23,484	34.6	13,706	20.2
	営業用	19,911	44.1	13,696	30.3	10,672	23.6
12 二輪車		359,601	79.8	69,857	15.5	11,487	2.5
13 原動機付自転車		161,530	74.7	37,604	17.4	6,787	3.1
14 ダンプカー		189,247	50.7	132,181	35.4	25,470	6.8
15 特種用途自動車		97,487	49.7	66,249	33.8	14,744	7.5
16 工作車		160,023	51.2	99,235	31.8	18,195	5.8
17 小計		29,925,178	54.2	18,082,609	32.8	4,227,893	7.7
18 レンタカー		476,216	85.0	68,633	12.3	4,525	0.8
19 合計		30,401,394	54.6	18,151,242	32.6	4,232,418	7.6

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれます。

無制限		合計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	
1,035,695	7.2	14,466,266	100.0	1
799,511	5.2	15,310,125	100.0	2
4,592	10.6	43,370	100.0	3
593,615	3.7	16,234,764	100.0	4
163,761	4.0	4,113,143	100.0	5
66,028	7.4	892,068	100.0	6
135,870	6.6	2,070,448	100.0	7
26,549	7.8	342,439	100.0	8
2,415	7.8	30,803	100.0	9
1,493	2.2	67,807	100.0	10
902	2.0	45,181	100.0	11
9,956	2.2	450,900	100.0	12
10,311	4.8	216,232	100.0	13
26,481	7.1	373,379	100.0	14
17,622	9.0	196,102	100.0	15
34,983	11.2	312,436	100.0	16
2,929,784	5.3	55,165,463	100.0	17
10,828	1.9	560,202	100.0	18
2,940,612	5.3	55,725,665	100.0	19

第24表 任意自動車保険 年齢条件別契約構成表 (2016年度)

用途・車種	年齢条件	対人賠償		対物賠償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
自家用乗用車	年齢を問わず補償	505,025	1.8	504,714	1.8
	21歳以上補償	1,734,376	6.1	1,733,915	6.1
	26歳以上補償	6,548,288	23.1	6,542,100	23.1
	30歳以上補償	2,828,287	10.0	2,827,097	10.0
	その他	16,678,253	58.9	16,675,412	59.0
	合計	28,294,229	100.0	28,283,238	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	565,931	3.6	565,494	3.6
	21歳以上補償	1,426,700	9.0	1,426,183	9.0
	26歳以上補償	3,481,204	22.0	3,477,051	21.9
	30歳以上補償	1,200,559	7.6	1,199,857	7.6
	その他	9,179,358	57.9	9,177,534	57.9
	合計	15,853,752	100.0	15,846,119	100.0
二輪車	年齢を問わず補償	71,109	4.5	71,453	4.5
	21歳以上補償	144,705	9.2	145,505	9.2
	26歳以上補償	1,127,778	71.9	1,133,003	71.9
	30歳以上補償	192,077	12.2	191,890	12.2
	その他	33,392	2.1	33,212	2.1
	合計	1,569,061	100.0	1,575,063	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	47,819	7.8	47,879	7.8
	21歳以上補償	562,599	91.4	561,794	91.4
	その他	4,782	0.8	4,774	0.8
	合計	615,200	100.0	614,447	100.0
合計	年齢を問わず補償	1,189,884	2.6	1,189,540	2.6
	21歳以上補償	3,868,380	8.3	3,867,397	8.3
	26歳以上補償	11,157,270	24.1	11,152,154	24.1
	30歳以上補償	4,220,923	9.1	4,218,844	9.1
	その他	25,895,785	55.9	25,890,932	55.9
	合計	46,332,242	100.0	46,318,867	100.0

搭乗者傷害		人身傷害		車両		合計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
180,480	1.6	496,040	1.8	285,185	1.5	505,679	1.8
623,940	5.6	1,708,571	6.1	1,109,329	5.8	1,736,109	6.1
2,656,282	23.8	6,338,294	22.8	4,510,170	23.4	6,579,306	23.2
1,934,507	17.4	2,717,042	9.8	1,689,328	8.8	2,828,329	10.0
5,742,773	51.6	16,566,695	59.5	11,661,680	60.6	16,679,168	58.9
11,137,982	100.0	27,826,642	100.0	19,255,692	100.0	28,328,591	100.0
179,453	3.2	555,206	3.6	305,461	3.2	566,384	3.6
463,052	8.4	1,402,438	9.0	864,370	9.1	1,427,774	9.0
1,279,527	23.1	3,321,048	21.4	2,081,133	22.0	3,491,205	22.0
749,622	13.5	1,136,718	7.3	601,210	6.4	1,200,597	7.6
2,861,797	51.7	9,113,618	58.7	5,612,457	59.3	9,179,714	57.9
5,533,451	100.0	15,529,028	100.0	9,464,631	100.0	15,865,674	100.0
36,131	3.6	25,171	5.8	624	1.6	71,568	4.5
79,871	7.9	50,608	11.7	1,938	4.8	146,005	9.2
709,130	69.9	309,121	71.3	31,071	77.6	1,139,909	72.0
171,007	16.9	30,510	7.0	4,375	10.9	192,270	12.1
18,271	1.8	17,866	4.1	2,055	5.1	33,484	2.1
1,014,410	100.0	433,276	100.0	40,063	100.0	1,583,236	100.0
27,750	6.5	10,226	9.3	903	19.0	48,132	7.8
392,130	92.5	99,329	90.2	3,856	81.0	565,784	91.4
3,844	0.9	565	0.5	3	0.1	4,783	0.8
423,724	100.0	110,120	100.0	4,762	100.0	618,699	100.0
423,814	2.3	1,086,643	2.5	592,173	2.1	1,191,763	2.6
1,558,993	8.6	3,260,946	7.4	1,979,493	6.9	3,875,672	8.4
4,644,939	25.6	9,968,463	22.7	6,622,374	23.0	11,210,420	24.2
2,855,136	15.8	3,884,270	8.8	2,294,913	8.0	4,221,196	9.1
8,626,685	47.6	25,698,744	58.5	17,276,195	60.1	25,897,149	55.8
18,109,567	100.0	43,899,066	100.0	28,765,148	100.0	46,396,200	100.0

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約を指します。

第25表 任意自動車保険 事故類型別支払統計表 (2016年度)

補償種目	事故類型	支払件数		支払保険金 千円
		件	構成比 %	
対人賠償	「自動車」対「自動車」	345,362	79.8	216,850,279
	「自動車」対「人」	66,400	15.3	125,115,185
	「自動車」対「物」	8,844	2.0	11,309,388
	自動車単独	12,274	2.8	10,373,664
	合計	432,880	100.0	363,648,516
対物賠償	「自動車」対「自動車」	1,966,502	86.5	586,636,142
	「自動車」対「人」	49,126	2.2	3,469,232
	「自動車」対「物」	231,039	10.2	86,593,114
	自動車単独	27,771	1.2	10,359,213
	合計	2,274,438	100.0	687,057,701
搭乗者傷害	「自動車」対「自動車」	259,791	85.2	35,617,260
	「自動車」対「人」	3,770	1.2	855,839
	「自動車」対「物」	23,879	7.8	4,597,146
	自動車単独	17,562	5.8	4,655,919
	合計	305,002	100.0	45,726,164
人身傷害	「自動車」対「自動車」	192,017	67.4	80,377,766
	「自動車」対「人」	12,242	4.3	14,757,136
	「自動車」対「物」	47,427	16.6	32,633,283
	自動車単独	33,336	11.7	30,856,434
	合計	285,022	100.0	158,624,619
車両	「自動車」対「自動車」	994,505	46.8	286,813,794
	「自動車」対「人」	21,955	1.0	5,048,219
	「自動車」対「物」	552,145	26.0	194,396,250
	自動車単独	558,072	26.2	138,981,559
	合計	2,126,677	100.0	625,239,822

※1 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 合計には、事故類型不明分が含まれます。

※3 事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中が含まれます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第26表 任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2016年度〉

都道府県	事故形態	他車・物・人との衝突、 接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
		支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
		件	%	千円	件	%	千円
1 北海道		89,083	78.0	28,603,622	981	0.9	584,511
2 青森		18,758	81.2	5,425,979	139	0.6	85,980
3 岩手		15,801	71.2	4,506,172	998	4.5	1,196,084
4 宮城		35,121	81.8	10,488,359	93	0.2	73,927
5 秋田		13,455	80.6	3,823,950	13	0.1	12,518
6 山形		18,389	81.7	5,162,755	5	0.0	4,907
7 福島		31,363	77.3	9,112,922	55	0.1	29,311
8 茨城		47,287	81.4	15,181,389	462	0.8	352,605
9 栃木		30,021	79.9	9,949,503	95	0.3	81,867
10 群馬		35,587	82.2	11,397,575	30	0.1	32,899
11 埼玉		81,610	81.4	26,667,611	757	0.8	836,981
12 千葉		83,392	82.7	28,583,353	926	0.9	488,844
13 東京都		106,620	80.8	38,675,075	390	0.3	373,397
14 神奈川県		89,924	81.2	28,869,071	163	0.1	160,734
15 新潟		31,360	75.7	8,433,978	15	0.0	3,830
16 富山		19,734	78.2	5,573,343	31	0.1	11,029
17 石川		16,942	78.2	4,584,844	84	0.4	21,789
18 福井		15,062	83.7	4,327,629	16	0.1	5,489
19 山梨		11,107	83.7	3,362,594	8	0.1	12,080
20 長野		31,834	81.8	8,524,992	20	0.1	9,177
21 岐阜		48,731	81.5	16,023,371	13	0.0	6,165
22 静岡県		60,095	84.8	17,850,614	41	0.1	30,864
23 愛知県		152,167	82.1	49,199,411	192	0.1	172,825
24 三重		35,843	79.5	12,289,054	69	0.2	51,463
25 滋賀		20,952	79.9	6,762,960	14	0.1	6,192
26 京都		30,111	82.7	9,530,998	6	0.0	-44,314
27 大阪府		93,447	79.7	32,253,210	45	0.0	34,730
28 兵庫県		65,925	80.7	23,030,242	37	0.0	14,340
29 奈良		18,582	83.2	6,067,837	17	0.1	29,075
30 和歌山		12,103	82.6	3,717,524	54	0.4	20,470
31 鳥取		9,759	73.4	2,492,750	20	0.2	4,457
32 島根		8,822	76.0	2,274,757	35	0.3	8,843
33 岡山		31,840	83.7	10,148,447	30	0.1	19,055
34 広島		40,250	80.3	11,983,270	143	0.3	150,447
35 山口		22,931	77.1	6,468,803	53	0.2	23,962
36 徳島		11,331	82.4	3,270,760	265	1.9	184,902
37 香川		15,529	87.6	4,558,351	24	0.1	15,598
38 愛媛		17,607	83.0	4,499,543	29	0.1	20,914
39 高知県		7,452	85.2	1,916,194	124	1.4	77,465
40 福岡		78,889	82.1	22,382,697	226	0.2	146,882
41 佐賀		11,809	87.1	3,457,459	26	0.2	15,632
42 長崎		14,531	89.8	3,458,351	85	0.5	41,936
43 熊本		27,798	82.2	7,003,302	799	2.4	637,265
44 大分		15,909	83.8	4,165,456	91	0.5	60,309
45 宮崎		12,794	79.1	2,999,232	916	5.7	432,093
46 鹿児島		17,063	79.7	4,065,323	1,496	7.0	508,088
47 沖縄		16,542	90.1	3,195,934	247	1.3	92,927
48 合計		1,724,763	81.1	537,417,775	10,403	0.5	7,661,492

- ※1 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※2 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等が含まれます。
- ※3 都道府県合計には、都道府県不明分が含まれます。

盗 難			そ の 他			合 計		
支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
件	%	千円	件	%	千円	件	%	千円
241	0.2	86,749	23,847	20.9	4,686,644	114,152	100.0	33,961,526
19	0.1	8,262	4,192	18.1	777,803	23,108	100.0	6,298,024
18	0.1	16,871	5,391	24.3	897,149	22,208	100.0	6,616,276
60	0.1	45,704	7,644	17.8	1,317,196	42,918	100.0	11,925,186
12	0.1	7,422	3,214	19.3	612,660	16,694	100.0	4,456,550
15	0.1	4,237	4,094	18.2	708,550	22,503	100.0	5,880,449
65	0.2	44,515	9,083	22.4	1,446,198	40,566	100.0	10,632,946
573	1.0	699,214	9,741	16.8	1,963,705	58,063	100.0	18,196,913
156	0.4	211,580	7,298	19.4	1,391,392	37,570	100.0	11,634,342
134	0.3	143,192	7,530	17.4	1,336,870	43,281	100.0	12,910,536
608	0.6	730,273	17,230	17.2	3,307,737	100,205	100.0	31,542,602
914	0.9	1,086,044	15,665	15.5	3,313,315	100,897	100.0	33,471,556
460	0.3	512,000	24,464	18.5	4,920,378	131,934	100.0	44,480,850
598	0.5	519,298	20,012	18.1	3,609,545	110,697	100.0	33,158,648
41	0.1	14,269	10,007	24.2	1,430,737	41,423	100.0	9,882,814
28	0.1	18,372	5,452	21.6	964,077	25,245	100.0	6,566,821
42	0.2	21,339	4,600	21.2	720,319	21,668	100.0	5,348,291
31	0.2	6,962	2,896	16.1	519,691	18,005	100.0	4,859,771
23	0.2	21,162	2,126	16.0	413,438	13,264	100.0	3,809,274
43	0.1	34,374	7,038	18.1	1,166,431	38,935	100.0	9,734,974
188	0.3	289,959	10,867	18.2	1,753,832	59,799	100.0	18,073,327
167	0.2	70,775	10,563	14.9	1,804,121	70,866	100.0	19,756,374
1,681	0.9	3,047,248	31,278	16.9	5,054,313	185,318	100.0	57,473,797
319	0.7	553,156	8,856	19.6	1,521,747	45,087	100.0	14,415,420
57	0.2	41,935	5,200	19.8	893,746	26,223	100.0	7,704,833
179	0.5	175,548	6,131	16.8	1,097,466	36,427	100.0	10,759,698
2,125	1.8	1,880,977	21,684	18.5	4,300,331	117,301	100.0	38,469,248
399	0.5	306,421	15,357	18.8	2,855,276	81,718	100.0	26,206,279
131	0.6	94,361	3,607	16.1	696,755	22,337	100.0	6,888,028
53	0.4	71,346	2,451	16.7	456,927	14,661	100.0	4,266,267
8	0.1	12,117	3,513	26.4	549,829	13,300	100.0	3,059,153
4	0.0	3,334	2,744	23.6	398,841	11,605	100.0	2,685,775
75	0.2	37,237	6,101	16.0	1,076,455	38,046	100.0	11,281,194
43	0.1	32,457	9,664	19.3	1,613,281	50,100	100.0	13,779,455
25	0.1	6,860	6,734	22.6	1,108,293	29,743	100.0	7,607,918
7	0.1	2,781	2,146	15.6	368,958	13,749	100.0	3,827,401
29	0.2	10,137	2,153	12.1	450,181	17,735	100.0	5,034,267
12	0.1	12,480	3,564	16.8	614,774	21,212	100.0	5,147,711
7	0.1	2,054	1,165	13.3	242,390	8,748	100.0	2,238,103
191	0.2	68,195	16,735	17.4	2,870,184	96,041	100.0	25,467,958
27	0.2	16,042	1,695	12.5	313,917	13,557	100.0	3,803,050
12	0.1	1,290	1,545	9.6	279,711	16,173	100.0	3,781,288
37	0.1	5,985	5,179	15.3	1,178,683	33,813	100.0	8,825,235
10	0.1	3,098	2,970	15.6	511,614	18,980	100.0	4,740,477
12	0.1	1,492	2,455	15.2	413,957	16,177	100.0	3,846,774
6	0.0	998	2,831	13.2	496,201	21,396	100.0	5,070,610
9	0.0	1,032	1,561	8.5	254,607	18,359	100.0	3,544,500
9,917	0.5	10,988,397	381,594	17.9	69,172,316	2,126,677	100.0	625,239,980

第27表 任意自動車保険 修理費費目別統計表 (2016年度)

補償種目	修理費費目	認定損害額単価	
		円	構成比
対物賠償	部品費	127,423	42.3
	工賃	58,240	19.3
	塗装費	51,474	17.1
	間接損害	45,056	15.0
	その他	19,085	6.3
	合計	301,278	100.0
車両	部品費	149,400	52.7
	工賃	61,139	21.6
	塗装費	52,344	18.5
	その他	20,747	7.3
	合計	283,628	100.0

- ※1 修理費は、自己または相手の過失分や免責金額等を差し引く前の金額です。
- ※2 間接損害には、代車料や休車損害等を含みます。
- ※3 その他には、消費税や諸費用を含みます。

3 関連情報

I 共済関係

第28表 自賠責共済収支の推移

年 度	契 約		支	
	件 数	共 済 掛 金	死 亡	
			件 数	共 済 金
	件 %	千円 %	件	千円
1970	2,923,354	19,255,593	496	2,105,422
1975	2,732,993	31,792,707	658	6,360,930
1980	2,759,764	45,980,728	624	8,935,923
1985	3,138,386	75,182,861	615	9,920,758
1986	3,225,300 (2.8)	83,883,351 (11.6)	630	10,211,859
1987	3,241,266 (0.5)	82,938,910 (△ 1.1)	648	11,653,097
1988	3,392,378 (4.7)	89,177,706 (7.5)	651	11,204,359
1989	3,189,136 (△ 6.0)	85,634,404 (△ 4.0)	672	11,694,403
1990	3,325,675 (4.3)	90,287,051 (5.4)	673	12,035,243
1991	3,268,791 (△ 1.7)	80,536,948 (△10.8)	672	12,418,737
1992	3,294,496 (0.8)	81,887,921 (1.7)	737	14,406,045
1993	3,263,432 (△ 0.9)	70,517,578 (△13.9)	685	13,844,827
1994	3,360,666 (3.0)	73,139,184 (3.7)	681	14,183,155
1995	3,309,483 (△ 1.5)	73,916,381 (1.1)	664	13,641,336
1996	3,360,019 (1.5)	75,702,484 (2.4)	635	12,652,475
1997	3,357,421 (△ 0.1)	70,707,667 (△ 6.6)	627	12,596,200
1998	3,369,297 (0.4)	72,201,803 (2.1)	625	13,069,091
1999	3,472,701 (3.1)	73,822,215 (2.2)	561	12,692,039
2000	3,567,223 (2.7)	75,241,838 (1.9)	506	12,286,500
2001	3,575,456 (0.2)	76,321,869 (1.4)	482	11,029,849
2002	3,573,753 (△ 0.0)	94,797,163 (24.2)	571	13,082,946
2003	3,637,219 (1.8)	96,557,242 (1.9)	550	12,823,658
2004	3,566,015 (△ 2.0)	95,050,314 (△ 1.6)	569	13,103,586
2005	3,629,699 (1.8)	91,563,939 (△ 3.7)	537	12,606,434
2006	3,616,425 (△ 0.4)	91,005,611 (△ 0.6)	487	11,616,129
2007	3,610,799 (△ 0.2)	84,705,567 (△ 6.9)	445	10,127,141
2008	3,951,279 (9.4)	73,456,873 (△13.3)	455	10,521,942
2009	3,724,945 (△ 5.7)	69,438,082 (△ 5.5)	407	9,207,247
2010	3,731,514 (0.2)	69,607,048 (0.2)	403	9,315,241
2011	3,704,642 (△ 0.7)	77,930,334 (12.0)	349	8,277,082
2012	3,805,988 (2.7)	80,465,865 (3.3)	316	7,495,028
2013	3,647,079 (△ 4.2)	88,778,767 (10.3)	384	8,529,955
2014	3,672,962 (0.7)	89,347,693 (0.6)	344	7,797,786
2015	3,672,167 (△ 0.0)	89,143,140 (△ 0.2)	346	7,886,126
2016	3,693,865 (0.6)	90,143,244 (1.1)	364	8,256,259

※1 1970年度は、沖縄県を含みません。
 ※2 1986年度以降の()内の数値は、対前年度増減率を示します。
 ※3 1996年度以前はJ A共済から報告を受けた数値です。

年 度	払				
	傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
	件 千円	件 %	千円 %		
1970	20,301	4,389,105	20,797	6,494,527	1970
1975	27,550	11,602,176	28,208	17,963,106	1975
1980	32,779	19,073,211	33,403	28,009,134	1980
1985	46,791	27,595,414	47,406	37,516,172	1985
1986	48,260	27,651,120	48,890 (3.1)	37,862,979 (0.9)	1986
1987	45,605	28,088,798	46,253 (△ 5.4)	39,741,895 (5.0)	1987
1988	44,452	27,119,122	45,103 (△ 2.5)	38,323,481 (△ 3.6)	1988
1989	44,486	26,313,634	45,158 (0.1)	38,008,037 (△ 0.8)	1989
1990	44,677	26,438,530	45,350 (0.4)	38,473,773 (1.2)	1990
1991	44,406	25,426,242	45,078 (△ 0.6)	37,844,979 (△ 1.6)	1991
1992	45,059	25,689,138	45,796 (1.6)	40,095,183 (5.9)	1992
1993	46,885	27,013,599	47,570 (3.9)	40,858,426 (1.9)	1993
1994	47,262	27,302,519	47,943 (0.8)	41,485,674 (1.5)	1994
1995	47,268	25,646,983	47,932 (△ 0.0)	39,288,319 (△ 5.3)	1995
1996	47,722	25,711,403	48,357 (0.9)	38,363,878 (△ 2.4)	1996
1997	48,948	26,737,861	49,575 (2.5)	39,334,061 (2.5)	1997
1998	49,983	27,103,897	50,608 (2.1)	40,172,988 (2.1)	1998
1999	52,088	30,583,727	52,649 (4.0)	43,275,767 (7.7)	1999
2000	55,561	32,842,902	56,067 (6.5)	45,129,402 (4.3)	2000
2001	58,883	33,499,565	59,365 (5.9)	44,529,413 (△ 1.3)	2001
2002	60,692	34,559,342	61,263 (3.2)	47,642,288 (7.0)	2002
2003	63,464	36,517,854	64,014 (4.5)	49,341,513 (3.6)	2003
2004	62,520	35,390,360	63,089 (△ 1.4)	48,493,946 (△ 1.7)	2004
2005	62,517	35,955,395	63,054 (△ 0.1)	48,561,829 (0.1)	2005
2006	62,509	35,888,767	62,996 (△ 0.1)	47,504,896 (△ 2.2)	2006
2007	62,737	36,568,051	63,182 (0.3)	46,695,192 (△ 1.7)	2007
2008	62,060	36,533,397	62,515 (△ 1.1)	47,055,339 (0.8)	2008
2009	63,599	36,711,124	64,006 (2.4)	45,918,371 (△ 2.4)	2009
2010	66,727	38,452,475	67,130 (4.9)	47,767,716 (4.0)	2010
2011	69,117	38,291,020	69,466 (3.5)	46,568,101 (△ 2.5)	2011
2012	69,716	38,690,169	70,032 (0.8)	46,185,198 (△ 0.8)	2012
2013	71,218	39,545,411	71,602 (2.2)	48,075,366 (4.1)	2013
2014	70,472	40,647,231	70,816 (△ 1.1)	48,445,017 (0.8)	2014
2015	69,655	39,889,782	70,001 (△ 1.2)	47,775,908 (△ 1.4)	2015
2016	68,969	38,492,345	69,333 (△ 1.0)	46,748,604 (△ 2.2)	2016

※4 1997年度は、J A共済および全労済から報告を受けた数値の合計です。
 ※5 1998～2000年度は、J A共済、全自共および全労済から報告を受けた数値の合計です。
 ※6 2001年度以降は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

第29表 自賠責共済都道府県別収支 (2016年度)

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
北海道	201,118	5,296,684	2,566	1,850,129
青森	50,963	1,256,192	554	414,295
岩手	92,486	2,333,256	1,013	695,498
宮城	80,256	2,065,979	1,406	962,226
秋田	114,522	2,981,542	1,392	834,507
山形	79,358	1,989,662	1,295	678,878
福島	126,970	3,225,686	2,221	1,540,264
茨城	47,171	1,177,387	968	707,658
栃木	62,195	1,561,014	1,320	876,709
群馬	88,433	2,241,344	2,059	1,464,335
埼玉	98,737	2,452,663	2,230	1,536,191
千葉	47,880	1,177,145	1,023	700,328
東京	30,529	801,643	668	566,976
神奈川	68,509	1,715,082	1,429	1,064,083
新潟	66,534	1,641,108	887	540,171
富山	33,851	891,781	621	324,283
石川	37,087	988,388	642	421,530
福井	32,146	843,795	793	362,715
山梨	67,879	1,657,261	1,281	770,793
長野	123,874	3,095,295	1,716	1,220,369
岐阜	60,630	1,543,505	1,228	847,063
静岡	107,679	2,677,517	2,269	1,872,579
愛知	174,325	4,367,609	3,547	2,282,072
三重	72,024	1,824,091	1,607	1,197,304

※1 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
 ※2 J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
滋賀	52,071	1,294,557	1,118	703,316
京都	29,510	733,991	523	496,701
大阪	28,236	695,463	666	518,666
兵庫	108,062	2,682,565	2,105	1,397,353
奈良	41,337	933,151	1,007	717,601
和歌山	55,903	1,304,400	1,027	820,581
鳥取	24,738	629,006	444	318,705
島根	87,307	2,291,428	1,434	678,146
岡山	71,823	1,781,614	1,603	1,109,528
広島	86,727	2,172,541	1,564	978,030
山口	75,900	1,907,437	1,599	776,394
徳島	31,174	771,626	630	300,989
香川	35,516	878,075	975	604,307
愛媛	76,299	1,844,434	1,636	1,198,227
高知	76,291	1,927,691	1,149	847,876
福岡	111,837	2,801,398	3,333	2,384,386
佐賀	64,612	1,635,298	1,747	1,340,770
長崎	56,379	1,404,287	1,128	826,404
熊本	84,009	2,064,857	1,673	925,522
大分	75,165	1,876,563	1,369	871,029
宮崎	134,860	3,406,116	3,064	2,145,053
鹿児島	142,333	3,522,957	2,498	1,568,320
沖縄	98,940	1,121,921	1,751	967,325
離島	79,680	656,237	555	522,422
合 計	3,693,865	90,143,244	69,333	46,748,604

第30表 自動車共済 補償種目別収支の推移

年度	区分 補償種目	契 約		支 払	
		件 数	共済掛金	件 数	共 済 金
		件	千円	件	千円
2012年度	対人賠償	11,174,153	83,034,979	57,319	51,147,569
	対物賠償	11,105,898	167,763,215	427,552	110,202,830
	搭乗者傷害	5,420,625	13,452,186	35,043	8,713,707
	車 両	5,443,441	147,412,246	484,639	106,439,508
	合 計	11,174,153	411,662,625	1,004,553	276,503,614
2013年度	対人賠償	11,407,368	86,314,565	55,477	51,083,990
	対物賠償	11,342,974	174,293,321	411,943	108,974,845
	搭乗者傷害	5,045,761	14,716,620	33,806	7,613,001
	車 両	5,585,805	154,411,790	434,566	100,953,326
	合 計	11,407,368	429,736,296	935,792	268,625,161
2014年度	対人賠償	11,367,742	88,113,677	54,195	48,886,791
	対物賠償	11,333,075	176,619,660	383,876	109,702,415
	搭乗者傷害	4,646,750	15,379,792	31,797	6,548,884
	人身傷害	7,684,486	62,469,664	73,614	28,451,702
	車 両	5,636,208	156,408,635	369,330	95,567,632
合 計	11,367,742	498,991,430	912,812	289,157,424	
2015年度	対人賠償	11,417,901	86,163,995	51,304	48,903,924
	対物賠償	11,370,248	177,512,124	357,007	107,171,064
	搭乗者傷害	7,038,244	20,376,959	31,101	6,217,949
	人身傷害	8,110,596	53,855,046	76,123	28,153,634
	車 両	5,700,542	157,033,918	318,100	87,780,758
合 計	11,417,901	494,942,042	833,635	278,227,328	
2016年度	対人賠償	11,241,189	86,523,498	48,164	45,882,624
	対物賠償	11,203,581	178,775,466	342,386	104,246,799
	搭乗者傷害	9,226,528	24,834,012	55,247	9,201,864
	人身傷害	8,379,033	44,539,925	46,759	23,262,728
	車 両	5,681,537	159,906,454	289,649	83,138,070
合 計	11,241,189	494,579,355	782,205	265,732,085	

※1 J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。
 ※2 2014年度から、補償種目に人身傷害保険を追加しました。
 ※3 2015年度以降の搭乗者傷害保険には、一部共済における傷害定額給付型を含みます。

第31表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率 (2017年3月末)

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		共済・保険計	
		台 数	普及率	台 数	普及率	台 数	普及率
	台	台	%	台	%	台	%
北海道	3,747,151	558,009	14.9	2,663,484	71.1	3,221,493	86.0
青森	1,005,726	185,412	18.4	705,661	70.2	891,073	88.6
岩手	1,027,548	240,830	23.4	660,528	64.3	901,358	87.7
宮城	1,698,137	260,363	15.3	1,257,780	74.1	1,518,143	89.4
秋田	816,253	227,331	27.9	494,673	60.6	722,004	88.5
山形	934,909	227,114	24.3	613,236	65.6	840,350	89.9
福島	1,658,894	329,263	19.8	1,121,519	67.6	1,450,782	87.5
茨城	2,591,072	253,527	9.8	1,927,764	74.4	2,181,291	84.2
栃木	1,719,859	260,129	15.1	1,248,993	72.6	1,509,122	87.7
群馬	1,792,075	297,406	16.6	1,291,517	72.1	1,588,923	88.7
埼玉	4,088,320	371,077	9.1	3,209,379	78.5	3,580,456	87.6
千葉	3,614,203	217,729	6.0	2,861,776	79.2	3,079,505	85.2
東京	4,419,010	308,077	7.0	3,448,451	78.0	3,756,528	85.0
神奈川	4,007,565	272,716	6.8	3,202,899	79.9	3,475,615	86.7
新潟	1,843,762	383,010	20.8	1,289,445	69.9	1,672,455	90.7
富山	900,736	171,176	19.0	657,717	73.0	828,893	92.0
石川	904,715	162,042	17.9	661,742	73.1	823,784	91.1
福井	663,615	118,877	17.9	484,513	73.0	603,390	90.9
山梨	754,961	149,149	19.8	481,781	63.8	630,930	83.6
長野	1,897,720	418,361	22.0	1,253,113	66.0	1,671,474	88.1
岐阜	1,681,079	206,848	12.3	1,309,062	77.9	1,515,910	90.2
静岡	2,874,192	352,819	12.3	2,195,243	76.4	2,548,062	88.7
愛知	5,210,062	490,675	9.4	4,255,680	81.7	4,746,355	91.1
三重	1,510,215	177,240	11.7	1,162,226	77.0	1,339,466	88.7
滋賀	1,024,790	146,128	14.3	768,729	75.0	914,857	89.3
京都	1,336,004	119,900	9.0	1,065,464	79.8	1,185,364	88.7
大阪	3,747,995	199,197	5.3	3,094,029	82.6	3,293,226	87.9
兵庫	3,019,964	298,481	9.9	2,377,248	78.7	2,675,729	88.6
奈良	833,697	76,590	9.2	663,394	79.6	739,984	88.8
和歌山	751,594	107,353	14.3	561,691	74.7	669,044	89.0
鳥取	464,332	103,148	22.2	309,454	66.6	412,602	88.9
島根	552,463	184,147	33.3	319,187	57.8	503,334	91.1
岡山	1,533,366	221,864	14.5	1,145,719	74.7	1,367,583	89.2
広島	1,893,983	256,220	13.5	1,451,714	76.6	1,707,934	90.2
山口	1,073,607	192,474	17.9	777,048	72.4	969,522	90.3
徳島	619,826	103,969	16.8	452,622	73.0	556,591	89.8
香川	783,709	121,865	15.5	595,679	76.0	717,544	91.6
愛媛	1,016,680	193,913	19.1	726,168	71.4	920,081	90.5
高知	561,611	154,244	27.5	333,964	59.5	488,208	86.9
福岡	3,364,515	326,305	9.7	2,583,363	76.8	2,909,668	86.5
佐賀	675,328	151,933	22.5	452,395	67.0	604,328	89.5
長崎	949,369	188,092	19.8	637,743	67.2	825,835	87.0
熊本	1,378,650	276,704	20.1	923,922	67.0	1,200,626	87.1
大分	918,766	171,247	18.6	610,606	66.5	781,853	85.1
宮崎	942,807	227,532	24.1	563,303	59.7	790,835	83.9
鹿児島	1,346,978	281,032	20.9	820,079	60.9	1,101,111	81.7
沖縄	1,108,393	261,560	23.6	596,236	53.8	857,796	77.4
合 計	81,260,206	11,003,079	13.5	60,412,293	74.3	71,415,372	87.9

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成29年3月末現在)」(一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行)から作成。
 ※2 保有車両数、自動車共済および自動車保険の台数は、原動機付自転車を除きます。
 ※3 自動車共済は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値から作成。
 ※4 自動車共済・自動車保険台数は、2017年3月末の有効契約台数です。
 ※5 都道府県合計には、自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含みます。

II 交通事故関係

第32表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発生件数				死者数			負傷者数		
	件数		指数	1日当たり 平均件数	人数	指数	1日当たり 平均人数	人数	指数	1日当たり 平均人数
	交通事故 件数	死亡事故 件数								
1970	718,080	15,801	109	1,967.3	16,765	151	45.9	981,096	120	2,687.9
1975	472,938	10,165	72	1,295.7	10,792	97	29.6	622,467	76	1,705.4
※5 1980	476,677	8,329	72	1,302.4	8,760	79	23.9	598,719	73	1,635.8
1985	552,788	8,826	84	1,514.5	9,261	84	25.4	681,346	84	1,866.7
1986	579,190	8,877	88	1,586.8	9,317	84	25.5	712,330	87	1,951.6
1987	590,723	8,981	89	1,618.4	9,347	84	25.6	722,179	89	1,978.6
※5 1988	614,481	9,865	93	1,678.9	10,344	93	28.3	752,845	92	2,057.0
1989	661,363	10,570	100	1,812.0	11,086	100	30.4	814,832	100	2,232.4
1990	643,097	10,651	97	1,761.9	11,227	101	30.8	790,295	97	2,165.2
1991	662,392	10,551	100	1,814.8	11,109	100	30.4	810,245	99	2,219.8
※5 1992	695,346	10,892	105	1,899.9	11,452	103	31.3	844,003	104	2,306.0
1993	724,678	10,398	110	1,985.4	10,945	99	30.0	878,633	108	2,407.2
1994	729,461	10,158	110	1,998.5	10,653	96	29.2	881,723	108	2,415.7
1995	761,794	10,232	115	2,087.1	10,684	96	29.3	922,677	113	2,527.9
※5 1996	771,085	9,518	117	2,106.8	9,943	90	27.2	942,204	116	2,574.3
1997	780,401	9,222	118	2,138.1	9,642	87	26.4	958,925	118	2,627.2
1998	803,882	8,800	122	2,202.4	9,214	83	25.2	990,676	122	2,714.2
1999	850,371	8,687	129	2,329.8	9,012	81	24.7	1,050,399	129	2,877.8
※5 2000	931,950	8,713	141	2,546.3	9,073	82	24.8	1,155,707	142	3,157.7
2001	947,253	8,424	143	2,595.2	8,757	79	24.0	1,181,039	145	3,235.7
2002	936,950	8,062	142	2,567.0	8,396	76	23.0	1,168,029	143	3,200.1
2003	948,281	7,522	143	2,598.0	7,768	70	21.3	1,181,681	145	3,237.5
※5 2004	952,720	7,159	144	2,603.1	7,436	67	20.3	1,183,617	145	3,233.9
2005	934,346	6,691	141	2,559.9	6,937	63	19.0	1,157,113	142	3,170.2
2006	887,267	6,208	134	2,430.9	6,415	58	17.6	1,098,564	135	3,009.8
2007	832,704	5,639	126	2,281.4	5,796	52	15.9	1,034,652	127	2,834.7
※5 2008	766,394	5,079	116	2,094.0	5,209	47	14.2	945,703	116	2,583.9
2009	737,637	4,837	112	2,020.9	4,979	45	13.6	911,215	112	2,496.5
2010	725,924	4,808	110	1,988.8	4,948	45	13.6	896,297	110	2,455.6
2011	692,084	4,560	105	1,896.1	4,691	42	12.9	854,613	105	2,341.4
※5 2012	665,157	4,307	101	1,817.4	4,438	40	12.1	825,392	101	2,255.2
2013	629,033	4,293	95	1,723.4	4,388	40	12.0	781,492	96	2,141.1
2014	573,842	4,013	87	1,572.2	4,113	37	11.3	711,374	87	1,949.0
2015	536,899	4,028	81	1,471.0	4,117	37	11.3	666,023	82	1,824.7
※5 2016	499,201	3,790	75	1,363.9	3,904	35	10.7	618,853	76	1,690.9

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成
 ※2 1970年は、沖縄県を含みません。
 ※3 指数は、1989年を100としたものです（発生件数欄の指数は、交通事故件数に対するものです）。
 ※4 死亡事故件数は、交通事故件数の内数です。
 ※5 ※5を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算しています。

第33表 都道府県別交通事故発生状況（2016年）

区分 都道府県	交通事故件数		死者数				負傷者数			
	件数	対前年 増減率	人数	対前年 増減率	人口 10万人 当たり	自動車等 1万台当 たり	人数	対前年 増減率	人口 10万人 当たり	自動車等 1万台当 たり
北海道	11,329	1.9%	158	△ 10.7%	3.0	0.4	13,489	2.8%	252.0	33.1
青森	3,740	△ 3.0%	53	32.5%	4.1	0.5	4,539	△ 4.9%	351.0	40.2
岩手	2,373	△ 7.3%	73	△ 8.8%	5.8	0.6	2,971	△ 7.7%	234.3	25.3
宮城	7,986	△ 7.4%	71	7.6%	3.0	0.4	10,057	△ 7.8%	431.6	53.5
秋田	2,177	1.2%	54	42.1%	5.3	0.6	2,691	4.8%	266.4	29.6
山形	6,136	△ 4.8%	28	△ 50.9%	2.5	0.3	7,670	△ 4.6%	689.1	73.2
福島	5,802	△ 15.8%	90	16.9%	4.7	0.5	7,112	△ 14.8%	374.1	39.0
東京	32,412	△ 5.4%	159	△ 1.2%	1.2	0.3	37,828	△ 5.3%	277.7	75.1
茨城	10,455	△ 10.0%	150	7.1%	5.2	0.5	13,441	△ 11.2%	462.7	47.9
栃木	5,484	△ 13.3%	76	△ 22.4%	3.9	0.4	6,882	△ 12.6%	350.1	36.5
群馬	13,574	△ 10.9%	62	△ 8.8%	3.2	0.3	17,279	△ 11.3%	878.4	88.8
埼玉	27,816	△ 5.8%	151	△ 14.7%	2.1	0.3	34,212	△ 5.3%	469.4	75.4
千葉	18,022	△ 3.4%	185	2.8%	3.0	0.5	22,396	△ 3.7%	359.1	56.0
神奈川	27,091	△ 4.3%	140	△ 21.3%	1.5	0.3	32,305	△ 4.3%	353.3	68.8
新潟	4,694	△ 12.2%	107	10.3%	4.7	0.5	5,575	△ 13.9%	243.9	27.0
山梨	4,337	△ 6.1%	35	6.1%	4.2	0.4	5,608	△ 7.8%	675.7	66.0
長野	8,298	△ 6.4%	121	75.4%	5.8	0.6	10,323	△ 5.7%	494.4	49.2
静岡	31,518	△ 3.0%	137	△ 10.5%	3.7	0.4	41,221	△ 3.1%	1,117.7	128.9
富山	3,466	△ 12.1%	60	△ 14.3%	5.7	0.6	4,003	△ 12.4%	377.3	41.9
石川	3,541	△ 6.6%	48	4.3%	4.2	0.5	4,150	△ 7.6%	360.6	43.6
福井	1,847	△ 15.6%	51	8.5%	6.5	0.7	2,141	△ 16.8%	273.8	30.2
岐阜	6,646	△ 10.2%	90	△ 15.1%	4.5	0.5	8,991	△ 9.0%	444.7	50.3
愛知	41,551	△ 6.4%	212	△ 0.5%	2.8	0.4	51,087	△ 7.2%	680.5	91.4
三重	6,038	△ 15.8%	100	14.9%	5.5	0.6	8,158	△ 14.3%	451.2	48.7
滋賀	5,294	△ 10.0%	53	△ 27.4%	3.8	0.5	6,651	△ 12.8%	470.7	57.5
京都	8,087	△ 13.3%	60	△ 31.0%	2.3	0.4	9,678	△ 14.1%	371.5	57.8
大阪	37,920	△ 6.6%	161	△ 17.9%	1.8	0.4	45,460	△ 6.2%	514.7	100.6
兵庫	27,340	△ 4.2%	152	△ 11.1%	2.8	0.4	33,397	△ 5.1%	605.0	94.3
奈良	4,507	△ 11.2%	47	2.2%	3.5	0.5	5,725	△ 11.9%	422.2	57.9
和歌山	2,914	△ 16.7%	40	△ 16.7%	4.2	0.4	3,528	△ 19.6%	369.8	38.0
鳥取	987	△ 6.3%	17	△ 55.3%	3.0	0.3	1,243	△ 0.6%	218.1	24.5
島根	1,314	△ 5.3%	28	3.7%	4.1	0.5	1,537	△ 4.7%	222.8	25.4
岡山	8,930	△ 16.0%	79	△ 9.2%	4.1	0.5	10,654	△ 16.0%	556.3	61.5
広島	9,763	△ 12.5%	86	△ 9.5%	3.0	0.4	12,289	△ 11.4%	433.2	55.5
山口	5,401	△ 5.7%	64	0.0%	4.6	0.5	6,660	△ 6.9%	477.8	56.1
徳島	3,579	△ 7.4%	49	81.5%	6.5	0.7	4,424	△ 8.3%	589.9	64.1
香川	6,790	△ 13.2%	61	17.3%	6.3	0.7	8,434	△ 11.7%	867.7	93.1
愛媛	4,497	△ 11.6%	77	△ 1.3%	5.6	0.6	5,317	△ 10.8%	386.7	43.6
高知	2,193	△ 8.3%	42	40.0%	5.8	0.6	2,447	△ 10.4%	339.4	36.5
福岡	37,308	△ 6.1%	143	△ 5.9%	2.8	0.4	49,917	△ 5.4%	978.0	134.3
佐賀	7,783	△ 9.1%	35	△ 27.1%	4.2	0.5	10,377	△ 9.7%	1,253.3	137.1
長崎	5,652	△ 7.7%	41	△ 8.9%	3.0	0.4	7,416	△ 4.9%	542.5	67.4
熊本	6,151	△ 7.4%	67	△ 15.2%	3.8	0.4	7,929	△ 7.1%	447.0	50.2
大分	4,478	△ 8.9%	42	△ 8.7%	3.6	0.4	5,862	△ 8.9%	505.3	56.6
宮崎	9,015	△ 4.7%	45	△ 13.5%	4.1	0.4	10,280	△ 6.2%	938.0	97.9
鹿児島	7,474	△ 7.0%	65	△ 15.6%	4.0	0.4	8,838	△ 7.4%	539.9	57.1
沖縄	5,491	△ 2.3%	39	△ 4.9%	2.7	0.3	6,661	△ 0.8%	462.9	53.3
合計	499,201	△ 7.0%	3,904	△ 5.2%	3.1	0.4	618,853	△ 7.1%	487.5	67.7

※ 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

第34表 事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 年(暦年)	人対車両		車両相互		車両単独		列車		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
2012	63,558	9.6	575,631	86.5	25,895	3.9	73	0.0	665,157	100.0
2013	60,469	9.6	545,376	86.7	23,086	3.7	102	0.0	629,033	100.0
2014	56,491	9.8	498,086	86.8	19,205	3.3	60	0.0	573,842	100.0
2015	55,038	10.3	465,558	86.7	16,236	3.0	67	0.0	536,899	100.0
2016	51,551	10.3	433,790	86.9	13,781	2.8	79	0.0	499,201	100.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成
 ※2 「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいいます。

第35表 年齢層別死者数の推移

年齢層 年(暦年)	15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上			合計
							65～69歳	70歳以上	計		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
2012	92 (2.1)	171 (3.9)	371 (8.4)	341 (7.7)	389 (8.8)	454 (10.2)	341 (7.7)	339 (7.6)	1,940 (43.7)	2,279 (51.4)	4,438 (100.0)
2013	94 (2.1)	176 (4.0)	355 (8.1)	290 (6.6)	399 (9.1)	423 (9.6)	342 (7.8)	374 (8.5)	1,935 (44.1)	2,309 (52.6)	4,388 (100.0)
2014	84 (2.0)	164 (4.0)	318 (7.7)	263 (6.4)	381 (9.3)	411 (10.0)	299 (7.3)	391 (9.5)	1,802 (43.8)	2,193 (53.3)	4,113 (100.0)
2015	80 (1.9)	150 (3.6)	295 (7.2)	279 (6.8)	363 (8.8)	432 (10.5)	271 (6.6)	346 (8.4)	1,901 (46.2)	2,247 (54.6)	4,117 (100.0)
2016	74 (1.9)	146 (3.7)	301 (7.7)	274 (7.0)	360 (9.2)	388 (9.9)	223 (5.7)	371 (9.5)	1,767 (45.3)	2,138 (54.8)	3,904 (100.0)

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成
 ※2 ()内は構成比(%)を示します。

第36表 状態別死者数の推移

状態 年(暦年)	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗車中		歩行中		その他		合計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2012	1,430	32.2	790	17.8	567	12.8	1,642	37.0	9	0.2	4,438	100.0
2013	1,420	32.4	761	17.3	601	13.7	1,592	36.3	14	0.3	4,388	100.0
2014	1,370	33.3	697	16.9	540	13.1	1,498	36.4	8	0.2	4,113	100.0
2015	1,322	32.1	677	16.4	572	13.9	1,534	37.3	12	0.3	4,117	100.0
2016	1,338	34.3	684	17.5	509	13.0	1,361	34.9	12	0.3	3,904	100.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成
 ※2 「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいいます。

第37表 警察統計の死者数の推移

区分 年(暦年)	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
	人	人	
2012	4,438	5,261	1.19
2013	4,388	5,165	1.18
2014	4,113	4,838	1.18
2015	4,117	4,867	1.18
2016	3,904	4,682	1.20

※ 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

第38表 車種別道路交通法違反取締件数〈2016年〉

区分	車種						合計	
	大型車	中型車	普通車	自動二輪	原付・小特車	重被けん引車		
取締総件数	50,290	128,064	5,931,384	189,192	440,258	11	6,739,199	
主な違反行為	無免許運転	71	588	15,096	1,929	3,633	0	21,317
	酒酔い運転	1	1	521	11	25	0	559
	酒気帯び運転	86	91	23,059	662	1,966	0	25,864
	最高速度違反	4,662	17,932	1,450,502	48,902	89,240	0	1,611,238
	通行禁止違反	2,384	11,588	673,241	23,003	47,036	0	757,252
	駐停車違反	919	4,350	233,830	4,601	10,605	11	254,316
	整備不良車運転	716	316	11,992	3,904	12,181	0	29,109
	積載運転	2,085	3,089	8,634	57	158	0	14,023
	信号無視違反	17,446	24,001	642,215	16,100	41,286	0	741,048
	一時停止違反	1,837	10,292	1,172,974	30,971	114,015	0	1,330,089
携帯電話使用等	12,297	39,063	911,703	760	2,719	0	966,542	

- ※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成
- ※2 「普通車」には、軽四輪およびミニカーを含みます。
- ※3 「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいいます。
- ※4 「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表しています。
- ※5 「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいいます。

第39表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分	救急出動件数		搬送人員		交通事故による出動件数 (B)	(B)/(A)
	件数 (A)	対前年増加率	人員	対前年増加率		
年(暦年)	件	%	人	%	件	%
2012	5,802,455	1.7	5,250,302	1.3	543,218	9.4
2013	5,915,683	2.0	5,346,087	1.8	536,807	9.1
2014	5,984,921	1.2	5,405,917	1.1	518,372	8.7
2015	6,054,815	1.2	5,478,370	1.3	501,321	8.3
2016	6,209,964	2.6	5,621,218	2.6	488,861	7.9

※ 「消防白書」（消防庁編）から作成

第40表 男女別運転免許保有者数の推移

区分	運転免許保有者数			男			女		
	人	指数	保有率	人	指数	保有率	人	指数	保有率
年(暦年)	人		%	人		%	人		%
1970	26,449,229	45	34.3	21,683,599	58	58.0	4,765,630	22	12.0
1975	33,482,514	57	40.3	26,106,101	70	64.7	7,376,413	34	17.2
1980	43,000,383	73	49.0	30,408,233	82	71.4	12,592,150	57	27.9
1985	52,347,735	88	56.2	34,277,091	92	75.9	18,070,644	82	37.7
1986	54,079,827	91	57.4	35,036,361	94	76.6	19,043,466	87	39.3
1987	55,724,173	94	58.4	35,752,664	96	77.1	19,971,509	91	40.7
1988	57,423,924	97	59.4	36,483,593	98	77.6	20,940,331	96	42.1
1989	59,159,342	100	60.4	37,244,077	100	78.2	21,915,265	100	43.5
1990	60,908,993	103	61.4	38,028,875	102	79.0	22,880,118	104	44.9
1991	62,553,596	106	62.4	38,773,374	104	79.6	23,780,222	109	46.1
1992	64,172,276	108	63.3	39,482,617	106	80.2	24,689,659	113	47.4
1993	65,695,677	111	64.3	40,143,572	108	80.8	25,552,105	117	48.6
1994	67,205,667	114	65.3	40,793,347	110	81.6	26,412,320	121	49.9
1995	68,563,830	116	66.0	41,406,176	111	82.0	27,157,654	124	50.8
1996	69,874,878	118	66.8	41,973,336	113	82.6	27,901,542	127	51.8
1997	71,271,222	120	67.7	42,578,341	114	83.3	28,692,881	131	53.0
1998	72,733,411	123	68.7	43,223,086	116	84.1	29,510,325	135	54.1
1999	73,792,756	125	69.3	43,601,205	117	84.5	30,191,551	138	55.0
2000	74,686,752	126	69.8	43,865,900	118	84.5	30,820,852	141	55.9
2001	75,550,711	128	70.2	44,143,259	119	84.6	31,407,452	143	56.6
2002	76,533,859	129	70.9	44,489,377	119	85.1	32,044,482	146	57.5
2003	77,467,729	131	71.5	44,786,148	120	85.4	32,681,581	149	58.4
2004	78,246,948	132	72.0	45,020,226	121	85.7	33,226,722	152	59.2
2005	78,798,821	133	72.3	45,135,941	121	85.6	33,662,880	154	59.9
2006	79,329,866	134	72.7	45,257,391	122	85.8	34,072,475	155	60.5
2007	79,907,212	135	73.1	45,412,614	122	86.0	34,494,598	157	61.1
2008	80,447,842	136	73.6	45,517,585	122	86.1	34,930,257	159	61.8
2009	80,811,945	137	73.9	45,539,419	122	86.3	35,272,526	161	62.4
2010	81,010,246	137	73.6	45,487,010	122	85.7	35,523,236	162	62.4
2011	81,215,266	137	73.9	45,448,263	122	85.7	35,767,003	163	62.9
2012	81,487,846	138	74.2	45,437,260	122	85.8	36,050,586	164	63.4
2013	81,860,012	138	74.6	45,463,791	122	85.9	36,396,221	166	64.1
2014	82,076,223	139	74.8	45,430,245	122	85.9	36,645,978	167	64.5
2015	82,150,008	139	74.7	45,344,259	122	85.5	36,805,749	168	64.7
2016	82,205,911	139	74.7	45,255,994	122	85.3	36,949,917	169	64.9

- ※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成
- ※2 1970年は、沖縄県を含みません。
- ※3 指数は、1989年を100としたものです。
- ※4 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」または「国勢調査結果」によります。

第41表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総損害額 万円	態様	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害者		掲載誌
						性別年齢	職業	
52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	H23.11.1	H21.12.27	男 41歳	眼科 開業医	自保ジャーナル 平成24.5.24
45,381	後遺	札幌地裁	平成27年(ワ)第 558号	H28.3.30	H21.1.7	男 30歳	公務員	自保ジャーナル 平成29.6.8
43,961	後遺	鹿児島地裁	平成27年(ワ)第 368号	H28.12.6	H22.11.9	女 58歳	専門学校 教諭	自保ジャーナル 平成29.11.9
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	H23.12.27	H15.9.14	男 21歳	大学生	自保ジャーナル 平成24.3.8
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	H23.2.18	H19.4.13	男 20歳	大学生	自保ジャーナル 平成23.8.11
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	H17.5.17	H10.5.18	男 29歳	会社員	交民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	H19.4.10	H14.12.11	男 23歳	会社員	自保ジャーナル 平成19.5.31
37,370	後遺	東京地裁 立川支部	平成24年(ワ)第 2250号	H26.8.27	H22.7.20	男 7歳	小学生	自保ジャーナル 平成27.8.13
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	H18.6.21	H14.11.9	男 38歳	開業医	交民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	H21.11.17	H16.1.21	男 14歳	中学生	自保ジャーナル 平成22.6.10
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	H16.6.29	H9.4.24	男 25歳	大学研究科 在籍	交民 37巻3号838頁
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	H24.3.16	H19.10.26	男 25歳	美容室 店長	自保ジャーナル 平成24.7.26
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	H18.9.27	H13.10.4	男 37歳	アルバイト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	H19.1.31	H8.10.21	女 18歳	高校生	交民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	H19.6.8	H15.5.22	女 25歳	会社員	自保ジャーナル 平成20.6.12
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	H17.7.20	H12.8.18	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 平成17.10.20
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	H18.4.5	H12.7.31	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 平成18.5.25
33,531	後遺	東京地裁	平成15年(ワ)第 9539号	H16.12.21	H10.4.29	男 32歳	銀行員	交民 37巻6号1721頁
33,387	後遺	横浜地裁	平成19年(ワ)第 3220号	H20.8.28	H17.7.16	男 40歳	ITコンサルタント	自保ジャーナル 平成20.11.27
32,776	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第 1974号	H17.9.27	H11.2.17	男 42歳	会社員	交民 38巻5号1317頁

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠責保険などのてん補額を控除する前の金額をいいます。
- ※3 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略です。
- ※4 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第42表 交通事故高額賠償判決例（物件事故）

認定総損害額 万円	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害物件	掲載誌
26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第 1882号	H6.7.19	S60.5.29	積荷 (呉服・洋服・毛皮)	交民 27巻4号992頁
13,580	東京地裁	平成 3年(ワ)第11143号 平成 4年(ワ)第 2602号	H8.7.17	H3.2.23	店舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 平成15.9.10
12,036	福岡地裁	昭和51年(ワ)第 314号	S55.7.18	S50.3.1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	H23.12.7	H19.4.19	トレーラー	自保ジャーナル 平成24.4.26
11,347	千葉地裁	平成 6年(ワ)第 1104号	H10.10.26	H4.9.14	電車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第 508号	H12.6.27	H8.9.26	積荷	交民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第 6468号	H20.5.14	H11.9.25	積荷	自保ジャーナル 平成20.10.9
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第 1671号	H16.1.16	H13.3.9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成16.4.1
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	H13.12.25	H11.11.5	4階建ビル	自動車保険新聞 平成15.9.10
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	H13.8.28	H11.5.16	店舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 平成14.3.21
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第 6146号 平成14年(ワ)第 9119号	H14.12.25	H13.3.28	積荷	交民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成 7年(ワ)第 555号 平成 8年(ワ)第 472号	H9.8.14	H6.10.5	大型貨物車3台・ 積荷	自保ジャーナル 平成10.4.9
2,629	名古屋地裁	平成 4年(ワ)第 1562号 平成 5年(ワ)第 3123号 平成 6年(ワ)第 57号	H6.9.16	H3.3.20	観光バス	自保ジャーナル 平成7.6.15
2,389	名古屋地裁	平成 3年(ワ)第 2159号	H4.10.28	H3.4.23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No.2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第 156号	H23.11.25	H21.3.11	店舗 (ペットショップ)	自保ジャーナル 平成24.4.26
2,082	東京地裁	平成 6年(ワ)第25073号	H7.11.14	H6.2.22	観光バス	自保ジャーナル 平成8.2.15
2,057	東京高裁	平成 2年(ワ)第 1098号 平成 3年(ワ)第 3591号 平成 4年(ワ)第 3621号 平成 4年(ワ)第 293号 平成 4年(ワ)第 695号	H5.6.24	S54.7.11	トラック2台・ 積荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第 1798号 平成10年(ワ)第 3444号 平成11年(ワ)第 96号 平成11年(ワ)第 1482号 平成12年(ワ)第 783号	H12.6.28	H9.10.8	フルトレーラー・ 積荷	自保ジャーナル 平成13.8.30
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成 9年(ワ)第 122号	H11.1.29	H8.9.3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成11.8.5
1,739	大阪地裁	平成 8年(ワ)第13351号 平成 9年(ワ)第 3553号	H11.2.4	H6.10.4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 平成12.12.14

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいいます。
- ※3 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

Ⅲ 自動車保有登録関係

第43表 車種別自動車保有車両数の推移

年度	乗 用						貨 物				
	普通車		小型車		軽四輪車	計	普通車		小型車		被けん引車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
1970	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
1975	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
1980	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
1985	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
1986	753,217	2,815	25,681,286	250,373	1,850,806	28,538,497	1,148,768	574,721	6,385,280	94,591	67,918
1987	856,268	3,351	26,713,891	251,223	1,776,359	29,601,092	1,202,426	611,063	6,372,535	94,951	70,971
1988	980,860	4,126	27,739,168	251,385	1,737,019	30,712,558	1,288,253	656,012	6,433,147	95,662	76,372
1989	1,344,993	5,459	29,279,795	251,333	2,056,233	32,937,813	1,373,795	694,947	6,449,076	94,950	82,342
1990	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
1991	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
1992	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
1993	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
1994	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
1995	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
1996	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
1997	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
1998	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
1999	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
2000	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
2001	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
2002	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
2003	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
2004	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
2005	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
2006	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
2007	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
2008	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
2009	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
2010	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
2011	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
2012	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885
2013	17,533,167	52,961	22,048,985	185,930	20,230,295	60,051,338	1,418,602	859,534	3,531,802	73,376	157,771
2014	17,662,272	54,931	21,592,320	181,594	21,026,132	60,517,249	1,435,643	864,000	3,496,353	72,846	160,314
2015	17,944,156	56,799	21,176,179	177,511	21,477,247	60,831,892	1,444,268	872,863	3,466,101	72,581	163,018
2016	18,387,005	58,466	20,873,028	173,466	21,761,335	61,253,300	1,453,320	886,505	3,451,829	72,328	166,554

※1 「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人自動車検査登録情報協会発行）から作成（※2を除く）
 ※2 原動機付自転車および小型特殊車は、2004年度までは国土交通省調べ、2005年度以降は総務省調べから作成
 ※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

年度	軽三輪車・軽四輪車	計	乗 合 用		特 種 ・ 特 殊 用 途 用			二 輪 車		合 計	原 動 機 付 自 転 車	小 型 特 殊 車	年 度
			自家用	営業用	普通車・小型車	軽四輪車	大 型 特 殊 車	小 型	軽				
			台	台	台	台	台	台	台				
1970	3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	-	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	1970
1975	2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	-	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	1975
1980	4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	-	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	1980
1985	8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	-	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	1985
1986	9,981,069	18,252,347	141,308	90,703	632,386	-	355,173	911,897	1,301,128	50,223,439	16,423,441	2,424,978	1986
1987	10,993,330	19,345,276	142,841	91,807	667,765	-	369,507	974,218	1,453,170	52,645,676	16,022,878	2,437,867	1987
1988	11,939,363	20,488,809	146,225	92,828	710,991	-	386,232	1,016,070	1,582,930	55,136,643	15,608,552	2,414,449	1988
1989	12,248,734	20,943,844	148,335	93,960	750,357	-	404,267	1,045,519	1,669,771	57,993,866	15,056,497	2,406,252	1989
1990	12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	-	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	1990
1991	12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	-	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	1991
1992	11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	-	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	1992
1993	11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	-	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	1993
1994	11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	-	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	1994
1995	11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	-	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	1995
1996	11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	-	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	1996
1997	10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	-	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	1997
1998	10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	-	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	1998
1999	10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	-	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	1999
2000	9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	-	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	2000
2001	9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	-	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	2001
2002	9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	-	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	2002
2003	9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	-	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	2003
2004	9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	-	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	2004
2005	9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	-	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	2005
2006	9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	-	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	2006
2007	9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	-	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	2007
2008	9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	-	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	2008
2009	9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	-	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	2009
2010	8,922,794	15,137,641	118,611	108,228</									

第44表 都道府県別自動車保有車両数（2017年3月末）

都道府県	保有車両数	主要車種		
		乗用車	貨物	乗合車
	台	台	台	台
北海道	3,747,151	2,795,337	654,232	14,143
青森	1,005,726	726,989	216,430	3,827
岩手	1,027,548	737,024	229,800	3,646
宮城	1,698,137	1,287,569	303,808	5,055
秋田	816,253	593,064	176,652	2,367
山形	934,909	693,267	190,359	2,562
福島	1,658,894	1,221,234	337,836	5,729
茨城	2,591,072	1,960,581	486,241	7,108
栃木	1,719,859	1,325,341	289,652	4,609
群馬	1,792,075	1,368,599	322,195	3,987
埼玉	4,088,320	3,183,819	616,805	10,178
千葉	3,614,203	2,787,152	597,650	11,662
東京都	4,419,010	3,159,455	675,093	16,154
神奈川県	4,007,565	3,063,979	551,687	11,799
新潟	1,843,762	1,386,821	348,161	6,203
富山	900,736	707,204	149,765	2,098
石川	904,715	715,794	146,426	2,796
福井	663,615	508,067	123,174	1,913
山梨	754,961	551,825	154,825	2,202
長野	1,897,720	1,367,275	420,919	5,515
岐阜	1,681,079	1,293,452	299,326	4,606
静岡県	2,874,192	2,203,445	488,965	6,557
愛知県	5,210,062	4,135,054	768,818	10,418
三重	1,510,215	1,148,813	278,170	3,435
滋賀	1,024,790	792,394	175,434	2,699
京都	1,336,004	1,003,776	234,480	4,783
大阪	3,747,995	2,768,886	653,961	10,562
兵庫県	3,019,964	2,306,456	487,414	7,996
奈良	833,697	651,544	134,510	2,187
和歌山	751,594	538,188	164,235	1,710
鳥取	464,332	343,024	100,550	1,254
島根	552,463	406,612	119,953	1,760
岡山	1,533,366	1,151,606	296,807	3,141
広島	1,893,983	1,450,434	322,587	5,226
山口	1,073,607	820,381	198,720	2,584
徳島	619,826	454,498	132,896	1,597
香川県	783,709	585,548	154,110	1,733
愛媛	1,016,680	738,243	220,389	2,301
高知	561,611	394,851	132,169	1,364
福岡	3,364,515	2,574,999	569,341	10,590
佐賀	675,328	500,228	138,158	2,092
長崎	949,369	694,198	186,975	4,354
熊本	1,378,650	1,025,759	283,005	3,807
大分	918,766	688,805	184,293	2,471
宮崎	942,807	671,047	213,328	2,141
鹿児島	1,346,978	943,962	318,833	4,219
沖縄	1,108,393	826,701	202,257	3,653
合計	81,260,206	61,253,300	14,451,394	232,793

※1 「自動車保有車両数・月報（平成29年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成
 ※2 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含みません。

第45表 新車登録台数の推移

年(暦年)	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車(三輪・四輪)	バス・特種用途車・大型特殊車	合計
		台	台	台	台	台
2012	1,416,751 (23.6)	1,591,883 (28.9)	104,724 (25.9)	215,171 (22.4)	80,252 (24.1)	3,408,781 (26.0)
2013	1,401,821 (△1.1)	1,463,533 (△8.1)	111,623 (6.6)	221,839 (3.1)	83,656 (4.2)	3,282,472 (△3.7)
2014	1,439,862 (2.7)	1,414,217 (△3.4)	131,048 (17.4)	238,324 (7.4)	87,448 (4.5)	3,310,899 (0.9)
2015	1,366,984 (△5.1)	1,330,956 (△5.9)	138,119 (5.4)	243,352 (2.1)	90,703 (3.7)	3,170,114 (△4.3)
2016	1,491,022 (9.1)	1,304,292 (△2.0)	136,776 (△1.0)	237,493 (△2.4)	95,434 (5.2)	3,265,017 (3.0)

※1 「自動車登録統計情報(新車編)・月報」(一般社団法人 日本自動車販売協会連合会発行) から作成
 ※2 各年の数値は、12月末時点のものです。
 ※3 軽自動車を除きます。
 ※4 () 内は、対前年増減率(%)です。

第46表 車種別平均使用年数の推移

年度	乗用車			貨物車			乗合車		
	普通車	小型車	合計	普通車	小型車	合計	普通車	小型車	合計
	年	年	年	年	年	年	年	年	年
2012	12.99	12.32	12.58	15.65	12.39	13.24	19.77	16.42	17.91
2013	12.97	12.44	12.64	15.85	12.65	13.31	19.65	16.25	17.63
2014	12.53	12.28	12.38	16.12	12.77	13.72	20.20	14.82	16.95
2015	12.85	12.73	12.76	16.37	13.10	13.89	20.46	14.46	16.83
2016	12.97	12.87	12.91	16.71	13.36	14.37	20.19	15.19	17.39

※1 「わが国の自動車保有動向」(一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行) から作成
 ※2 各年度の数値は、3月末時点のものです。

Ⅳ 法令関係

第47表 後遺障害等級表

※2010年6月10日以降発生 の事故に適用

<自動車損害賠償保障法施行令別表第一>

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

<自動車損害賠償保障法施行令別表第二>

等級	後遺障害	保険金額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4 両上肢の用を全廃したもの 5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両下肢の用を全廃したもの	3,000万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	2,219万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889万円
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	1,574万円

等級	後遺障害	保険金額
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの	1,296万円
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの	1,051万円
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	819万円

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

等級	後遺障害	保険金額
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものと又はおや指以外の3の手指の用を廃したものと 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したものと 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	616万円
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したものと 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	461万円
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものと 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331万円

等級	後遺障害	保険金額
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1手のこ指の用を廃したもの 7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものと又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものと 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139万円
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものと 9 局部に神経症状を残すもの	75万円

備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
 ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 ③ 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 ⑤ 足指の用を廃したものと、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 1. 後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰り上げる。
 ・ 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
 ・ 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰り上げる。
 ・ 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰り上げる。
 2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。